

令和7年第1回板倉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第1日 3月6日（木曜日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 （午前 9時00分）	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○町長の施政方針	6
○諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	9
○諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について	9
○同意第 1号 板倉町教育委員会委員の任命について	10
○同意第 2号 板倉町監査委員の選任について	11
○議案第 7号 板倉町手話言語条例の制定について	12
○議案第 8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 の制定について	14
○議案第 9号 板倉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	14
○議案第10号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例に ついて	15
○議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	16
○議案第12号 板倉町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例について	17
○議案第13号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について	19
○議案第14号 第2次板倉町地域福祉計画について	19
○議案第15号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第8号）について	22
○議案第16号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について	22

○議案第 17 号	令和 6 年度板倉町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	22
○議案第 18 号	令和 7 年度板倉町一般会計予算について	23
○議案第 19 号	令和 7 年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について	23
○議案第 20 号	令和 7 年度板倉町国民健康保険特別会計予算について	23
○議案第 21 号	令和 7 年度板倉町介護保険特別会計予算について	23
○議案第 22 号	令和 7 年度板倉町下水道事業会計予算について	24
○発議第 1 号	板倉町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について	26
○陳情第 1 号	町道 3231 号線の拡幅整備について	26
○散会の宣告		27
散 会	（午前 10 時 33 分）	27

第 2 日 3 月 7 日（金曜日）

○議事日程		29
○本日の会議に付した事件		29
○出席議員		29
○欠席議員		29
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名		29
○職務のため出席した者の職氏名		30
開 議	（午前 9 時 00 分）	31
○開議の宣告		31
○諸般の報告		31
○一般質問		31
森 田 義 昭 議員		31
青 木 文 雄 議員		40
藪之本 佳奈子 議員		51
青 木 秀 夫 議員		65
尾 澤 将 樹 議員		80
○議案第 15 号	令和 6 年度板倉町一般会計補正予算（第 8 号）について	88
○議案第 16 号	令和 6 年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について	88
○議案第 17 号	令和 6 年度板倉町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	88
○散会の宣告		89
散 会	（午後 3 時 24 分）	90

第 5 日 3 月 10 日（月曜日）

○議事日程		91
○本日の会議に付した事件		91

○出席議員	9 1
○欠席議員	9 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 1
○職務のため出席した者の職氏名	9 2
開 議 (午前 9時00分)	9 3
○開議の宣告	9 3
○一般質問	9 3
須 藤 稔 議員	9 3
荒 井 英 世 議員	1 0 4
亀 井 伝 吉 議員	1 1 7
○散会の宣告	1 2 4
散 会 (午前 11時48分)	1 2 4

第14日 3月19日(水曜日)

○議事日程	1 2 5
○本日の会議に付した事件	1 2 5
○出席議員	1 2 5
○欠席議員	1 2 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 5
○職務のため出席した者の職氏名	1 2 6
開 議 (午前 9時00分)	1 2 7
○開議の宣告	1 2 7
○諸般の報告	1 2 7
○議案第18号 令和7年度板倉町一般会計予算について	1 2 7
○議案第19号 令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について	1 2 7
○議案第20号 令和7年度板倉町国民健康保険特別会計予算について	1 2 7
○議案第21号 令和7年度板倉町介護保険特別会計予算について	1 2 7
○議案第22号 令和7年度板倉町下水道事業会計予算について	1 2 7
○陳情第 1号 町道3231号線の拡幅整備について	1 2 8
○閉会中の継続調査、審査について	1 2 9
○町長挨拶	1 2 9
○閉会の宣告	1 3 0
閉 会 (午前 9時15分)	1 3 0

板倉町告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条及び第 102 条の規定により、令和 7 年第 1 回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 3 月 3 日

板倉町長 小 野 田 富 康

1. 期 日 令和 7 年 3 月 6 日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応招議員（12名）

1 番	永 田	亮	議員	2 番	須 藤	稔	議員
3 番	藪 之 本	佳 奈 子	議員	4 番	尾 澤	将 樹	議員
5 番	青 木	文 雄	議員	6 番	森 田	義 昭	議員
7 番	亀 井	伝 吉	議員	8 番	荒 井	英 世	議員
9 番	延 山	宗 一	議員	10 番	市 川	初 江	議員
11 番	青 木	秀 夫	議員	12 番	小 林	武 雄	議員

○ 不応招議員（なし）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

令和7年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年3月6日（木）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 同意第 1号 板倉町教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 2号 板倉町監査委員の選任について
- 日程第 8 議案第 7号 板倉町手話言語条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 9号 板倉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 板倉町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 第2次板倉町地域福祉計画について
- 日程第16 議案第15号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第17 議案第16号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 議案第17号 令和6年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第18号 令和7年度板倉町一般会計予算について
- 日程第20 議案第19号 令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第21 議案第20号 令和7年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第21号 令和7年度板倉町介護保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第22号 令和7年度板倉町下水道事業会計予算について
- 日程第24 発議第 1号 板倉町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 陳情第 1号 町道3231号線の拡幅整備について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	永 田 亮	議員	2 番	須 藤 稔	議員
3 番	藪 之 本 佳 奈 子	議員	4 番	尾 澤 将 樹	議員
5 番	青 木 文 雄	議員	6 番	森 田 義 昭	議員
7 番	亀 井 伝 吉	議員	8 番	荒 井 英 世	議員
9 番	延 山 宗 一	議員	10 番	市 川 初 江	議員
11 番	青 木 秀 夫	議員	12 番	小 林 武 雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小 野 田 富 康	町 長
赤 坂 文 弘	教 育 長
伊 藤 良 昭	総 務 課 長
橋 本 貴 弘	企画財政課長
栗 原 正 明	税 務 課 長
佐 山 秀 喜	住 民 環 境 課 長
新 井 智	福 祉 課 長
玉 水 美 由 紀	健康介護課長
福 知 光 徳	産業振興課長
塩 田 修 一	都 市 建 設 課 長
石 川 由 利 子	会 計 管 理 者
小 野 寺 雅 明	教 育 委 員 会 長 教 務 局
福 知 光 徳	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

荻 野 剛 史	事 務 局 長
小 野 田 裕 之	庶 務 議 事 係 長
本 田 明 子	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○小林武雄議長 ただいまから告示第15号をもって招集されました令和7年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○小林武雄議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、請願、陳情につきましては、お手元に配付した文書表のとおり、陳情2件が提出されております。なお、陳情2件のうち1件につきましては、議員配付のみとなりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、諮問2件、同意2件、条例の制定2件、条例の一部改正議案5件、計画に関する議案1件、令和6年度補正予算議案3件、令和7年度当初予算議案5件、議員発議1件、陳情1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○小林武雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

11番 青 木 秀 夫 議員

1番 永 田 亮 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○小林武雄議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

延山議会運営委員長。

[延山宗一議会運営委員長登壇]

○延山宗一議会運営委員長 おはようございます。それでは、今定例会の会期及び日程についてご報告申し上げます。

本件につきましては、2月21日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月6日

から3月19日までの14日間と決定をいたしました。

次に、日程ですが、本会議初日の本日3月6日は、町長の施政方針の後、諮問第1号及び第2号、同意第1号及び第2号について、提案者からの提案理由の説明の後、議案ごとに審議決定をいたします。その後、議案第7号から議案第14号について、提案者からの提案理由の説明の後、議案ごとに審議決定をいたします。次に、議案第15号から議案第17号の補正予算関係3議案及び議案第18号から議案第22号までの新年度予算関係5議案については、提案者からの提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。次に、発議第1号について、提案者からの提案理由の説明の後、議案ごとに審議決定をいたします。最後に、陳情第1号について、産業建設生活常任委員会へ付託し、本日の本会議の日程を終了いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算関係3議案について審査の上、委員会採決を行います。

第2日目の3月7日は、5名の議員が一般質問を行います。一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係3議案について、委員長から審査結果の報告の後、審議決定をいたします。3月8日、9日は休会を挟み、第5日目の3月10日は3名の議員が一般質問を行います。その後、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第6日目の3月11日、第7日目の12日、第9日目の14日、第12日目の17日の4日間で、予算決算常任委員会を開催し、令和7年度当初予算関係5議案の審査を行います。審査最終日となる17日には、予算案全体に対する総括質疑の後、委員会採決を行います。

なお、3月13日、15日、16日、18日は休会といたします。

最終日となる第14日目の3月19日は、令和7年度当初予算5議案について及び陳情第1号について、それぞれ委員長による審査結果の報告の後、審議決定をいたします。また、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了といたします。

以上で報告を終わります。

○小林武雄議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日3月6日から19日までの14日間と決定いたしました。

○町長の施政方針

○小林武雄議長 日程第3、町長の施政方針を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 おはようございます。

ただいま、本定例会開会前、長年の勤続と功労に対して表彰を受けられた小林議長におかれましては、誠におめでとうございます。今後も引き続いての議員活動に邁進をお願いし、また期待するところでもあります。

さて、ただいまから招集させていただいた第1回定例会を開催させていただくところでございますが、議

員の皆様には、ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。現在も岩手県の大船渡市において発生し、延焼が続いている山火事、山林火災において、亡くなられた方もいらっしゃるということでお悔やみを申し上げますとともに、被災された住民の方々には、お見舞いを申し上げたいというふうに思います。

年が明けてから乾燥が続いていたということで、被害が拡大したということのようではありますが、我が板倉町も年明け後、9件火災が発生している状況でございます。年末にも1件ございましたので、約3か月で10件というハイペースで火災が発生しているということでございます。

町民の皆様には、防災ラジオ等を通じて注意喚起をしているところでございますけれども、今回の雨で、また雪でお湿りといえますか、大分しっとりとした部分もございますので、少々ほっとしているところでもございます。

大船渡の山林火災で避難している方々においては、東日本大震災の教訓から避難所の運営、お弁当ですとか炊き出しという部分では、また段ボールベッドとかパーティション、間仕切りという部分で、当時の大震災の頃の避難所と比べると大分改善をされてきているということでございます。明日の一般質問でも青木文雄議員のほうから通告もございますようではありますが、当町においても災害の備えについては万全を期してまいりたいというふうに思っているところであります。とにかく一刻も早い鎮火と、その後の復旧、復興を願わずにはられません。

また、世界に目を向けますと、トランプ大統領の就任以降、世界がいろいろと不確実な状況になってきているのかなというふうな感じがしております。ロシアとウクライナの戦争についてもそうですし、また関税のかけ合いということで、今後、今までの常識が通じなくなっている部分もあるのかなというふうな感覚を持っておりまして、今後、我が国においても経済、安全保障の分野での先行きがちょっと心配されるところでもありますので、ぜひ注視していきたいと思っております。

ただ、トランプ大統領のやり方を見ていますと、ビジネスマン、ビジネスライクに政治を行っているような感じもいたしますので、アメリカファースト、アメリカの利益のために動いているということです。できれば日本もそれぐらい日本ファースト、日本国民のための政治を行っていただければというふうに思っております。

そんな我が国においても、3月4日、令和7年度予算が衆議院を通過いたしました。衆議院通過すると、衆議院の優越ということで、30日以内には、30日経過すれば通ってしまうということですので、間違いないのかなというふうに思っております。

国の一般会計予算については115兆1,978億円、当初予算としては過去最大となっております。税収は78兆4,400億円を見込み、これも過去最大の状況となっております。新規国債発行額は28兆6,000億円、令和6年度当初よりも6兆8,000億円の減とされました。当初予算の国債発行額が30兆円を下回るのが17年ぶりとなっています。発行額は減っているものの、全歳入の4分の1近くを占めており、依存度はいまだ高いものと言えます。

歳出では、社会保障費が全体の3分の1、38兆2,778億円となっており、やはり過去最大の額となっております。医療、年金のほか子育て支援の経費となっています。防衛費、教育費等も全体的に増加しております。地方交付税については、自治体交付金額で約1.6%増となっており、臨時財政対策債は平成13年度の制

度創設以来、初めて発行額がゼロとなっております。地方財政対策として行政の効率化、防災減災対策、地方創生などが挙げられております。

この予算を通すに当たって、少数与党ということで自民党、公明党プラス日本維新の会が賛同して通ったわけですが、今回、この予算案を通すに当たって、維新の政策を取り入れた高校の無償化、また国民民主党にも気を遣いながらということで103万円の壁を160万円に引き上げたというようなことが述べられておりましたけれども、高校の無償化、ひいては大学の無償化まで持っていきたいというふうに前原共同代表はおっしゃっていましたが、正直、愚策なのかなというふうに私は思っております。

高校無償化をするということよりも、できれば奨学金制度、給付型の奨学金のほうを拡充するべきなのかなというふうな感じもしておりますし、外国人留学生への補助、これはすごく大きな額を外国人の留学生に補助をしているわけですが、もう少し日本人を大事にしてもらいたいというふうに思うところでもあります。この主張に対しては、自民党の参議院議員、小野田紀美さんという方がよく国会でも述べられておりまして、たまたま名字が同じということで、よく親近感を持ちながら見ていたところでもあります。

また、103万円の壁を160万円に引き上げるということで、これも3段階の所得制限があるということで、あまりメリットが減税の効果はそれほどないというふうに言われておりますので、これから夏の参議院選に向けて、与党はさらに議席を減らすのではないかなというふうに考えているところでもございます。

群馬県においては8,078億円の予算を取っています。令和6年度から3.4%、202億円の増となっております。収入としては、県税収入は令和6年度から6.9%、180億円増の2,780億円、県債は0.4%、2億円減の473億円となっております。

山本知事によりまして、こどもまんなか推進、新産業創出加速予算と銘打たれた予算は、重点施策としてこどもまんなか推進、新たな富の創出に向けた未来への投資、持続可能な成長の促進、県民の幸福度向上、財政の健全化の確保を挙げております。具体的には、継続した子ども医療費等の補助や私立高校授業料支援、公園等の県立施設の整備、再生エネルギー導入支援、賃上げや災害インフラ整備などが挙げられております。

肝腎な板倉町の予算の概要についてでございます。令和7年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の合計は103億4,126万5,000円となり、令和6年度と比べて4.3%、4億2,770万7,000円の増となりました。令和6年度当初予算と比べて、一般会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計が増加し、国民健康保険特別会計、下水道事業会計が減少しております。一般会計予算については、令和6年度から8.4%、5億500万円の増の65億円といたしました。

歳入については、町税は定額減税が行われた影響で減少していた町民税が元に戻るなどにより約8,400万円、固定資産税が約8,170万円、たばこ税が約630万円の増加見込みのため、総額で1億7,248万円の増としております。各種交付金、交付税については、国の地方財政計画の数値と過去の歳入額を基に算出しており、やや増加を見込んでおります。

なお、地方特例交付金については、令和6年度は定額減税による町民税の減収分を補填しており、令和7年度は、それがいないため、大幅な減少となっております。分担金、負担金は、そらいろ保育園の屋上防水工事の終了に伴い、そらいろ保育園運営事業者からの負担金が減少いたしました。

国庫支出金は障害者福祉、児童手当関係の負担金、各種システムの標準化関連や学校のタブレット更新に対する補助金などがあり、増加しております。県支出金も民生費関係の負担金、農業関係の補助金、参議院

選挙や国勢調査の委託料などにより増加しております。

寄附金については、ふるさと納税の増額を見込んでおります。財源不足を補うための繰入金については、9,084万円の増となりました。

町債については、国の見込みにより、臨時財政対策債が平成13年度の制度以降、初めて発行なしとなります。

また、令和6年度は中学校校舎や中央公民館の屋上防水工事、小学校体育館の屋根、外壁工事を行うための借入れなどを予算化しましたが、令和7年度は建物の修繕工事を抑制したため約1億700万円の減といたしました。

歳出については、新規予算として保育園建設に係る事業費を計上したほか、情報発信や移住定住、防災減災に関する事業、またインフラ整備などの重点事業のほか、例年のように周辺自治体と住民サービスの格差が生じないよう、事業の効果を検討、精査し、予算化いたしました。目的別の状況としては、国がデジタルトランスフォーメーションの一環として自治体情報システムの標準化、共通化を進めており、この費用が大幅に増加するため、総務費が大きく増加しております。また、物価高などに対応するために、福祉サービス等の基準単価などの見直しが行われたことや児童手当制度の拡充などから、民生費も増加しております。

その他の目的別歳出では、衛生費はコロナウイルスワクチン接種に関する費用が当初予算から計上されることとなったことに加え、带状疱疹ワクチンの接種についても法定化することから、接種数の増加が見込まれるため増加しております。

土木費は町単独道路事業や橋梁長寿命化事業が増加、教育費は中学校や中央公民館の屋上防水改修が終了したものの、子供たちが使用するタブレットや先生方のパソコンの更新を行う必要があるため増加しております。その他の分野についても、物価高騰の影響により多くの費用が増加傾向にあります。

町債の現在高については、返済額が借入額を上回ることから約3億5,800万円程度の減少見込みとなっております。

積立金については、歳入の不足分を繰り入れているため、やや減少を見込んでおります。

以上が予算についての概要ですけれども、石破総理大臣は楽しい日本を標榜されております。これ堺屋太一先生の著書「三度目の日本」から取っているということなのですから、我が板倉町も楽しい板倉になるよう精進してまいりますので、議員の皆様方のご協力をお願いして、所信の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小林武雄議長 町長の施政方針が終わりました。

○諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○小林武雄議長 これより提出された議案の審議に入ります。

日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 では、諮問第1号及び諮問第2号の2議案は、人権擁護委員候補者の推薦に関する案件でありますので、一括してご説明いたします。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては、議会の意見を聞いて推薦するものとなっております。

初めに、諮問第1号でございますが、現在、その職にあります の高山弘文氏が、来る令和7年6月30日をもって1期3年の任期満了となることに伴う後任者の人事でございます。

後任者として慎重に検討した結果、氏名、森田孝市氏、
を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

森田孝市氏は、長年消防団活動で地域に貢献され、広く社会の諸事情に通じ、人格識見が高く、人権思想の普及及び人権啓発活動等に、その持てる力を遺憾なく発揮していただけるものと思ひ、適任者として推薦いたすものでございます。

次に、諮問第2号でございますが、その職にあります 、峯岸一夫氏が、来る令和7年6月30日をもって1期3年の任期満了となりますが、1期3年の任期中、その職務を的確に遂行していただき、今後もその活動が十分可能であると思われるため、引き続き推薦するものです。

以上、諮問第1号及び諮問第2号を一括してご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたします。

改めて課長の説明は、用意してございません。よろしくお願いいたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

初めに、諮問第1号について採決いたします。

原案のとおり適任者とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は原案のとおり適任者とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号について採決いたします。

原案のとおり適任者とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、諮問第2号は原案のとおり適任者とすることに決しました。

○同意第1号 板倉町教育委員会委員の任命について

○**小林武雄議長** 日程第6、同意第1号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○**小野田富康町長** 続いて、同意第1号 板倉町教育委員会委員の任命について。

本案は、板倉町教育委員会委員であります小菅富子氏が、令和7年3月31日に任期満了となりますので、それに伴う後任の人事でございます。

選任に当たり、慎重に人選を行いました結果、氏名、栗原順子氏、

を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

栗原順子氏は、人格は高潔であり、教育においても高い見識を備えている方でございます。

以上申し上げたことから、その職務を立派に遂行していただけるものと考えております。

なお、栗原順子氏の任期は令和11年3月31日まででございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意いただけますようお願いいたします。

改めて課長の説明は用意してございません。

○**小林武雄議長** 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○**小林武雄議長** 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第1号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○**小林武雄議長** 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

○同意第2号 板倉町監査委員の選任について

○**小林武雄議長** 日程第7、同意第2号 板倉町監査委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○**小野田富康町長** 同意第2号 板倉町監査委員の選任について。

本案につきましては、監査委員を務めていただきました館野文男氏が、令和6年12月7日をもちまして任期満了となっておりますので、これに伴う後任の人事でございます。

選任に当たり慎重に人選を行いました結果、氏名、大塚進氏、

を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

大塚進氏は、人格は高潔、金融機関に長年勤務され、厚い信頼と強い責任感を持ち、職場の管理運営を任される立場であったことから、監査委員としてその職務を十分に遂行していただけるものと考えております。

なお、任期は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第2号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

○議案第7号 板倉町手話言語条例の制定について

○小林武雄議長 日程第8、議案第7号 板倉町手話言語条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 板倉町手話言語条例の制定について。

国連総会において、平成20年に障害者の権利に関する条約が採択されたことを受け、国内においては、平成23年以降、障害者基本法の改正をはじめとする法制度等の整備が行われ、手話は言語であるとして位置づけられました。

県内におきましても、議員提案による群馬県手話言語条例が平成27年に施行されて以降、それに続いて20市町村が手話言語条例を制定し、施行されております。

本案につきましては、社会情勢の変化を踏まえ、手話は音声言語と対等な言語であるという認識を町民に正しく広め、手話を必要とする方が、手話による意思疎通を円滑に行える環境づくりの推進を図り、障害の有無にかかわらず誰もが健やかに安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すため、本条例を制定するものです。

以上、ご説明いたしました。細部につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 それでは、議案第7号 板倉町手話言語条例の制定に関する細部につきましてご説明申し上げます。

本条例につきましては、社会的背景を受けて町の基本方針を定める、いわゆる理念条例という性格を有するものであることから、条文に先立ちまして冒頭に前文を置きまして、手話が言語として位置づけられていること、また日常的に手話を用いて会話をするろう者の方々が、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すことをそれぞれ明記しております。

次に、条文構成といたしましては、初めに第1条、第2条といたしまして、本条例の目的と基本理念について定めております。

第3条、第4条では町の責務、県等との連携及び協力について、また第5条では町民の役割について、さらに第6条では事業者の役割について、それぞれが努めるべき基本的な取組や行動として定めております。

第7条では、町が主に取り組むべきものとして、手話やろう者に対する理解と手話の普及の促進、手話による情報の発信と取得、手話による意思疎通支援という3つの事項を掲げまして、それらを総合的かつ計画的に推進するための方針を策定する旨を定めております。

第8条では、町は関係機関、ろう者や手話に関わる者と連携し、町民が手話を学ぶ機会を確保するよう努める旨を定めております。

第9条では、学校教育の場において、手話やろう者に対する理解と、手話の普及促進を図るよう努める旨を定めております。

第10条では、災害時に町が取るべき合理的な配慮といたしまして、ろう者が情報を取得し、意思疎通を図るために必要な支援を講ずるよう努める旨を定めております。

第11条では、手話に関する取組の推進に要する財政上の措置に努める旨を定めているほか、第12条といたしまして委任規定を置いております。

最後に、附則として施行期日を定め、令和7年4月1日から施行するとしているものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

**○議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について**

○小林武雄議長 日程第9、議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 続いて、議案第8号であります。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本案につきましては、令和5年に公布されました刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）により懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、関係する条例の一部を改正し、併せて字句の整理を行うものであります。

以上、ご説明いたしました、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、条例の制定であります、内容は関係する条例の一部改正であるため、改めて担当課長からの説明はございません。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議案第9号 板倉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第10、議案第9号 板倉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第9号です。板倉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正を受け、本町においても所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、1つ目に扶養手当の見直しとして、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げるものでございます。

なお、この改正は、2年間で段階的に実施するものとし、令和7年度については、配偶者に係る手当を現行の「6,500円」から「3,000円」に引き下げ、子に係る手当を現行の「1万円」から「1万1,500円」に引き上げます。令和8年度からは、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を1万3,000円に引き上げます。

2つ目に、通勤手当の引上げ及び支給要件の拡大として、1か月当たりの支給限度額を15万円に引き上げ、新幹線等の特別料金も支給限度額内で全額支給するものでございます。

3つ目に、管理職員特別手当の支給対象時間の拡大といたしまして、平日深夜に係る支給対象時間の始まりを現行の深夜零時から2時間前倒しし、午後10時からとするものでございます。

4つ目に、再任用された職員への手当の拡大として、対象外であった住居手当を支給可能にするものでございます。

5つ目に、若手・中堅優秀職員の早期昇格時や、民間人材等の採用時における給与の改善を目的とした給料表の切替えとして、3級から6級の初号近辺の号給をカットし、それぞれ初号の額を引き上げるものでございます。

以上、ご説明いたしました、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議案第10号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 について

○小林武雄議長 日程第11、議案第10号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 議案第10号であります。板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について。

本案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等を受け、本町においても所要の改正を行うものです。

主な改正内容につきましては、1つ目に、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大として、対象となる子の範囲を3歳未満の子から小学校就学前の子に拡大するものでございます。

2つ目に、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備として、介護に直面した旨の申出をした職員に対し、本条例や規則等に基づいた介護休暇等の制度の個別周知や介護に直面する前の早い段階での職員への情報提供、また職場環境の整備として研修会や相談窓口の設置等について規定するものでございます。

以上、ご説明いたしましたので、よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第12、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を受け、本町においても所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本条例で引用している箇所について条項ずれが生じることから、所要の改正を行うものでございます。

なお、引用条項の変更に伴う要件の変更はございません。

以上でご説明いたしました、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

**○議案第12号 板倉町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について**

○小林武雄議長 日程第13、議案第12号 板倉町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 議案第12号であります。板倉町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

本案につきましては、令和6年11月29日に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が公布されたこと等に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容でございますが、1つ目は、栄養士法が改正されたことに伴い、家庭的保育事業所等を利用する乳幼児に対し、当該事業所以外の施設で調理し搬入する方法によって食事の提供を行う場合に栄養士による指導体制等を求める規定において、栄養士免許を有さない管理栄養士であっても同要件を満たすことができるとするものでございます。

2つ目は、保育所等における満3歳以上の児童に対する保育士配置の最低基準が改善されたことに伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所においても同様に改善するよう改めるものでございます。

以上、ご説明いたしました、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井議員。

○8番 荒井英世議員 8番、荒井です。ちょっと質問いたしますけれども、先ほどの説明の中で、この条例の一部の改正ということですが、2点あるということで、管理栄養士、それから保育士の配置の最

低基準、その変更ということですからけれども、問題は保育士配置の最低基準が変更されたということです。これが大きなポイントだと思うのですけれども、例えば保育士の最低基準を変更するということは、保育士の負担の軽減と、それから保育の質、それを上げるということですよ。当町を考えると、例えば今、北と西の統廃合を進めていますけれども、スケジュール的にいくと令和10年4月開園です。そうしますと、現行の中で進めなくてはならないわけです。

そうしますと、例えば今大きな問題になっているのは保育士の不足とかあります。その辺を考えると、例えば最低基準が変更されたということは、今後、現在保育園を運営する中でどういった影響があるか、その辺のちょっと見解をお聞かせ願いたい。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 お答えいたします。

こちらの最低配置基準につきましては、あくまで最低限の人数をお示ししているものでございまして、その理由につきましては、議員おっしゃるとおり、保育の質の向上であったり、保育士負担の軽減を図るために子供お一人に対しまして、保育士が必要な数を定めているものでございますが、現状といたしましては最低配置基準以上をどの園でも配置しているというのが現状でございます。板倉の町立保育園2園ございますが、こちらにつきましても同様でございまして、この配置基準が改善されて、より職員の配置人数を増やさなくてはならないという条件も、現状でも既にクリアしているという状況です。

その理由につきましても、やはりこれまで懸案事項でございました保育士の負担の増、こういったものは現実的に直面しておりますし、さらに子供につきましても気になる子ということで、特性のある子、例えば落ち着きがない子であったり、集団行動がなかなかできない子、また成長も子供の年齢に応じて大分大きく差が生じます。ですので、そういったことも加味しまして、現状でもかなりの加配という形ではありますが、保育士が配置している状況でございますので、それにつきましては今後も同じ方向性でかじを取っていきたいと考えているところでございます。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 分かりました。現状では、基本的に最低基準が変更されたとしても、今の段階ではそれほど影響はないということでしょうか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 議員のおっしゃるとおり、現状でも問題ありませんし、今後も当分の間は全く問題が生じるとは思っておりません。また、保育園の統合に伴いまして、この形は継続していくことと考えておりますし、実際に子供の状況、特性を見ながら、さらに加配ということも考えられると思いますので、その辺は慎重に対応していきたいと思っております。

○小林武雄議長 よろしいですか。

その他質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議案第13号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第14、議案第13号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 議案第13号でございます。板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について。

本案につきましては、群馬県と連携して実施している小口融資制度について、売上げ減少等の要件を満たした場合の借換え制度を継続して実施すべく、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部が改正され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を併せて行うものでございます。

改正内容につきましては、附則に定める借換え融資の申込み期間を1年延長し、令和8年3月31日までとするものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議案第14号 第2次板倉町地域福祉計画について

○小林武雄議長 日程第15、議案第14号 第2次板倉町地域福祉計画についてを議題とし、町長より提案理

由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第14号 第2次板倉町地域福祉計画について。

本案につきましては、板倉町地域福祉計画を定めることについて、板倉町議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本町では、令和2年度を初年度とする板倉町地域福祉計画を策定し、「だれもがともに支え合う安心して暮らせるまちいたくら」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進に努めてまいりました。

この地域福祉計画の計画期間は、5年間と定めております。ここに、現計画の計画期間が終了年次を迎えることから、新たに5年間の第2次地域福祉計画を策定いたしました。このたび、策定いたしました第2次板倉町地域福祉計画は、現計画における基本理念を継承しつつ、包括的な支援体制を構築し、さらなる地域共生社会づくりを推進できるよう、現計画と同様に地域福祉活動計画、成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定したものでございます。

また、安心して暮らせる地域づくりとして、犯罪を犯した者の再犯防止を推進するための再犯防止推進計画についても新たに包含する形で策定いたしました。

本計画をもって、複合化している福祉の課題や多様化している町民の福祉ニーズに対応できるような施策を実行することで、地域の住民や多様な主体が参画し、地域を共に創っていく地域共生社会の実現に向けて、引き続き地域福祉の推進に努めてまいります。

以上、ご説明いたしました。細部につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 それでは、議案第14号 第2次板倉町地域福祉計画に関する細部につきましてご説明申し上げます。

本計画の策定に当たりましては、先ほど町長から述べられたとおり、現計画における基本方針を継承しつつ、地域福祉施策に関する法制度の改正や社会情勢の変化に伴う修正のみにとどめることを基本といたしまして見直しを行っております。また、新たに取り入れた内容といたしましては、現在進行中で取り組んでいる、もしくは今後5か年度にわたって取り組むべき主な施策といたしまして、相談支援体制の強化を図ることを目的とする地域生活支援拠点事業の充実化や基幹相談支援センターの共同設置の推進があるほか、手話言語条例におきまして定められました情報のバリアフリー化の推進などが挙げられます。

それらを踏まえまして、本計画の内容に沿って具体的にご説明いたします。初めに、9ページを御覧ください。現計画期間であります直近5か年を基本といたしまして、統計に基づく現状分析としての情報を更新しております。とりわけ11ページを御覧いただきますと、上段にあります高齢者のみの世帯数につきましては増加傾向が強まっている一方、13ページにございます上段の障害者手帳所持者数、さらには隣の14ページの上段にある生活保護受給世帯数の推移を見ますと、いずれもおおむね横ばいで推移している状況にあるこ

とが分かります。

続いて、16ページを御覧ください。本計画の策定に当たりまして実施したアンケート調査の結果といたしまして、地域福祉に関する町民の意識や要望を整理しております。とりわけ21ページを御覧いただきますと、こちらのグラフでは安否確認などの声かけや、災害時の避難支援などが主に求められている支援であることが見てとれます。

さらには、28ページを御覧いただきますと、上段のグラフになりますが、必要な福祉サービスの情報をおおむね入手できているという方は半数に満たないという状況にありまして、その主な原因といたしましては、下段にあるグラフからどこで信頼できる情報を入手したらよいか分からないという点にあることが分かります。その他の様々な背景を踏まえ、以降のページにおいて本計画の基本的な考え方や町が展開すべき施策を整理しております。

初めに、43ページを御覧ください。上段の表にあります相談支援体制の強化の欄中になりますが、1つ目の丸といたしまして、地域全体で支えていくための仕組みである地域生活支援拠点事業の充実を図るという旨の表記がございます。障害のある方の親亡き後を見据えまして、自宅での孤立化を防ぐための24時間対応となる支援体制を現在既に整えておりますが、専門的人材の確保による機能強化や潜在的ハイリスク世帯の掘り起こしなどによりまして、事業のさらなる充実化に取り組んでまいりたいと考えているものでございます。

さらに、同じ欄中の上から3つ目の丸でございますが、相談支援事業所の後方支援や地域の相談支援体制強化を目的とし、基幹相談支援センターの設置を目指しますと追加してございます。障害のある方による相談件数につきましては、年々増加している状況を踏まえまして、地域の相談支援拠点となるセンターの広域設置を前提とし、現在、令和8年度の開設に向けまして、近隣市町との広域協議を行っているところでございます。

続いて、46ページを御覧ください。下段の表にあります福祉情報の提供の充実の欄中、1つ目の丸といたしまして、必要なサービス内容やサービス提供事業者の情報が得られるよう、ホームページやSNS等を活用し、分かりやすい情報発信に努める旨を表記してございます。町の公式LINEをはじめとする情報発信ツールの多様化に努めてまいりたいと考えているものでございます。

さらに、3つ目の丸といたしまして、障害の特性に配慮した情報を発信する旨を追加してございます。先ほどの手話言語条例に関連する施策としての表記ではございますが、聴覚に障害のある方のみならず、現代の情報化社会におきましては、障害のある方や高齢者を含め、誰もが等しく情報を得ることができるよう、情報のバリアフリー化に向けて先進事例の情報収集を行っているところでございまして、充実した合理的配慮の提供に努めてまいりたいと考えているものでございます。

以上、主な改正部分を抽出してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長　ここで暫時休憩いたします。

休　憩　　（午前10時06分）

再　開　　（午前10時09分）

○小林武雄議長 再開いたします。

青木秀夫議員に申し上げます。会議中にみだりに離席しないように通告いたします。今後、離席する場合には、議長の許可を得てから離席してください。

以上、通告しておきます。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議案第15号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第8号）について

○議案第16号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議案第17号 令和6年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○小林武雄議長 日程第16、議案第15号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第8号）についてから日程第18、議案第17号 令和6年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 初めに、議案第15号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、第8回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,626万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を68億4,329万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、町税に4,952万1,000円、寄附金に622万5,000円をそれぞれ追加し、国庫支出金から5,525万9,000円、県支出金から559万6,000円、繰入金から1,455万4,000円、町債から1,660万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に6,196万6,000円、教育費に124万6,000円をそれぞれ追加し、民生費から1,045万4,000円、衛生費から4,203万8,000円、農林水産業費から464万6,000円、商工費から450万円、土木費から1,936万6,000円、消防費から1,847万1,000円をそれぞれ減額するものでございます。

また、繰越明許費、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上で令和6年度板倉町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

次に、議案第16号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてをご説明いたします。
本補正予算につきましては、今年度第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,760万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億5,268万8,000円とするものでございます。歳入につきましては繰越金に1,794万8,000円を追加し、国庫支出金から543万7,000円、支払基金交付金から916万7,000円、県支出金から457万5,000円、繰入金から1,637万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に50万6,000円、基金積立金に3万5,000円、諸支出金に1,580万5,000円をそれぞれ追加し、保険給付費から3,195万円、地域支援事業費から200万円をそれぞれ減額するものでございます。

以上で令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

続いて、議案第17号 令和6年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。
本補正予算につきましては、今年度第1回目の補正予算であります。

収益的収入につきましては、第2項営業外収益、既決予定額から516万2,000円を減額し、第3項特別利益、既決予定額に83万8,000円を追加し、収益的収入の総額を2億5,441万7,000円とするものです。

収益的支出につきましては、第1項営業費用、既決予定額から230万円、第3項特別損失、既決予定額から375万円をそれぞれ減額し、収益的支出の総額を2億5,269万1,000円とするものでございます。

資本的支出につきましては、第2項企業債償還金の既決予定額から100万円を減額し、資本的支出の総額を8,635万2,000円とするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,201万8,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填し、特例的収入及び支出における未収金及び未払金の金額をそれぞれ1,253万4,000円及び1,024万3,000円に改めるものでございます。

以上で令和6年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

以上、議案第15号から議案第17号までを一括してご説明させていただきましたが、よろしくご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第15号から議案第17号の3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第17号の3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○議案第18号 令和7年度板倉町一般会計予算について

○議案第19号 令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

○議案第20号 令和7年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

○議案第21号 令和7年度板倉町介護保険特別会計予算について

○議案第22号 令和7年度板倉町下水道事業会計予算について

○小林武雄議長 日程第19、議案第18号 令和7年度板倉町一般会計予算についてから日程第23、議案第22号 令和7年度板倉町下水道事業会計予算についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第18号から議案第22号までの5議案は、令和7年度各会計の当初予算でありますので、一括してご説明いたします。

初めに、議案第18号 令和7年度板倉町一般会計予算についてをご説明いたします。本案は、令和7年度板倉町一般会計予算について提案するものでございます。歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ65億円と定めております。前年度に対し5億500万円、8.4%の増となっております。

歳入予算の内訳としては、町税22億2,620万8,000円、地方譲与税9,023万円、利子割交付金120万円、配当割交付金1,000万円、株式等譲渡所得割交付金1,250万円、法人事業税交付金4,100万円、地方消費税交付金3億3,800万円、ゴルフ場利用税交付金800万円、環境性能割交付金1,750万円、地方特例交付金760万円、地方交付税14億9,000万円、交通安全対策特別交付金170万円、分担金及び負担金1,387万8,000円、使用料及び手数料3,078万2,000円、国庫支出金7億4,357万円、県支出金5億625万1,000円、財産収入588万4,000円、寄附金6,500万2,000円、繰入金5億4,686万8,000円、繰越金2億円、諸収入9,272万7,000円、町債5,110万円となっております。

歳出予算の内訳としましては、議会費8,885万6,000円、総務費11億544万6,000円、民生費20億2,855万7,000円、衛生費6億3,927万7,000円、労働費20万8,000円、農林水産業費2億8,639万5,000円、商工費1億775万8,000円、土木費5億9,443万6,000円、消防費3億3,853万4,000円、教育費8億7,618万3,000円、災害復旧費1,000円、公債費4億1,934万5,000円、諸支出金4,000円、予備費1,500万円となっております。

その他、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりであります。

以上、令和7年度板倉町一般会計予算についての説明を終わります。

次に、議案第19号 令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてをご説明いたします。本案は、令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について提案するものでございます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ2億3,679万7,000円と定めております。前年度に対し910万4,000円、4.0%の増となっております。

歳入予算の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料1億7,524万7,000円、繰入金6,132万2,000円、諸収入22万5,000円となっております。

歳出予算としましては、総務費242万9,000円、後期高齢者医療連合納付金2億3,114万7,000円、諸支出金22万1,000円、予備費300万円となっております。

その他、一時借入金につきましては、議案書のとおりであります。

以上、令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。

次に、議案第20号 令和7年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてをご説明いたします。本案は、

令和7年度板倉町国民健康保険特別会計予算について提案するものでございます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ18億7,634万1,000円と定めております。前年度に対し1億627万6,000円、5.4%の減となっております。

歳入予算の主なものとしましては、国民健康保険税3億2,223万7,000円、県支出金13億4,974万6,000円、繰入金1億8,283万4,000円、繰越金2,000万円、諸収入151万4,000円となっております。

歳出予算の主なものとしましては、総務費5,027万7,000円、保険給付費13億294万5,000円、国民健康保険事業費納付金4億8,271万1,000円、保健事業費2,684万2,000円、諸支出金355万9,000円、予備費1,000万円となっております。

その他、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりであります。

以上、令和7年度板倉町国民健康保険特別会計予算についての説明を終わります。

次に、議案第21号 令和7年度板倉町介護保険特別会計予算についてをご説明いたします。本案は、令和7年度板倉町介護保険特別会計予算について提案するものでございます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ13億9,805万6,000円と定めております。前年度に対し3,590万1,000円、2.6%の増となっております。

歳入予算の主なものとしましては、保険料3億1,399万3,000円、国庫支出金2億5,291万円、支払基金交付金3億5,187万3,000円、県支出金1億9,858万1,000円、繰入金2億8,068万6,000円となっております。

歳出予算の主なものとしましては、総務費5,248万5,000円、保険給付費12億6,615万6,000円、地域支援事業費7,399万7,000円、予備費500万円となっております。

その他、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりであります。

以上、令和7年度板倉町介護保険特別会計予算についての説明を終わります。

最後に、議案第22号 令和7年度板倉町下水道事業会計予算についてを説明いたします。本案は、令和7年度板倉町下水道事業会計予算について提案するものでございます。

本予算は、地方公営企業法を適用した企業会計方式により計上するものでございます。収益的収入及び支出につきましては、予定総額をそれぞれ2億4,713万7,000円と定めております。

資本的収入及び支出につきましては、予定総額をそれぞれ8,293万4,000円と定めております。

その他、債務負担行為、企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費の金額の流用などにつきましては、議案書のとおりであります。

以上で令和7年度板倉町下水道事業会計予算についての説明を終わります。

議案第18号から議案第22号までの5議案を一括してご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第18号から議案第22号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第22号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決

定いたしました。

○発議第1号 板倉町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第24、発議第1号 板倉町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者より提案理由の説明を求めます。

延山議員。

[9番 延山宗一議員登壇]

○9番 延山宗一議員 それでは、発議第1号 板倉町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを説明いたします。

本案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律、また行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容については、刑法に規定されている懲役及び禁錮の字句が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されたことから、本条例においても引用している関係条文の字句を改めるものであります。

また、番号利用法第2条に新たに第8項が新設され、以下の項番が順次繰り下げることになったことから、本条例において同法第2条の条文を引用している関係の条文の条項を改めるものでもあります。

そのほか所要の整備を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、議員各位のご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○陳情第1号 町道3231号線の拡幅整備について

○小林武雄議長 日程第25、陳情第1号 町道3231号線の拡幅整備についてを議題といたします。

本陳情は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することとしたいと思いますが、ご異議ありません

か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○散会の宣告

○小林武雄議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 （午前10時33分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

令和7年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年3月7日（金）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第15号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第8号）について

日程第 3 議案第16号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第 4 議案第17号 令和6年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	永 田 亮	議員	2 番	須 藤 稔	議員
3 番	藪 之 本 佳 奈 子	議員	4 番	尾 澤 将 樹	議員
5 番	青 木 文 雄	議員	6 番	森 田 義 昭	議員
7 番	亀 井 伝 吉	議員	8 番	荒 井 英 世	議員
9 番	延 山 宗 一	議員	10 番	市 川 初 江	議員
11 番	青 木 秀 夫	議員	12 番	小 林 武 雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小 野 田 富 康	町 長
赤 坂 文 弘	教 育 長
伊 藤 良 昭	総 務 課 長
橋 本 貴 弘	企画財政課長
栗 原 正 明	税 務 課 長
佐 山 秀 喜	住民環境課長
新 井 智	福 祉 課 長
玉 水 美 由 紀	健康介護課長
福 知 光 徳	産業振興課長
塩 田 修 一	都市建設課長
石 川 由 利 子	会 計 管 理 者

小 野 寺	雅	明	教 育 委 員 会 長 事 務 局
福 知	光	徳	農 業 委 員 会 長 事 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

荻 野	剛	史	事 務 局 長
小 野 田	裕	之	庶 務 議 事 係 長
本 田	明	子	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○小林武雄議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○小林武雄議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○一般質問

○小林武雄議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は45分です。

森田議員。

[6番 森田義昭議員登壇]

○6番 森田義昭議員 6番、森田です。おはようございます。本日も通告書どおり質問をさせていただきます。

その前の話になるのですが、2月の中旬の新聞ですが、交通指導員さんの皆様が不断の実績に伴い表彰されたとあり、誠に晴れがましいことだと思います。この交通指導員さんは、よく見ますと、自分の同級生が四、五人いるのです。町で事故がないのは、皆様によるお力だと町長にも祝辞をいただいております。本当にそのとおりかと思えます。何でもないので、ちゃんとそういう人たちがいるのです。また、そういう人たちのおかげで町の安全、安心もあるのだということを知らなければいけないのかなと思います。改めて感じ入った次第であります。「広報いたくら」にも今月3月号ですか、載っていたのですが、あれではちょっと写真が小さいかなと、顔が分からない。せっかく板倉町のことから、もう少し大きくしてもらえればいいのかなと思います。

では、質問に入らせていただきます。これも1月末の新聞によりますと、写真家の齋藤陽道さんの記事が載っておりました。小学校の頃、いじめを経験されたのでしょうか。そういった内容でしたが、「教室は生きた地獄でした」と書いております。そして、最後には「勇気を持って時間をかけて、そこから逃げてください」とあり、本当に大変だったのだと、その1行を読んだときも自分の思いであります。

いじめですが、教育長になった頃に1度ないし2度質問をしております。その後、当町での小中学校でのいじめについてどのようになっているのでしょうか。あるのか、ないのかですが、お聞きしたいと思います。今現在。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

今年度学校が認知をしましたいじめにつきましては、小学校が4件、中学校が1件でございます。そのうち、既に解決しているものが4件、経過観察中が1件でございます。経過観察中といいますのが、いじめの解決に向けました指導が行われてから3か月間は経過を見守る指導が必要となっておりますので、その経過観察を行っている案件が1件ということでございます。ですから、現在未解決となっているいじめはございません。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 これ、この質問は先ほども言いましたが、3度目なのですが、1度目のときに教育長に質問したら、どういったことがいじめですかとお聞きしました。そうしたら、教育長は、自分がいじめられていると思ったことがいじめだといったような回答だったと思います。自分がいじめられたと思ったことがいじめなのですから、被害者が中心なわけですね。その被害者がこれを上手に表に出せるか。出せないのですよ、基本的には。言えない。誰にも言えないのです。それで、本当に解決したのか、本当に4件で済んでいるのか。中学校で1件、一番その辺の子を、その辺の表に出せない子を救い上げるのは、やはり学校かなと、親かなといろいろ思うのです。

それでは、不登校の子はどうでしょう。いらっしゃるのですか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

令和6年度2月現在でございますが、不登校認知数としましては、小学校が5名、中学生が16名、合計しますと21名でございます。理由は様々でございますが、いじめを理由とします不登校児童生徒はおりません。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 不登校の要因は、いろいろとあると思いますが、その一つには、やはり学校に来たくない、学校へ行くと何かある、それがいじめなのかなと思っており、自分は。学校に行きたくないのは、学校に何かあるからと考えるのは不自然ではないと思います。基本的にこの不登校の21名の方の内容というのは大体把握はしているのですか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 詳細な事項につきましては、お答えできないのですが、おおむねの事項としまして、まず一番不登校の原因として多いのが、無気力という、やる気がなくてということと、あとは生活リズムということで、夜間とかにユーチューブとかの閲覧によって朝起きられなかったりとか、そういう生活の乱れによる不登校というのが一番多いような状況でございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 聞き方をちょっと変えますが、保健室などに通っている子というのはいいますか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 不登校21名とお答えをいたしました、全欠という、全く行けない児童生徒は1名もおりません。教室に入れなくても、保健室、相談室等に通っている児童生徒が多いような状況でございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 これも新聞記事ですが、文部科学省の調査によりますと、年間30日以上欠席で不登校とされる。小中学生が2023年、昨年、その前は34万人いたと、全国で。過去最多、11年連続の増加とありました。もちろんこれぐらいいるのですから、板倉にいないというほうが不思議なのかなと思っております。ただ、保健室に通ったりできるのも、基本的にニュースなどになるにはそこまでいかない。もっと不幸な話はいっぱいあります。学校なりに考えてもらっている、それが功を奏しているのかなと、板倉の小中学校の場合、そのように感じております。

いじめについての定義ですが、当時の教育長さんが言っておりました。先ほど言ったように、自分が感じたときがいじめだと。ただ、それはそのとおりなのですが、そのとき、その子が誰かに相談をしたり、初めて表に出るといのがいわゆるいじめかと、いじめが発生したと学校が分かるのでしょうか。その子は口に出して誰かに相談したときに、その友達が学校に対して「あの子いじめられている。どうしよう」といったような相談があれば、初めていじめと認識するのではないのでしょうか。どうなのですか。表に出るまでが大変なのだと思うのですよ、いじめに関して。先生が事前にそれを感知することはどうなのでしょう。いじめに遭った子は、人に言えるかどうか、言いやすい環境になっているか、常にチェックをしていくのが大切なことかと思えます。もちろん親もその辺のアンテナも必要かなと思っております。

よく聞く話なのですが、いじめに遭っている子は、なかなか声に出せない。いじめの悪質なところだと自分は思っております。子供たちの暗黙のルールの中に、俗に言うチクリです。誰かに言う、先生に言うチクリです。これをする子は最低と呼ばれております、子供たちの間で。いじめている側で平気で堂々とそういうルールがあつて、親にも、先生にも言うなど。言わない。それはご存じでしょうか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 そういったことがあるということは知っていますが、そういったことがないようにということで、教員としましては、いじめ問題については真剣に取り組んでいるような状況でございます。実際に先ほど言いました件数の発見した状況というのが、やはり本人の保護者からの訴えがあつたり、または本人からの訴え、違う案件につきましては、スクールカウンセラーとか相談員が発見、あとは毎月やっていますアンケートの調査による発見というのが主なものとなっています。いじめも今、議員さんがおっしゃられたとおり、そういう面もありますので、教員ももう日々そういったことがないように取り組んでいるような状況でございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 そうなのですね。いじめをしているほうも、そういったルールが暗黙のうちにありますから、平気でいじめてしまうのです。それを言うと、おまえもまだ子供だなんてまたいじめられてしまうのですね、子供なのに。その辺のルールがいじめをしているほうといじめられているほうでちゃんと成

立しているというところがこのややこしいところではないかなと思います。

まずは、親も学校もまず子供を見よです。見てください。それでも学校側はいじめを把握している場合もありますが、解決ができないのではないかと思います。先生の実力のなさなのか、資質なのか、子供たちの教室で起きていることは大人には本当に分からないものだと思っております。大人たちが見立てた人間関係では、決してすくい取れない世界だとも思っております、ここまでなくなるわけですから。それは、子供は被害者にも加害者にもなり得る最悪な事態だと思っております。ただ、今、板倉ではないと、解決もしているといったような話ですが、小学1年生も6年生も、また中学生でも入学、卒業と繰り返すので、周りからは若干分かりづらいのかなと思っております。

子供たちは環境は変わるのですが、同級生は変わりませんから、これは一生です。中には小学校低学年のときいじめられたことが原因で、成人式にも出ないといった子もいます。これは、ささいなことなのですが、やはりあの子には会いたくないといったようなことです。だから、できたらこういう子供たちがなくなるよう学校の努力、努力というか万全を期していただきたい。いじめられている子供をわざと見ないふりをしているとわれかねない現状があるかなとは思いますが、どちらにしても早急にあると分かれば、解決してほしい。子供たちの問題をえてして大人が入ることで、いじめが収まるということがあると思っております。教育長、どうでしょうか。大人または先生の介入は必要だと思いますが。

○小林武雄議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、お答えします。

やはり学校教育の中で行われている中でいじめが起きるとすれば、それを解決できるのは教員しかおりません。ですから、私はこのいじめ問題で何が大事なのかなというのは、いじめが起きた、あるいはいじめが起きたときの対応というのはもちろん大事だと思うのですけれども、いじめを未然に防止する取組ということがとても大事なのかなというふうに思っています。起きてから何かをするのではなくて、起きないように指導をするということです。

今申し上げたように、板倉町では今、未解決のいじめはありません。いじめがない今だからこそ、いじめについてしっかり考える。子供も考える。教師も考える。こういう姿勢がとても大事なのだなというふうに思います。

また、子供たちには自分がいじめられたらどうするか、あるいは友達がいじめられているのを見た、感じたときどうするかということを事前に道徳の時間、学活の時間あるいは今、小学校ではいじめ防止月間、いじめ防止週間ということで年間で行っておりますので、そういうときにしっかり考えていく、みんなで考えていくということがとても大事なのだろうなというふうに思います。

先日、板倉町、毎年行っているのですけれども、小学校と中学校で一緒に「いじめ防止フォーラム」というのを行いました。小学校の代表、中学校の代表、東西小と中学校です。テーマが「ＳＯＳをどうやって出していくのか」という、もし自分がそういう立場になった。ＳＯＳをどうやって出せばいいのか。先ほど議員がおっしゃられたように、チクリとかありましたけれども、そういうことを乗り越えて、何とか自分でそれを出さなければいけない。解決しませんので、それをどうやってやっていけばいいかなんてことを真剣に子供たちから意見を出してもらいました。

繰り返しますけれども、もしいじめが起こってしまったらどうするかという対応をしっかりやっていく必要があるのかなというふうに思います。別な言い方をすれば、いじめが起きたときのスキル、チクリと言われるかもしれない。そうかもしれないけれども、でも、その子には言えないけれども、友達に言ってみよう。親に言ってみよう。保健の先生に言ってみよう。学校には相談員さんもおりますので、相談員さんにも言ってみよう。こういうところから少し言葉に出していこうという。私は、一番大事なのは、そういうことがうんと大事だと思うのです。自分から何か発信する、発信していく。そうすると誰か助けてくれる子がいるよ。あなたの味方になってくれる人はこんなにもたくさんいるよというのをいじめが起きていない今だからこそしっかり学んで、そういうことが起きたときにはちゅうちょなく実行できる、勇気を持って実行できる、そういう子供たちであってほしいなと、そんなふうに思っております。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 前回も、前々回もそうなのですが、教育長はさすがに先生までやっているものですから、回答はもう二重丸なのです。そのとおり。でも、なくなるのですから、やはりそれは同級生に「いや、今こうで、あれなんだ」と言っても、その場は助けてくれるのですよ、同級生が。ところが、24時間一緒にいるわけではないですから、なかなかこれが、本当はうちに帰ったら親に言えればいいのですけれども、言えない。そして、教育長が言ったように、本当に言えるような環境づくりというのが一番手っ取り早いのかなと思っております。それはそれでぜひお願いしたいと思います、そういう環境づくりを。子供たちのけんかですから、けんかではない、いじめですから、大人が入ることで簡単に解決できるようなこともあるのです。いじめられている子が相談をかける人がいるというだけでも、これは随分変わるのです。

ところが、何回も言いますけれども、「言うんじゃねえぞ」と言われてしまうと、言わないのですよ、意地でも。その辺をどうやって酌み取ってくれるのかなと。本当はここに学校の先生がいれば、「ああ、そうなんですね」という話になるわけですがけれども、常に何で自分がこれこの問題今回で3回目なのですから、3回もしなくてはならないのかと。やはり言ってくれる人がいるのです。「どうやっても直らない。どうしよう」と。そのほかにいじめられた子もいるのです。ここで大きな声で言っては申し訳ないですがけれども、うちの娘なんかいじめられていたのです。いつも「どうしていたの」と。今だから言います。「どうしていたの」と言ったら、「いつも校長先生のその机の下に隠れていた」と言うのです。「ひえっ」なのです。そんなの現役のときは知らないわけだから、「ああ、俺も何てアンテナが低かったのかな」と思っております。

それと、これに伴って言うわけではないのですが、教員免許制度が2023年頃から廃止になったと聞いております。もちろんこれがどうのこうのではありませんのですけれども、先ほども言いましたように、子供を見る目を先生方が持っていないと、教育長さんもそうでしょうけれども、自分がこんな質問をするから、「ああ、そうだな」と回答が返ってきますけれども、本当は現場にいる先生がいの一番に知って、それを自分だけで解決できればいいですよ。できなくて、しまい込んでしまうというのは一番いけない、先生としては。その教員免許更新制がなくなって、今、何ができたのですか、新しい制度。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをしたいと思います。

議員さんからもありましたとおり、2022年に教員の免許更新制の見直しが行われました。これによりまして、免許更新制が廃止されまして、代わりに教員の研修制度が強化されることになりました。新しい制度では、教員が自主的に研修を受けることが奨励され、教育委員会や学校が主体となって、教員の研修を支援する体制が整備されています。

新しい制度の目的は、教員がより柔軟に自ら専門性を高める機会を持つことです。これにより、教員一人一人が自身の課題に応じた研修を受けることができるようになりました。群馬県では、「学び続けるぐんまの教員サポートマニュアル」が整備されまして、自ら進んで研修した記録を研修履歴として記録シートに記入し、研修履歴を蓄積していくシステムが導入されています。今後は、OJTによる研修や教員の自主的な研修参加を促進するため、支援策の充実が求められています。これらの取組を通じまして、教員の質の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 基本的にいじめを見つけるための制度ではない。それは分かるのですが、自分の資質の向上、それについて学んでいくといったようなことで、生徒からも信頼できるような先生を育てていこうと思えばしめたものです。発覚して初めていじめは表に出て、もしかしたら手後れ状態、先生も教育委員会も親も知らなかったと、これは大体定番ですよ。教育委員会でいつもいじめが出て、最悪の状態、自殺なんかされてしまいますと、知らなかったと。下手すると、いじめはなかったみたいなのところも発表されます。これでは遺族はたまったものではないと、自分はいつもテレビのニュースを見て思うのですが、当町に明日起きるとは思わないのですが、重大事態発生となれば、まずは学校や教育委員会などがつくった第三者委員会が調査とあり、委員構成や調査内容に疑問があれば、自治体の首長に再調査を求める。これが必要となれば、首長が新たにつくった第三者委員会が再調査をします。学校や教育委員会などに再発防止策を提言とありますが、これは学校から離れて町長まで行くわけですよ、事態が。町長が知っているわけじゃないですよ、いじめを。だから、こういったせりふが出るのではないかなと思っているのです。下から上がってきて、「いや、実はこうなんですけど」と。もちろんこれは明日起きるとは思っていないのですけれども、そこまで複雑化されていくと、内容は公になる。そうしたら教育委員会だけではなくて、首長まで責任を取らされると。これで、いじめの問題で首長が辞めたというようなことはいまだかつてないのではないのですけれども、新聞記事によりますと、昨年度の自殺者の数ですが、中・高で過去最高と出ていました、527人とか。その中で小学生においては、200名を超えているのです。いや、これはもちろんいじめだけではないのですけれども、これは昨年度の話です。

子供たちからすれば、その時期に受けた事件ですから、一生忘れないと言います。これも最初に言いましたけれども。大切な思春期、見守ってあげればあげられる。この時期だったら見守ってあげればあげられるのではないかと考えております。先生も人間です。父兄からすれば、教えるのプロです。自分の子供を学校に預けるといことは、先生に預けるとなるわけです。その点から見ると、先生の役割は必然的にもはっきりしてくるのではないかと考えております。

何度も言いますが、教育は教えること、教えることは決して感情的に怒ったり、叱りつけることでは

なく、冷静に導いていく。もし感情的になって怒る先生こそ、再教育は必要なのかなと思っております。教育は、決して大きな声でするものではありません。起きてからでは遅い。起きていないからよいではなく、起きてからでは遅いは肝に銘じていってほしいと思っております。

最近では下火になったのかではなく、より巧妙になり、俗に言う地下に潜っていると思ったほうが正しいかもしれません。最近、小学校ではタブレットを扱っております。議会でもぼちぼちタブレット。タブレットに書き込めるのですか、いじめ的なことが。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

児童生徒が使用していますタブレット端末につきましては、学習に必要なインターネット接続のみが可能でありまして、一般的なSNSにつなぐことはできません。そのため、悪口等を書き込むことはできない仕組みとはなっています。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 新聞にも出ていたのですけれども、タブレットに書き込むと、もちろん先生にも、先生が持っているやつにも移動できると。だから、統一に入るわけですね。内緒で1対1でできるというようなことはないということですね。いじめをなくすということは、永遠の小・中・高生のテーマかと思っておりますが、これは町長にもパンフレット、何も書いていなかった、いじめに対しては。今、ここで町長の声で思いを聞かせていただければと思います。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 ご質問ありがとうございます。

森田議員に関しては、このいじめに関しては大変関心を持たれているということで、私も議員時代に森田議員の質問については興味を持って聞かせていただいております。やはりいじめというのは許されないこととございますし、先ほど教育長が言ったように、起こってから対処する前に、予防していく、未然に防ぐのが大事なかなというふうに思っております。

私も教育の件につきまして一般質問させていただいたときに、道徳の授業、これについて聞いたことがございます。道徳、日本はやはり孔子の影響を受けているというか、そういった部分が、儒教の部分が多いのかなというふうに思っているところですけども、そういったものが大分薄れてきているので、やはり国を愛する、人を愛する、町を愛する、そういった部分で人の道を説くというのも変な形なのかもしれませんけれども、道徳の部分も含めて、またクラスの学活の部分で、やはりそういったのはよく教師が見つかるのがプロかなというふうには思っておりますので、教師の資質の向上、これが大事かというふうに思っておりますので、そこはひとつ教育委員会もしくは教育長に任せているというところでございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 今、初めて町長から意見を聞きまして、これでいじめに関しては取りあえずは共有できたかなと、悩みは同じです。これは、誰でも同じだと思います。いじめられているほうが悪いと言っている新聞もありました。それは確かに弱い子です。いじめられている子は弱い子。だけれども、それを口に

できないのです、弱いから。これできれば何ということはない。「何言ってるんだ」と言えれば、いじめはないのですけれども、弱い子だから余計いじめられてしまうのです。ささいなことでも、重大事件へ進まぬようぜひ教育界だけではなく、町全体で考えていってほしいと思います。

2月23日の上毛の1面でしたが、スクールのソーシャルワーカーについて載っていました。もちろんいじめだけではなく、あらゆる事態についての専門的なことではありますが、新年度はソーシャルワーカー、これを拡大していくとあり、これ当町でもこの支援を仰いだことはあるのですか、それとも常設している。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 ソーシャルワーカーにつきましては、実際学校に常設はしておらず、県職員になりますが、ソーシャルということですので、社会福祉に精通した県の職員が必要に応じて相談に応じるようなこと、生活全般にわたっての相談に応じるような制度となっておりまして、県から来てもらうというようなことになると思います。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 ごめんなさい。ソーシャルワーカーの前に、スクールと、スクールソーシャルワーカーということで、これを人数を増やすと知事が言っていましたので、先生のほかに、でも今、クラスで先生2人ぐらいいますよね、先生が。何もないときこそ……

○小林武雄議長 回答を求めますか。

○6番 森田義昭議員 いいです。

○小林武雄議長 よろしいですか。

○6番 森田義昭議員 時間がないので。何もないときこそ、相談されるというのもありかと思いますが、ここで最後の質問ですが、小中学校にはいじめの相談室、当然あるかと思いますが、どのような働きをしているのでしょうか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

各小中学校につきましては、いじめに関する相談を受け付ける窓口が設けられております。まず、具体的には、校内においては担任の先生や学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等がその窓口となっております。相談員などは相談対応について行っている状況でございます。児童生徒には毎月学校生活アンケートを実施をしています。いじめの早期発見や学校生活での困り事等について把握するためのこちらはアンケートとなっております。

また、町の教育委員会では、「相談室」を設置しまして、いじめを含め学校生活に関する相談を受け付けております。

町の状況は以上となります。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 どちらにしても教育委員会、その他全てに携わっている人というのは、町民からすればプロと思われております。教育長は、先生やっていましたけれども、小野寺君はやっていないのでしょ

う。そうすると、なかなかその辺の話が、実際に身になって聞こえてこないのかなと。これは、もちろん町長もそうですけれども、人ごとなのですよね。だから、それを組織的に先ほど教育長が言ったように、表に出せるような環境にするというのはやはり一つの手段かなと思っております。教育界のプロがそういう不祥事を起こしてはとよく言われますけれども、それもそれで人ですから、人間ですから、不思議ではないのですが、その辺のギャップを上手に生かして対応が望まれるかと思います。皆様の努力よろしくこれからもお願いをしたいと思います。

では、次の質問に入りたいと思います。本来ですと、消防団の話をするつもりでしたが、消防団の質問は1つだけお聞きします。今現在、消防団というのは当町において人数は足りているのですか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 お答えいたします。

令和7年2月1日現在でございますが、まず定員が団の本部員3名、団員98名、総数101名となっております。対しまして、組合条例で定める定員数は103名ということで、2名欠員の状況でございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 ということは、取りあえずは足りていると解釈してよろしいのですね、2名不足で。この消防団もいろんな仕事がありまして、火を消すだけかなと思ったら、そうではないのです。この間うちの近所でちょっと行方不明者が出まして、そういったことも消防団のお仕事になってしまう。そうしますと、何でもかんでもやり過ぎるのかなというような気もしますけれども、消防団の役目として。

これ、隣の市なのですけれども、機能別消防団員という言葉があるのですけれども、課長、知っておりますか。どういうことなのですか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 議員ご指摘の機能別消防団員、こちらは先ほど2名の欠員ということをお報告させていただきました。こちらは板倉町のみならず、全国的に消防団員が減少するという状況でございまして、大規模災害等が発生した場合におけますその消防力、またその地域防災力の低下、こちらが大変危惧をされているところでございます。

このため、いわゆる災害や訓練等による団員の負担を考慮いたしまして、いわゆる特定の任務を担う、特定の任務の役割ということで、機能別消防団員、こちらの導入が全国的に今進んでいる状況でございます。いわゆる現役の消防団員を支援をする団員というような位置づけとなっております。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 機能別消防団員というのは、基本的にはその機能を持ったことを専門的にやると。ですから、総合的にもしかしたら対立なんかしないのかなと、火なんか消さないのかなと思ったりもするのです。でも、それでも消防団員として認めるのですから、それはそれでいいのではないかなと思うのですよ、自分も。消防団に入っていると。「えっ、じゃ大変ですね、火事のときは」と、「いや、自分は機能別で負傷者を助けるだけなんですよ」とか、そういったことかなと思っております。

時間も本当になくなってきてしまったので、消防団を卒業したOBの方をもう一度協力をお願いするとい

うのもありかなと思っております。何度も同じ人にお世話になるのではという思いもありますが、なくてはならない団体です。人員確保は当町に必要不可欠です。よろしくお願いをしたいと思います。

では、もうあと1分ぐらいなのですけれども、最後の質問とします。消防団、終わり。

町長、どうでしょうか。3か月過ぎまして、小野田丸は順調に来ておりますか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 ご質問ありがとうございます。

小野田丸といいますか、順調に町政を回せているかどうかというのは、自身ではなかなか判断がつかないところではありますけれども、一応森田議員の一般質問の通告の中で、こういった町の声聞いているのかというふうなことがございましたので、いろいろ町長になっていろんな会合ですとか、会議に出る中で、いろんな方、もちろん町民の方とお会いして、直接いろいろ言っている部分もたくさんございまして、時に応援であったり、もしくは苦情であったり、文句であったりという部分は忌憚なく意見のほうは聞かせていただいているところでございます。

また、特に町の職員に対して今どんなことを感じているかという部分を今は聞いているところでございまして、実際年末に、正月休みになる前に、全職員の方を対象に板倉町の活性化について意見を求めたところでございまして、年明け、会計年度の職員さんを含めてほぼ全ての職員から600字程度の意見をいただいております。それを今、精査、全部目を通しはしましたが、その中で重なる意見も多々ありましたので、その辺の分析等をしまして、確かにいろんな意見、もちろんこうしてほしい、ああしてほしい、ああすべきだというような部分も含めて、ちょっとできない部分というのはもちろんあるのですけれども、その中で吸い上げられる部分についてはやっていきたいというふうな気持ちでおりますので、皆さんからの意見は大変重要だと思っておりますので、酌み取っていけるような形にしていきたいというふうに思っております。皆さんからの判断が小野田丸が順調にいつているかどうかというような答えになるのかなというふうに思っております。

○6番 森田義昭議員 以上で本日の質問を終わりたいと思います。本日も丁寧な答弁、ありがとうございます。

以上で終わりたいと思います。

○小林武雄議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩いたします。

10時から再開いたします。

休 憩 (午前 9時47分)

再 開 (午前10時00分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、青木文雄議員。

なお、質問時間は60分です。

青木文雄議員。

[5 番 青木文雄議員登壇]

○5 番 青木文雄議員 5 番、青木文雄です。通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、板倉町の人口減少、現状の把握を共有したいと思います。令和 6 年度出生数、死亡数、転入者数、転出者数、これに国外からの転入、国内からの転出、ここのところ教えてください。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、お答え申し上げます。

令和 6 年度 4 月からになりますけれども、現時点ですので、2 月末、いわゆる 3 月 1 日までということでご承知おきいただきたいと思います。まず、出生数につきましては、16 人でございます。4 月から 2 月末まで、3 月 1 日までということになります。16 人でございます。死亡者数、218 でございます。続きまして、転入数でございますが、転入につきましては、510 でございます。うち、これは集計としますと、日本人か外国人かというような集計になるのですけれども、その 510 のうち、外国人の転入につきましては、307 でございます。続いて、転出になりますけれども、531 でございます。こちらも日本人、外国人というくくりの集計になるので、その 531 のうち、転出しました外国人につきましては、197 となっております。

以上です。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○5 番 青木文雄議員 ありがとうございます。2 月末ということで、確定値ではありませんが、出生数が 16、死亡数が 218 となりますと、自然減が 202 です。自然減だけで 202 です。転入者数が 510 の、転出者数が 531 ですから、社会減としては 21 となります。これは、外国の方の出入りがありまして、多くなっているのですが、数が。ですから、外国人を除く日本人だけで見ますと、この社会減は 131 となります。出生数が 16 ってどう思われますか。令和 6 年度の「二十歳のつどい」に出ましたが、そのときの対象者は 133 名でした。今、令和 6 年の出生数は 16 名、16 名って運動会できるのかなと。

昨年 6 月に将来消滅する可能性のある自治体ということで、我が板倉町が該当になりましたけれども、さらに状況は悪くなってきている。どうするということなのですから、出生数が死亡数を下回る自然減に加えて、転出者が転入者を上回る転出超過による社会減が板倉町人口の減少を加速させています。後で最新データをいただきたいのですが、令和 5 年度の人口移動報告を見ますと、特に若い世代の転出が目立つのですね、板倉町は。20 歳から 29、20 代の 86 人の転出超過があります。若い方の転出が多い。板倉町は、若い世代の転出が多いのはなぜなのか。しかも 20 代で、あるいは 10 代、20 代で板倉町を出て、では戻ってくるのかといったら、戻ってくる方が少ない。特に女性がほとんど戻ってこないという状況があります。

人口戦略会議の持続可能性分析レポートを見ますと、板倉町封鎖人口、自然減と置き換えてもいいのかもしれない。若年女性人口の減少率は 47.3% で、移動想定、社会減と置き換えてもいいのかもしれない。若年女性人口の減少率は 53.1% になります。板倉町には自然減の対策と社会減対策が極めて重要なふうにレポートでは警告しています。

本日の一般質問では、社会減対策の面でご一緒に考えていきたいと思います。社会減克服のフレームワークは、出ていく人を減らす、入ってくる人を増やす。ここにあります。小野田町長の公約、ポイント 1、産

業促進の項目の中で、農業支援という文脈の中ではありますが、「Ｕターン定住者の確保」というのがあります。私もＵターン定住者の確保を考えていたので、公約を見てうれしくなりました。

まず、ご質問いたします。Ｕターン定住者の確保、具体的な対策をどう考えているか、お聞かせください。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、お答えしたいと思います。

Ｕターン定住者の確保に対する具体的な対策となりますと、まず本町の移住に関連した支援になると思いますけれども、現在実施しておる移住支援の代表的なものが、町とすれば４つの事業となります。

１つ目としまして、板倉町の住宅取得支援事業ということで、これは都市建設課のほうで住宅取得の価格の３％でマックス上限が３０万円の事業、それと２つ目で、板倉ニュータウンの移住支援ということで、これは年齢が５０歳未満の方とか、中学生以下の子供を養育しているという方が条件になるわけなのですが、支給額は７０万円というような事業です。それと、３つ目につきましては、板倉町の移住支援金ということで、東京からＵターンをしてきた方については、１００万円の補助が出ております。それと、最後に４つ目ということで、奨学金の返還支援の補助金が出ております。奨学金を借りた方については、板倉に戻ってきた場合については、上限１５万円ということで、５年間を補助していきますよというような内容でございます。

これが一応移住支援のほうの４つの事業で今やっているものなのですが、それに加えて、やはり若者・女性等に対する事業としてやはり子育て支援の関係も行っているところでございます。子育て支援におきましては、ゼロ歳児の紙おむつの給付事業とか、チャイルドシートの購入補助、それと子育て支援金の支給事業、さらには産後ケアの事業と、あと給食費の無料化、それと英語検定の半額など、多々な子育て関係に対する補助事業も行っているわけでございますし、近隣の状況を見ても遜色はないのかなというふうには思っております。

ただ、では何で若者と女性のほうがそういった戻りというのが少ないかということになりますと、やはりうちのほうとしてもいろいろやっている中でも、ほかもやっているというような状況があるので、限度があるのかなというふうには考えておるところでございます。

対策としますと、今現在、移住・定住の推進を図るために、ニュータウン内の空き家等を対策として、例えばその空き家を賃貸で貸せるのかどうかとか、あとは販売ができるかとかというような内容を今のところ町長とも相談をして検討しているところでございます。

それと、先ほど言った補助金の関係はいろいろあるわけなのですが、ただ、ソフト面の補助事業だけでは、やはり戻る人が少ないという部分がありますし、そういった中で考えると、ニュータウンの駅前の商業・業務用地の企業誘致の関係とか、産業団地の創出、それと懸案であります国道３５４号の早期４車線化と、それと利根川新橋の早期実現の橋の幹線道路の整備等々の要はハード面のほうも含めてトータル的にやっていないと厳しいのかなというふうには思っているのです、今後も持続的な魅力あるまちづくりとして目指していく必要があるのかなというふうには思っております。

以上です。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○５番 青木文雄議員 ありがとうございます。Ｕターンの転職、Ｕターンで戻ってきてほしい、定住して

ほしいという場合、状況を考えますと、板倉町で生まれて、育って、都会に進学とか、そこで就職してという形の方に生まれ育った板倉に戻って仕事を求めて移住してくるのだと思いますけれども、そうするとやはり若者・女性から見て魅力的な職場、心地よさ、楽しさが多分必要なのだろうと思います。そういう環境整備が鍵になるのかなと思います。

先に進めます。令和6年の群馬県移動人口調査というのを見たのですが、その中で市町村別の出生率を見ましたら、板倉町1.3%、これは群馬県の中の市町村の中で順位35位なのです。つまり35市町村、最下位、出生率。これはちょっと見てショックだったのですけれども、かなり深刻な状況を感じました。

それで、出生率の先行指標となるのは、婚姻率というのがあります。だから、その先行指標のほうの婚姻率どうなのかというので見たのですけれども、そうしますと婚姻率のほうは板倉町1.8%なのですが、館林が3.2%、明和が2.4%、千代田が3.3%で、これは令和5年度の人口動態統計の概況なのですが、確定数です。これ見ても邑楽館林の中で板倉町の婚姻率なんていうのはちょっと悪過ぎるのです。やはりこのところを何とかしなくてはいけないなという問題意識があります。

それで、また小野田町長の公約の中に入りますが、私がチャレンジしたいことという9項目ありまして、その中に新婚生活補助というのがありました。これは、婚姻率向上につながる対策になるのかと思いましたが、質問いたします。新婚生活補助の趣旨とか概要を伺いたい。お願いいたします。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、結婚生活補助の関係についてお答えしたいと思います。

本町では、令和7年度の新規事業といたしまして、少子化対策の強化及び定住を促進することを目的に、結婚新生活支援補助金の事業を予定しております。これについては、小野田町長の公約にもありますし、前回亀井議員さんからの要望等もありましたので、一応7年度から予定をしているところでございます。これについては、平成27年に国によって実施されたその出生動向基本調査で、結婚する意思のある未婚男女の40%ほどの方が結婚に踏み切れない主な要因とすると、やはり経済的理由が第1位だということになっておるそうです。その後、令和3年にも同じような調査を行ったときに、男性が半分、50%、女性の40%もやはりその結婚に踏み切れないというのが経済的理由だというように考えておるところでございます。

その結果を踏まえまして、国のほうはそういった悩みを解消するために、この結婚生活の補助を制度としてやったわけなのですけれども、一応2分の1補助ということでやるものでございます。

内容なのですけれども、まず夫婦のそれぞれの所得の合計を合算した金額が500万円未満の人が対象になります。それと、夫婦ともに両方とも39歳以下の夫婦が結婚した場合については30万円、逆に若い人、29歳以下の方については60万円の補助が該当になるわけなのですけれども、その補助はどういったものかといいますと、自分でマイホームを買った住宅取得費用の経費、それとアパートに入ったときでもアパートの賃借の費用、それと引っ越しする場合の費用等々が一応挙げられるものでございます。

参考に、群馬県内でも一応15自治体がこの結婚補助事業をやっているわけなのですけれども、邑楽館林地域においては、館林と明和と千代田が既に実施しているところでございます。令和5年度の結果でいいますと、明和と千代田が2件、それと館林は28件という実績があります。うちのほうもこの近隣自治体の状況も調査しながら検討していったわけなのですけれども、まだまだ近隣の自治体も実績が少ない現状でございます。

すけれども、とにかく若い人たちがこの呂楽館林地域に入ってこれるように一応頑張っていければなというふうには思っております。ただ、やはりそういった条件があるので、しかも国庫分ということがあるので、その千代田、明和についても実績が少ないというのがあるので、取りあえず7年度はその国庫補助事業を継続してやっていきながら、どうしても少ないというのであれば、例えば町単費でやるとか、そういった検討も必要なのかなというふうには担当とすれば思っているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。若者や女性に帰ってきていただいて、働いてもらうためには、若者や女性のニーズに合った住居が必要になります。ちょっとご紹介したいことがあります。茨城県の境町の子育て応援住宅というのがありまして、こんなコピーです。広告のコピーがあります。25年間住み続けるだけで家と土地がもらえると、こういうコピーがほんとに広告にあるのです。家賃6万4,000円と、間取りは3LDK、住宅ローン、固定資産税、火災保険、全て不要、2025年4月入居、21棟募集開始と。お問合せ、境町役場地方創生課。この広告なのですが、ちょっとすごくインパクトがあって、何回も見ました。

ちょっと境町の人口減少対策、そこで関心があって、ずっと境町のことでいろいろ調べていったのですが、そうすると2014年に境町も人口減少にはあえいでいたと。独自の子育てサポートを充実していくのですが、そういう活動の中から、境町に移住したいという人が増えてきたと。そこで、問題が発覚するのです。町内に子育て世帯とか、新婚世帯が住みたいと思うマンションがないというので、家賃とか家の広さとか、若者世代のニーズに応えられる物件がなかったというのだ。そんな矢先に神奈川県山北町ですか、PFI住宅の話を目にして、視察を繰り返します。勉強会を町の中でやります。そんなのを重ねて2018年に境町に第1弾のPFI住宅新築賃貸マンションというのが完成します。これは、建設費の約50%は国の交付金で、残りの50%はPFIによる民間企業の資金調達で建設すると。町の負担がゼロと、こんなのです。現在、第5弾まで建設が進んでいて、もう打ち出すたびに満室になると、県外の方が、若い世代が来るというのです。

質問します。PFIを活用した地域優良賃貸住宅整備事業を推進するお考えはないか、伺います。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 お答えさせていただきます。

PFIを活用した地域優良賃貸住宅整備事業は、幾つかある住宅施策の一つの手法として、民間の資金や経営能力、技術等を活用し、公費負担の軽減を図り、中堅所得者層を対象とする住宅施策であると認識しております。

板倉町では、住宅施策としまして、住宅困窮者用の町営住宅の運営、維持管理を行っております。岩田団地及び海老瀬団地につきましては、長寿命化による計画的な維持管理を実施しておりますが、建築してから45年と相当の年月が経過しており、近い将来建て替え等の検討をしなくてはならない時期がやってくると考えております。現在の町営住宅の建て替え等の検討をしていく必要があると現在のところ考えております。この件を含めまして、PFIを活用した地域優良賃貸住宅整備を積極的に導入している茨城県境町、先ほどの事例ですが、も参考にさせていただきまして、板倉町の所有地の空き地やニュータウン内の空き地、空き

家の利活用、若者や女性、子育て世代等呼び込む等あらゆる公営住宅の施策の研究・検討を現在始めております。

以上です。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。ちょっと研究をどうか進めていただき、ご検討いただきたいと思います。

住居を用意するって、確かに境町のこの取組はおもしろいと。でも、板倉町の場合、空き家対策もちょっと考えてもいいかなと、私個人的には思いましたけれども、冒頭のキャッチコピーにあるように、25年間住み続けてくれと、要するに新婚とか、若い世代を呼び込んでいるのです。そうすると新築マンションとか、一戸建ての新しい家のほうがいいのかというような思いが私にはあります。

先へ進めます。政府が「地方創生2.0」、基本的な考え方を発表しました。「若者・女性に選ばれる楽しい地方をつくる」ということを強調しています。人口減少とか、東京一極集中に歯止めをかけられないと、このことを踏まえて、地方創生政策の反省点、若者・女性から見て魅力的な職場、心地よさ、楽しさが地方には足りない問題に有効に取り組まなかったと、こういうことを率直に認めているのです。ちょっと政府の何かあれとはちょっと違う。今までと毛色が違うなど。踏み込んだ何か反省点をぽんと出した感じがいたしました。

この町から出ていく転出者を抑制すると、この町に来る転入者を増やすということは、心地よさ、楽しさのある生活空間を創設することが必要だと思うのですが、心地よさ、楽しさって、この言葉を形にすれば、にぎわいのある拠点をつくるということだと思うのです。

質問します。「心地よさ、楽しさ」のあるにぎわい拠点を創設する考えはないか、伺います。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、お答えします。

「心地よさ、楽しさ」のあるにぎわいの拠点についての考え方については、人それぞれいろいろ考え方があると思います。今ある既存の例えば公民館の施設の充実とか、旧南小学校、旧北小学校の利活用、それと今ある公園をさらに拡大とか、整備をしてにぎわいのある拠点にすればいいのではないのかというような考え方が1つあります。逆にニュータウンの駅前の商業地、今空いているわけですが、そういった商業用地とか、業務用地で早く企業誘致をしてくださいよというような要望も当然あるわけですが、この企業誘致については、やはり相手がいることで、担当のほうも一生懸命やっているところですが、なかなか今うまくいっていない状況なものがあるわけなのですけれども、その両極端の考え方があると思うのです。

その中で、本町では取りあえず町独自で施策を考えた場合に、やはり町の財政、財政力ですか、そういったものとだんだん、だんだんこの人口が減ってきている状況の中で、新しい建物を建てた場合に、その建てたことによって一気に人が増えるかということを考えると、なかなかそこまでいかないのかなというふうには思っておるので、町のほうの考え方とすれば、今現在は既存のそういった公民館とか、そういったものをちょっと使っていけばなというふうには考えておるところでございますし、先ほど青木議員さんも言われ

たように、やはり政府のほうもそういった厳しい財政状況で人口減少、それと施設の老朽化等々がいろいろ今後対応していかななくてはならない部分があるというふうに言っているところでございます。

ただ、町とすればいろんな町民の意見等々を聞きながら、最終的に先ほどの質問にあったように、今、官民連携により、いろんな公共サービスの提供、それと町のほうの財政をなるべく少なくするためのコスト削減、それと地域活性化など、いろんなその様々な効果が期待できるというふうにされておりますので、今後その地域経済の持続的な発展に向けて官民連携の手法の積極的な導入を検討する必要があるのかなというふうには思っております。まだ本町については、その官民連携の導入まで、いろいろその調査研究がまだまだ行き届いておるわけではないので、先進的なその自治体の事例を参考に企業誘致などの交渉を行いながらも、まちづくりのためにいろんなアプローチを取っていければなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。茨城県境町というのは、国立競技場の設計などした有名なあの世界的な建築家、隈研吾さん、あの方が手がけた施設が7棟ほどあります。美術館とか、カフェとか、資料館とか、境町へ行くと、その隈研吾の設計した建物を見るだけでも一つの観光になってしまっている。そのほかにも国内初となる世界大会が開催可能なレベルの常設のアーバンスポーツ会場とか、境町アーバンスポーツパーク、オリンピック基準のホッケー場のある境町ホッケーフィールドとか、「SAKAI Tennis court 2020」とか、あらゆる施設が今できていて、町の価値をそこでプラスにしているわけです。そこで人が集まってくると。快適な空間がちょっと町を明るくしていつている。人を集めるといふ。見たら、見たらというのは、境町のまち・ひと・しごと創生総合戦略ですか、あれのぞきましたら、政策の基本目標に入っているのです。基本目標の4だったかな、魅力的な地域をつくるのだと。

板倉町の場合、図書館に行くのだったら、館林に行くとか、ショッピングに行くのだったら佐野に行くとか、プールへ行くのだったら隣の明和町へ行くとか、あらゆるものを何かお借りしているのです。借りっ放しなのです。やはりちょっとそこは少し貸し借りではないけれども、板倉町にも人が集まるような、そういった施設が今この町には必要なのではないかなと私は思います。つまり人が集まる。この町にたくさん来てもらうというのは、もちろん魅力的な職場があるとか、入りやすいニーズがあって、住宅があるとか、心地よさ、楽しいプレイス、つまりはそんなものセットになっていないと、結果にならないのだと思っています。10年先とか、20年先、板倉のために次世代へしっかりバトンを渡すというのは、そういうことなのかなと思います。政治は、結果責任ですから、どこから見るのかによって違ってくると思いますけれども、今、決めなくてはいけないことがたくさんあると思います。

それでは、次へ行きます。避難所に関する取組指針、それからガイドラインの改定について伺います。能登半島地震で避難所の生活環境が不十分だったのを踏まえて、内閣府、避難所運営に関する自治体向けの指針を改定しました。避難所が確保すべき生活環境を示した国際的な指標、スフィア基準というのですか、への対応などを盛り込んでいます。

過去の災害を見ると、断水とか、配管の破裂とか、トイレが使えなくなっているような状態になって、そこを使わなくてはいけないというふうな、トイレ行くのがもう怖くになってしまうみたいな、そんな状況があ

って、避難者がそのトイレを使用しなくなってしまうと。そうすると当然水分が不足してしまって、エコノミークラス症候群が発生して死に至る災害関連死というのは大きな問題になっています。災害のときの衛生的なトイレの確保というのは、健康維持を図る上では重要な課題だと思います。

たまたま昨日、NHKで防災だったかな、「防災のトリセツ」とかという番組をずっと見ましたけれども、その中でやはり生きるというのはトイレだとかというようなことを女性がもう叫んでいました。もうトイレに行けなかったと。トイレ問題というのはちょっと大事なことでと思います。

質問します。今回の改定の中で真っ先に引っかかったのは、トイレの確保、管理というところなのだと思いますが、我が町の現状を教えてください。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 お答えいたします。

我が町の現状ということで、トイレに特化したまづ回答をさせていただきます。現在、備蓄しております数でお答えいたしますが、簡易トイレ、こちらはコンテナを組立て式のトイレになりますけれども、こちらが108基、また仮設のトイレ、こちらが20基、こちらは西岡の緊急避難場所、また海老瀬の緊急避難場所に10基ずつとなっております。

以上です。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。先ほどNHKの番組で「防災のトリセツ」見たよとお話ししましたけれども、繰り返し言いますけれども、トイレって本当にある意味で女性問題だと思うのです。トイレに行けなくなってしまう。トイレというのは、トイレがもう命だみたいな話を先ほども言いましたけれども、私、今回の改定の中で、いろいろ挙がっていますが、携帯のトイレなんかはもうもっと備蓄を増やして、その使い方とか、ふだんからやっておく必要があるなと思うのと、トイレカーというとかで、これもちよっと検討してみたほうがいいのかなと思うのですけれども、例えばこれはお金もかかるし、管理もすると、いろんなその問題ありますが、ふだんは公園なんかに置いておいて使ってしまうとか、いろいろまた各自治体見ますと、どんどん導入しているところは増えてきています。このトイレカーというのは、トレーラーになったりしたり、いろいろ何かまた種類があるのですけれども、新聞なんか見ますと、前橋はやはりトイレトレーラーとかは、それを用意するのにクラウドファンディングをやって、寄附を集めながら、それを用意してしまっているとか、いろんな形で取り組んでいるところ、県もたしか何か既にこれ導入のほうにやっている、新聞記事で読んだような気がいたします。

トイレカーの確保については、町はどのようなお考えありますか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 議員お尋ねのまづトイレカーということですが、まづ今回その改定となりました主な改定の内容からちょっと改めさせていただければと思っております。

令和6年12月13日、こちらは内閣府のほうから自治体向けの避難所に関する取組指針、いわゆるガイドライン、こちらが改定になりまして、大きく4つ示されております。その真っ先に示されたのが議員ご指摘の

トイレの確保、トイレの管理という内容となっています。こちらにつきましては、その改定につきましては、能登半島地震、こちらでの災害の対応の現状、また国際基準でありますそのスフィア基準というのがあるのですが、そちらを踏まえまして、改定になっているところでございます。大規模災害、特に地震とかが発生いたしますと、まず予想されますのが停電、断水、いわゆる生活インフラが壊滅してしまうと。それによりまして、トイレの水も出ない、水洗トイレの役も立たないというような状況となることが想定できます。

そこで、そのトイレの確保、管理ということでは、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設のトイレのこの備蓄は必要ですよというような指針、それからそのマンホールトイレ、こちらを整備してはどうだろうか。また、議員ご指摘のトイレカー、トイレトレーラー、これの確保というのはございます。スフィア基準、これが一番国際基準で、ちょっと基準高いのですけれども、避難者20人に1基、これを備えたいというような内容でした。そのトイレカー、トイレトレーラー、こちらは町が1基用意したところで、町民に満遍なく渡るというものではございません。先ほど私が申し上げました20人に1基という新しいそのスフィア基準が示されたのですけれども、これは町が例えば1基持つこと、ほかの町が1基持つこと、各自治体がトイレカーを持つことによりまして、災害があった場所へ応援に行く。逆に我が町が災害に遭った場所、遭ったときには、よそから応援に来てもらう。先ほど議員おっしゃいました借りっ放しというようなお話ありましたけれども、町が備えることで応援にも行けます。逆に町が備えることで応援にも来ていただけるというようなことが想定されますので、こちらの導入についても検討、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。先に進めます。トイレカーというのは、やはり災害関連死から被災者の命を守るということだと思いますので、どうかご検討を進めてください。

これもやはりテレビで見たのですけれども、今、大船渡の山林火災、その避難所の映像が出ていました。避難所は雑魚寝ではなくて、災害用のテントをもう避難所にバーっとなっていました。ああ、僕はよかったなと思ったのですけれども、このことについて、では質問します。生活空間の確保で、パーティションとか、段ボールベッドなどの簡易ベッドの備蓄状況、この町はどうなっているか、お答えください。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 お答えいたします。

まず、簡易ベッドでございますが、こちらは福祉避難所を想定してございまして、中央公民館のほうに250基、250備えてございます。また、段ボールでの間仕切り、こちら280用意をしております。

以上です。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。やはり雑魚寝って何かもうそんな時代ではないというか、全然避難所生活が進化していないなと思うのです。雑魚寝を求めるような状況ではいけない。やはりそういったパーティションなんかで区切られて、プライバシーも保てるようなことって、災害のときでも必要なのだと思います。これ見ると、もう避難所を開設のとき、すぐ設置しなさいとか、事前に作成したレイアウトに沿って誘導しなさいとか、何回も出てきますけれども、スフィア基準で言うと、3.5平方メートルの居住スペースですよ、具体的なことが挙がっています。生活空間の確保についても、いろいろとご尽力いただ

きたいと思います。

質問します。次は、先ほど課長のほうも言っていましたけれども、4つに大きく分かれていますよというところの3つ目なのですけれども、食事の質の確保について、キッチンカー等を活用して、あるいはセントラルキッチン方式で、温かい食事の提供というようなことも言っているのですけれども、これについて町の状況をお聞かせください。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 お答えいたします。

大きく4つの改定、先ほどのトイレの確保、管理、また生活空間の確保、3つ目に食事の質の確保ということが示されております。内容的には、キッチンカーの活用、飲食業組合等によります調理人の派遣、セントラルキッチン方式の活用などが示されたところでございます。

町の現在のその備蓄の状況を申し上げさせていただきます。こちらにつきましては、群馬県から示されております基準、「群馬県災害用備蓄物資取扱要領」に基づきまして、町が備蓄すべき量、こちらを計画的に確保している状況となっております。特に飲料水、食料、それと毛布、こちらが示されておりますが、その飲料水については町の備蓄目標、県から示された量が約3万リットルということでございます。これに対して現在備蓄が4万5,000リットルということで、こちらは緊急避難場所等に備蓄をしている状況で、目標については確保はできている状況、また食料、先ほど食事の質ということですが、これはあくまでも本当に災害時の食料というところでございます。こちら目標の備蓄数、約1万2,000食という目標数に対しまして、現在の備蓄食料数が1万5,000食ということで、目標の数は確保できている状況です。また、食料ではございませんが、毛布、こちらやはり必需品ということで、こちらについては約900枚の目標ということですが、それに対しまして、現在約1,300枚の備蓄があるという状況となっております。

以上です。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。

最後の質問になります。4項目の中の4つ目、生活用水の確保というのも挙がっています。シャワーとか、仮設風呂のための資機材の備蓄を促進しろというようなことだと思いますけれども、これもスフィア基準でいくと50人に1つみたいなことが書いてありますけれども、この辺の町の対応を聞かせてください。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、その生活用水の確保ということで、スフィア基準には50人に1つ、いわゆる入浴の施設が必要だよというようなことが示されてございます。いわゆるシャワーや仮設風呂、こちらの資機材備蓄に関しますその入浴機会の確保ということですが、現在町ではその備蓄に至っている状況ではございません。こちらは、現在国、また県におきまして自治体への支援体制、こちらの整備が始められたばかりというところでございますので、個々の具体的な検討には現在至っていないというところですが、今後県、国と連携しながら、情報を共有しながら進めていければなというふうに考えているところでございます。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。いろいろ聞かせていただいて、ありがとうございます。

ちょっとまとめとしての言葉は用意してありませんけれども、私の質問はここで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 町に対する提言等、いろいろありがとうございました。今回の私が答えるところがなかったの、私の思いも含めて答えられるといいますか、気持ちの部分答えていきたいというふうに思っています。

私のリーフレット、選挙に向けてのものだったのですけれども、よく読んでいただいて、それに対するご質問だったということで、私が答えるべきだったのかなという部分も含めてだったのですけれども、若者の移住・定住、Uターン、Iターンという部分に関しましては、実際私も大学進学を機に町を離れた人間でございまして、実際Uターンをしてきた人間ということで考えたときに、ではなぜ自分が帰ってきたのかということ考えたときに、町に魅力がある、ないという以前に、町で板倉に帰ってきて生活ができるのだろうかという部分から最初は考えました。たまたま家が農家だったものですから、農家の可能性にかけたというところでございます。

農家に対してお嫁さんが来てくれるというのがなかなかハードルが高かったものですから、まず外でつけてから帰ってくるのが前提でございまして、今の妻には頭が上がらないというところでございますけれども、実際農業を始めてみて、可能性というのは確かにすごくあるものだというふうに感じております。私も父と母が2人でハウス、キュウリ栽培とお米の栽培をしていたわけなのですけれども、これは人手が増えれば増えるだけ、1足す1が2ではなくて、3にも4にもできる可能性のある産業だというふうに思っております。たまたま今、米騒動、令和の米騒動などと言われて、米価が上がっているというようなこともいろいろ言われているところなのですけれども、食料安全保障という部分から言えば、農業はなくてはならない国の産業であり、県の産業、もちろん板倉町の中心的な産業であるというふうに思っておりますので、こういった農業を含めて町の商工業の皆さん、町の今、自営をされている方がいかに自分の子供たち、孫たちにやりがいのある仕事で、もちろん収入もあってという部分を伝えていくのが重要なのかなというふうに思っております。

実際、私の周りも農協の青年部とかの付き合いのある人間たちを見ると、親を見て、魅力のある商売だというような感じで帰ってきているというような話を聞いております。ですので、もっと百姓もうかるのだよというようなことはアピールするべきであるというふうに思っております。たまたま今年の作型の米もきつとそれほど下がらないであろうと言われていところですので、プラスアピールで米農家もこれから時給10円とか1円とかではなくて、ちゃんと生活ができて、もうかるものだということをアピールしていくのがいいのかなというふうには思っております。

まず、やはり板倉に住んでいる親世代、祖父母世代がこの町で幸せに暮らしているところを見せる、子供たちに見せる、またはそういった教育の部分で町の教育委員会とも板倉町の現状、板倉町の成り立ちといたしますか、そういったところも含めて教えていくのがやはり大事なのかなというふうには思っております。

境町、私もよく魅力的な住宅の施策といいますか、随分前から言われているところで、気にはしていたところなのですが、やはり町有地に建てる、ニュータウンもあれ県の持ち物ですので、土地が。土地を買って建てるとなるとハードルが上がってしまうので、今後例えば児童館とかもいずれは更地にしなければいけないので、そういった町有地を使って、PFI方式とかの住宅というのも考えていこうというふうに考えております。時間、まだありますね。ですので、期待していただければというふうに思います。

また、災害、避難所に関してなのですが、板倉町ですとやはり水害に備えて高台への車での避難というところで整備をしてまいったところでございます。基本は広域避難、これを提唱して、皆さんには広報して、もう行くところのない人が避難所に行ってくださいという形を言っているところなのですが、避難所を快適にしよう、快適にしようというふうにすると、逆に使える方の人数が減ってきてしまうのです。ですので、もちろん快適に過ごしていただくために、簡易ベッドですとか、パーティションなりというのを準備をすればするほど、入れる方が少なくなってしまうという部分があるのと、実際に車で逃げた場合、車中での避難という形になってしまいますので、であるならば、そこにどういったものが準備できるのか、しなければいけないかという部分もこれからは考えなければ、もうスフィア基準、結構ハードル高いのですが、昨年の12月に発表された指針の部分に関しては、それに沿えるような準備は今後していかなければいけないというふうに考えております。ですので、避難所の確保というのはこれからもしていく、準備をしていくということで進めていきたいというふうに考えております。ご提言いろいろありがとうございました。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。若者たち、特に女性たち、帰ってきてこの町で働いてもらいたいと、この町から出すメッセージって、私は小野田町長が広告塔になるというか、それで今やっていらっしゃるいろいろなお仕事をどんどん映像に撮って、どんどん流していくと、これが若者たち、女性たちに帰ってきてもらう一つのメッセージになるのかなという気がしますので、たくさん映像に出てください。

私の質問、以上にいたします。ありがとうございました。

○小林武雄議長 以上で青木文雄議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

11時15分から再開いたします。

休 憩 (午前10時59分)

再 開 (午前11時15分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、藪之本佳奈子議員。

なお、質問時間は60分です。

藪之本議員。

[3番 藪之本佳奈子議員登壇]

○3番 藪之本佳奈子議員 3番、藪之本佳奈子です。よろしく願いいたします。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず初めに、本板倉町の教育行政にご尽力いただいている町長をはじめ、教育委員会、学校関係者の皆様には深く感謝申し上げます。日々子供たちの健やかな成長のために尽力いただいていることに保護者の一人としても心より敬意を表します。

それでは、質問のほうをさせていただきます。小学校、中学校や公共施設の女性用トイレの生理用品のナプキンを設置する必要性について伺いたいと思います。町長並びに教育長にお伺いたします。

生理は、誰にでも突然始まる可能性があり、特に学校に通う子供たちや、外出先の施設を利用する方々にとって適切な生理用品が手に入らない状況は大きな負担となります。現在、本町の小学校、中学校や公共施設の女性用トイレには生理用のナプキンが常備されていないと聞きます。小学校や中学校では、保健室へ行くことで対応しているというふうにも伺っております。ほかの自治体では、ナプキンを無料で提供する動きが広がっております。

まず、生理用品がないことで、健康面への影響が懸念されます。急な生理に対応できず、やむを得ず代用品を使用することは、感染症や皮膚トラブルの原因となる可能性があります。また、特に若年層においては、生理の貧困が社会課題となっております。経済的理由で生理用品を購入できないケースも指摘されております。本町においても必要なときに、誰でも安心して利用できる環境を整備することが求められます。さらに、小学校、中学校において保健室へ行くことへの心理的ハードルの高さ、学習面においても、精神的なストレスがかかり、集中力の低下や体調不良につながることもあります。保健室でナプキンをもらうには、まず先生に申し出る必要があります。「すみません。〇〇のために〇〇ください」。言えない子供は我慢してしまいます。周囲の目が気になって言い出せない、言い出しにくい生徒もおります。結果として、ナプキンが必要であっても我慢したり授業を抜け出せなかったりするケースがあります。

教育の機会を守るためにも、人権擁護という観点からも、学校内での生理用品の常備だけでなく、女性用トイレ、個室トイレへの常備というのが必要です。トイレトペーパーと同じように、生理用品も必要不可欠なものであり、性別による負担の偏りをなくす観点からも、公費による設置が妥当と考えます。

加えて、防災の観点からも、生理用品の備蓄は必要です。災害時に避難所での生理用品不足が問題となることは、多くの事例から明らかであり、ふだんから公共施設に常備しておくことで、いざというときの備えともなります。

こうした背景を踏まえ、質問させていただきます。現在の小学校、中学校、公共施設における生理用ナプキンの設置状況もしくは設置場所、こういった状況を教えてください。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

本町の現状といたしましては、小中学校及び公共施設のトイレに生理用ナプキンの設置はございません。以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。近隣の小中学校の状況ですけれども、大泉では小学校高学年、中学校の女性用トイレには設置してあります。館林でも、千代田町でも、明和町でも、邑楽町でも各小学校、中学校の必要箇所には、それぞれの学校で対応し、個室トイレ等にそれぞれの学校に合った状況

で設置されております。板倉町だけが現在対応されていないという、こういった状況になっております。いかがでしょうか。地域格差というものもここで出てきております。女性用トイレにナプキンの設置をする考えというのはございますでしょうか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

まず、私のほうからは小中学校についてお答えをいたしたいと思います。先ほどの答弁でも申しましたとおり、小中学校の女性用トイレに生理用ナプキンの設置はございませんが、小中学校ともに保健室にて生理用品を無料で提供しているという状況でございます。これら学校保健安全法の趣旨に基づきまして、学校における健康管理の一環として、生理用品の提供が行われているもので、貧困対策としてということではございません。呂楽館林管内の小中学校でも、貧困対策としてではなく、学校保健の一環として設置し、設置の仕方についても、校内全てのトイレに設置しているのではなく、決まったトイレに設置し、必要な児童生徒が非常用として使用しているというのがほとんどでございます。

とはいえ、国の方針としまして、女性の健康支援及び貧困家庭への生理用品の支援が重視されております。各自治体においては、適切な対応が求められています。本町としまして、生理用品の設置は、健康面だけではなく、人権擁護及び教育機会の確保という観点からも重要な施策であるというふうに認識をしております。今後は、他自治体の事例を参考にしながら、学校トイレへの設置について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、私のほうから公共施設のほうの関係について話したいと思います。

公共施設のトイレへの設置につきましては、貧困対策とは別として、生理用品の設置というような個別の対応ではなくて、生活全般についての包括的な対応になると考えておるところでございます。小中学生は、先ほどあったわけですが、状況は異なりますので、公共施設では一応設置の予定はしておりませんが、例えば女性トイレに希望のカードを設置しまして、それをカードを取って窓口のほうに出していただいて、窓口のほうの職員がそのカードを確認して、その生理用品を渡すというような仕組みを取っている自治体もありますので、そういった状況を今後検討していければなというふうには思っておるところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。前向きな検討ということで認識いたしました。この設置に当たり、懸念されるもの、どのようなことが懸念点とお考えでしょうか。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 単純に懸念といいますと、やはりトイレに生理用品を置いた場合に、当然必要な人が使うのではなくて、通常使っている人がここにもあるのだなというので、取っていつってしまう可能性も

あるのかなというふうには思っているところでございます。もちろんトイレットペーパー等も町のその公共施設のところに常備置いてあるのはあるのですが、絶対に取りされていないということではなくて、やはり取られているという情報も聞いているので、トイレットペーパーと同じような感じで生理用品を置いたとしても、そういった取られる可能性があるのかな。だから、窓口を持っていけば、そんな必要最小限の数で対応ができるのかなというふうには思っているところです。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 学校につきましては、実際に設置している自治体に問い合わせたところ、非常用として置いてはいるのですが、いたずらされたり、または持ってくるのが面倒という理由で使用する児童生徒もいて、本当に必要な生徒が使えなかったり等々ありまして、設置を取りやめようかというような考えも出ている市町村もあるというふうに聞いております。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。課題は常に付き物だとは思いますが。そもそも生理用品は、必要な人に提供するこの生理用品の設置ではございます。緊急時に必要な人が安心して使える環境をつくるのがこれは目的です。一部の人が持ち帰る可能性があるからといって、必要としている人まで利用できなくなるのでは、これは本末転倒ではないのかなと思います。例えば設置する量の調整したり、運用方法、先ほども窓口に来てもらうとか、そういったものでは公共施設等では対応可能かとは思いますが。

もちろんトイレットペーパーの持ち帰りも懸念されているとは思いますが、実際にそこまで大きくトイレットペーパーは問題視されていないかと思っています。持って帰るからといって、トイレットペーパー設置するのやめようかなんていう議論はされていないかと思っています。生理用品も同じように日常的に必要な衛生用品としてこれは捉えるべきだと私は考えております。その持ち帰りが発生する背景をまずは考えてもらい、その生理の貧困という社会課題が存在する以上、一部の人が持ち帰らざるを得ない状況にある可能性もあります。単に持ち帰るから駄目ではなく、必要な人に適切に行き渡る仕組みを検討することが行政の役割ではないでしょうか。持ち帰りが懸念されるから設置しないではなく、持ち帰りの課題にどう対応すれば必要な人に届くかを議論するべきではないのかなと考えております。

自治体によって、その設置するに当たりましては、もちろんコスト的なものもかかってくるかとは思いますが。しかし、年間コスト、ほかの自治体の方にちょっと確認してみたのですが、さほど大きなコストでもなく、予算的にも負担は少ないと聞いております。ほかの自治体の事例を参考にし、例えば民間業者からの直接の寄附もしくはふるさと納税の寄附金、こういったものを購入費に充てて、具体化できないかということをお願いさせていただきたいと思っております。

公共施設や公民館などでは、先ほどもカードで窓口対応というお話もありました。もちろんそれも一つの手法だと思います。先日、商業施設のほうに行ったときには、オイテルという業者さん、広告等を見することで、その企業広告さんがスポンサーに入って、生理用品がもらえるという、オイテルという、そういうメーカーさんもございます。こういった民間企業、そういった企業さんからの協力も得ながら、設置していったほうがいいのかなどと思うのですが、購入費、こういったものはどのようにお考えでしょうか。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、お答えしたいと思います。

ふるさと納税の使途については、基本的にはその具体的な事業を指定しているわけではないです。今回で言うと、例えば生理用品を購入したい事業に寄附をしてくださいというようなあくまでもその単発的なところをやっているわけではなくて、総合計画の方針に基づいて設定しておりまして、今のところ5つの項目がありまして、生活環境、それと健康福祉、それと産業振興、それと教育文化、都市基盤という5つの項目に対して、この使途に使ってくださいねというふうに寄附をされた方から指示されたものについては、最終的に振り分けをするというような形になります。例えば5,000万円の寄附があった場合には、その5,000万円の事業をこの該当する事業に振り分けているというような内容でございますので、特にその生理用品に対しての事業に充てるということは考えておりません。

ただ、企業のほうから、その生理用品を物品として町に寄附しますとか、そういったものであれば、当然町のほうとすれば受け入れることもありますし、逆に企業のほうからお金を渡すから、これを生理用品に使ってくださいというのであれば、特に実施をすることは検討は大丈夫だと思っているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。いろいろな方法でこういった取組をぜひ具体化して欲しいなという思いがあります。やはり生理というものは、女性であれば誰でも起こり得るものであり、そしてやはり女性だからといって、負担が出てしまう。もしくは生理になることで体調を崩してしまう。精神的にもやはり男性と女性では負担の大きい部分になってくるかと思います。その中の一部、やはり経費というところですか、負担を少しでも減らしてあげることで、女性と男性の負担というものを少しでも軽く町ぐるみでしていければいいのかなというふうに考えておりますので、ぜひ検討のほうを進めていただければと思います。

続きまして、高齢化やジェンダー多様性の対応をするため、男性用トイレにもサニタリーボックスを設置する必要が高まってきております。このことでちょっと質問させていただきます。

まず、高齢者や医療的なケアが必要な方の配慮が求められております。紙おむつや失禁パットを使用する男性が増えており、適切に廃棄できる環境がなければ、不衛生な状況が生じる可能性があります。また、ストーマ、こういったものを着用されている方もおります。衛生的に処理できる場所の確保が重要です。

次に、性的多様性への対応として、トランスジェンダー男性にとっても、サニタリーボックスの設置は必要です。男性用トイレには、ナプキンやタンポンの廃棄場所がなく、適切に処理できないことで、利用しづらい状況にもあります。本町においても多様な人々が安心して利用できるトイレ環境の整備が求められます。適切な廃棄場所を設けることで、不適切なごみの放置を防ぎ、衛生的なトイレ環境を維持することにつながります。こうした課題を踏まえ、一部の自治体では、もしくは企業では、男性用トイレにもサニタリーボックスを設置する動きが進んでおります。板倉町では、公共施設等の男性用トイレにサニタリーボックスを設置する考えはございますでしょうか。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、お答えしたいと思います。

現在、板倉町役場では、各階にある誰でもトイレのところには、サニタリーボックスは設置しているところでございます。郡内の状況を確認したところ、千代田町も同じような対応でございます。あと、明和、大泉、邑楽町については、男性用トイレの個室にも一応設置している状況でございますので、今後郡内の状況と併せて検討していければなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。トイレの環境が整うと、誰もが安心して利用できる場所が増え、高齢者、障害者、子育て世帯、観光客などに優しい町になる。結果として住みやすいまちづくりにつながりますので、ぜひ公共施設、公民館、小学校、中学校、そして公園のトイレ、そういったところまで検討していただければと考えて、こちらの質問は終了させていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。子育てしやすいまちづくりについて質問をさせていただきます。こちらも教育長、町長、ご答弁お願いいたします。

親子の絆を深めるためのラーケーションについて提案させていただきます。これは、学びのある時間を親子で共有することを目的とし、家庭や地域と連携して子供の成長を支える仕組みです。本町においても導入検討できないか、ご質問させていただきます。

親子の絆を深めることで、地域の未来をつくるラーケーション制度ということで、近年共働きの世帯の増加や働き方の多様性により、親と子が一緒に過ごす時間が減少していることが社会的な課題となっております。特にサービス業や医療、福祉、農業などの職業では、土、日が休みとは限らず、学校の休日と親の休日が出合わない家庭が増えてきております。2022年の厚生労働省の調査では、共働き世帯は約7割と言っております。2021年の社会生活基本調査では、有職者のうち45.5%が土曜日にお仕事をし、30.4%が日曜日にもお仕事をしているという調査結果も出ております。親子の時間を確保し、地域の自然、文化、産業に触れる機会を増やすことが子供たちの地域への愛着を育み、将来的なUターンや事業承継へとつながる可能性があると考えます。

そこで、町としてこのラーケーション制度の導入をし、親子の絆を深める時間を確保することをこちらでは提案したいと思っております。なぜ親子の時間を意識的に取らなければならないのかといいますと、親子の絆は、子供の心の安定や自己肯定感の形成に大きく関わるものです。幼少期から親と信頼関係が築かれることで、子供は安心して新しいことに挑戦し、社会性を育むことができます。逆に親との関わりが少ないと、不安や孤独感を感じやすくなることが研究でも指摘されております。この親子の時間が減少することで地域への影響というものも出てきます。親子の時間が減少することで、地域への愛着がまず薄れます。親の休日と子供の休日が合わず、親子で地域のイベントや活動に参加する機会が少なくなります。地域の産業、伝統文化に触れる機会が減り、地元への関心や愛着が薄れていきます。地域への愛着が薄れると、Uターンや事業承継が進みません。高校卒業後、町を離れる若者が増え、Uターン希望者が少なくなります。また、農業や伝統産業、商店など、後継者不足により存続が困難な事業も増えてきてしまいます。地域の魅力を親子で体験する機会が少ないと、子供が町に戻りたいと思うきっかけも持ちにくくなってしまいます。なので、意

識して学校と連携し、時間を確保する取組が必要かと思います。

国におきましては、最近少子高齢化による労働人口の減少や働く人のニーズの多様化に対応する、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革というものを推進しております。この一環として、全国知事会では、2024年6月に働く人一人ひとりが多様な休み方を選択し、充実した余暇を過ごすことで、生活を豊かにするだけでなく、仕事の質を高め、ワーク・ライフ・バランスの充実へとつながる休み方改革を進める提言を発信したところでございます。

この全国知事会から提言された内容の柱ですけれども、1つ目が、企業や個人単位で休日を柔軟に設定できる環境づくり、欧米と比較して低い水準にある有給休暇の取得促進、子供と家族と一緒に休める環境や仕組みづくりという内容で、こちらで提言されております。愛知県では、既に休み方改革として、ラーケーション制度を取り入れております。親の休日に合わせて子供が平日学校を休んで、そのお休み、休日を学びの場として親と共にいろいろ地元のものを見たり、感じたり、体験したり、そして親と子の絆の時間というものを取る制度でもございます。

板倉町としても、こういった親と子のコミュニケーションの時間を取れる業種の方が一部でもいらっしゃるというものも現状でございます、職業上。そういった方もおりますし、今後の板倉町の課題としても、やはり地元に戻ってきてもらうため、地域を愛してもらうため、事業承継のため、また戻りたい板倉町と思ってもらえるためにも、こういった制度を利用して進めていくべきかとは思います。教育長、学校と連携してこういった制度を取り組んでいく方向性でございますでしょうか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

まず、全国的な働き方改革が進む中で、家族が共に過ごす時間を確保することは、議員さんからもありましたとおり、子供の健全な成長や家庭環境の充実という観点からも重要な課題であるというふうに認識はしております。先ほどもありましたが、愛知県ではラーケーションの制度を導入し、児童生徒が学校を一定期間休み、家族と共に旅行や体験学習を行うことを認める取組を進めております。愛知県を含む他県の先行事例を参考にしつつ、ラーケーション制度の本町への導入については、次の3点を慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

まず1点目でございますが、公平性への対応でございます。保護者の勤務状況や経済状況により、平日の一定期間に休暇を取れる家庭と取れない家庭が出てくることが予想されます。公教育という観点から、公平性は重視されなければならないというふうに考えております。

2点目は、学びの成果でございます。ラーケーション、こちらはラーニングが「学び」、プラスしましてバケーション「休暇」ですから、学びの要素が必要です。しかし、バケーションとしての家族旅行と、どこが違うのか、成果の検証については慎重な対応が必要というふうに考えております。

3点目としまして、学習進度への対応でございます。休暇を取った分の学習の遅れについては、後日、担任等が補習する必要があります。また、ある期間に複数人がラーケーションを取った場合、学習進度にも影響が出ます。これにより、教員の負担がこれまで以上に大きくなることが予想されております。

以上の点から、今後ラーケーション制度の導入については、慎重に検討する必要があるというふうに考え

ております。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。慎重に検証していくということで、ぜひそれは検討していただきたい事項ではございますが、既に愛知県のほうでは、そういった報告、公平性がどのように取られているのか、または実際に学びと休日、どのように分けているのか、そういった質問点は全て報告書という形でもうまとめてございますので、そういった事例も検討しながら、板倉町の独自の形で少しずつ進めていくべきなのかなと感じております。

実際に公平性といいましても、もともとこれ遊びを目的とするものではなく、総務省のほうも推進していると思います。いろいろな学びの形を取るべきということです。学校で学ぶだけではなく、学校以外のことも学びというものは得られるということで、学び方の一つです。そういったもので位置づけてもらえるといいのかなと思っております。

また、その公平性、休みが取れる、休みが取れない、こちらも有給休暇の取得を国のほうも推進しております。そういった先進的な事例にもつながるかと思います。そういうものを検証していきながら、休み方が取れる、取れない、もしくは保護者の方の理解度というものを高めるためにも、やはり多くの事例をもちろん出ておりますので、参考にし、皆さん、保護者の方により分かりやすく説明しながら理解を得ていければ、その辺は可能なのかなというふうに思っております。

県や国のこういった補助金なんかもラーケーション制度には組み込まれておりますので、そういったものの、こういったものが使えるかどうか検証しながら、あくまで地域と学校と保護者と連携しながら進めていくべきなのかなと思っております。既に全国で導入している自治体がありますので、先行事例、たくさん出ております。アンケートもいい声がたくさん挙がっております。やはり親と子の休みを合わせることで、今まで気づかなかった親子関係ということで、ラーケーション制度を取られた保護者様からは、プラスの意見が多く寄せられているというアンケート結果出ておりますので、そういった面を重要視していただきたいなというふうに思っております。

また、企業側のワーケーション制度の導入も十分に進んでいないという現状も確かにございますけれども、実際にやはり町が先頭を切って進めていくことで企業も参入しやすくなるのではないのかなというふうに思っております。なかなか休みが日曜日だけでもしくは土、日も働いている家族がおります。そういった家族がどれだけ今後子供と一緒に向き合える時間を町と学校とで協力してつくっていくか、そこをすごく考えていただきたいなという考えでございます。いかがでしょうか。

○小林武雄議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 今、お話がありましたラーケーション制度ということで、愛知県でまず最初に導入が始まって、近隣では茨城県などが積極的に導入しているということですが、ただちょっと調べたところでは、方針は立てているけれども、具体的にでは進んでいるかという、まだなかなかそこまでは浸透していないというのが現状なのかなというふうに思います。

先ほど局長からもお話があったように、私は3つの点が課題なのだろうなというふうに思っています。ま

ず1つは、やはり平等性の問題ということです。家庭によっては、なかなか取れない家庭も多いのではないかなと、平日ですよ。平日に休みを取って行くということに対して、まず休みを取って行くからには、金銭的な問題が出てきますので、経済的な問題で、なかなかそこまで休みを取って、4日も5日も休みは取れないと、どこかに出かけることはできないという家庭だってあるかと思います。

あとは、職業的な問題というのもあるかと思います。私考えてみたのですけれども、まず教員は取れないだろうなと思います。5月の連休明けにまとまって私ラーケーション取りますということ、ゴールデンウィークが明けて、さあ授業を充実させようというときに、担任がばらばら休みを取って、いなくなってしまうということになると、学校運営はまずできないと。やはりラーケーション取るのは、時期的ないい時期なのではないかなと思います。ゴールデンウィーク明けた季節のいい時期、あとは秋のいい時期、そういう行楽に出かけるのに都合のいい時期があるかと思うので、例えば秋、運動会が近い、何とかの発表があるというところで、教員が休みを取りますって、ばらばら学校で休みを取られては、これはもう学校として成り立たなくなってしまうのではないかなと。しかも子供がまた、今度は先生が来たら、子供が休み始めてしまったと、ばらばら休みを取ってしまうと、では学校の授業の進捗はどうするのだというところ、担任が欠けてしまった場合、どんなふうに補習をすればいいのかというところ、そういうところでいくと、やはり今、教員ということで例を挙げましたけれども、家庭によっては取れない家庭も出てくるのではないかなというふうに思います。そうすると、ある家庭は毎年取れる。誰ちゃんちは毎年取れる。授業を休んでどこか出かけて、親子で出かける。でも、うちは出かけられないと、親がそう休みを取れないと。私のうちは毎年取れないという、そういう点でやはり平等性というところで課題はあるのではないかなというふうなことは1つです。

それと、あとはラーケーションと言いますけれども、現在夏休み、春休み、冬休みというのがありますよね。来年度ですか、今年、令和7年度は夏休みを板倉町は増やしますと、8月いっぱい休みにして、9月から授業を始めますということで、夏休みも増やしました。そういうところで、長期の休みを使って家族で出かける、工夫して出かけるということは十分可能なのではないかなというふうに思います。

それから、現在でも平日にご家庭の都合で何かどうしても休まなければならないということについては、申し出ていただければ、それは許可しております。許可するとか、家庭の都合でお休みをしますということについては、それは十分できていますので、ただラーケーションは欠席扱いにしないけれども、そういう家庭の都合で休む場合は、家庭の都合での欠席ということにはなりますけれども、現在でももしそういう家庭の都合で何かお出かけをしたらとかという場合については、出かけられないことはないの、そういうことだってできるのではないかなというふうに思います。

そんなことを考えますと、やはりこれを町として、制度として導入していくということについては、幾つかやはりみんなでしっかり考えていかなければならない課題も多いのではないかなというふうに考えますので、近隣の状況とか、制度の課題とか、そこら辺を考えながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。現在、課題というものが、大きな課題が3つ、検討し

た結果、課題というものが見つかったというふうに認識しております。

この課題、実際教育の欠席扱いということがありますがけれども、ラーケーションの制度があることで、これ学びの機会が正式に認められるという、そういうものでございます。欠席すると、学校の授業とのつながりが絶たれ、単なる休みになってしまう、そういったものも確かに懸念されるものでありますが、ラーケーション制度があれば体験学習として正式に評価され、学びとしての価値が高まると思います。実際導入している自治体では、任意ではございましょうが、家庭学習でのそのレポートの提出というものを仕組みとして採用してございます。ただ単に休みではなくて、学びとの区切りをつけるために、そのレポート、簡単なレポート、こういった学びをしてきましたという、それも任意ということではございますので、取り組んでいるところもございます。親が欠席として出されているということで、今対応されていると思うのですが、ルールがないと勝手に休ませること、これに罪悪感が生じるのです。日本では学校を休むことイコール悪いことという意識がまだまだちょっと根強いという方があります。制度として認められることで、親が子供を休ませる判断をしやすくなるのではないのでしょうか。

実際に愛知県がラーケーション制度を導入した理由の一つが、親が学校を休ませる決断をしづらいからというものがあります。また、欠席だと授業の内容のフォロー面や強化面で不安が出てくるということではございますが、欠席扱いだと授業の内容のフォローがなく、成績や出席日数に影響する可能性があります。ラーケーション制度であれば、学校側も事前に配慮した対応、補習や課題提出もしくは自主学習の促し、こういったことを取ることが可能になってきます。制度がないと、家庭の判断にばらつきが出て、学校が対応しづらくなるのではないかと考えます。明確なルールがないと、休ませる家庭と休ませない家庭の温度差が生じ、学校対応が難しくなるのではないのでしょうか。ルールを統一することで、学校も家庭も納得感のある形で進めることができるかと思えます。地域全体で学びの機会として価値を共有できる、そういった取組が必要になってくるのかなと思っております。あくまでも休む自由ではなく、学びを広げる制度として、こういった意義を伝えることが必要なのかなというふうに感じております。ぜひ休む、自由に休めるから学校としてはいいですではなく、あくまでも保護者の現在の仕事の状況、土、日に働くお母さんたちもいらっしゃいます。お父さんたちもいらっしゃいます。子供との時間を意識的につくる。町として、教育として意識的につくることで、後々地元への愛着が湧きますので、Ｕターンや事業承継にも、町の進展にもつながる政策でもございますので、こういったところも踏まえて検討のほうをしていただきたいなというふうに考えております。

それでは、続きまして、次の質問させていただきます。次に、子育て世帯の親が安心して働ける環境づくりの取組として、保育園や学童保育などがありますが、日曜日、祝日に働く世帯の子供の預け先として町はどのようなことを行っておりますでしょうか、お聞かせください。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 お答えいたします。

他自治体の実施状況を見る限りでは、保育園や認定こども園におきましては、乳幼児を対象とした休日保育を、また放課後児童クラブにおきましては、小学児童を対象といたしたいわゆる「休日預かり」といった取組を保育サービス事業の拡充といたしまして実施しているケースというのがまれに見受けられる状況

でございます。しかしながら、当町におきましては、そのいずれの取組も実施されていない状況でございます。

なお、県内の状況を申し上げますと、前橋市や高崎市などの一部の市部におきましては、保育園等におきまして、乳幼児のみを対象とした「休日保育」という取組は実施されているケースが見受けられますが、県内におきましては、小学児童を対象といたしました「休日の預かり」というものを取り組んでいるということは、調査したところ確認ができなかったという状況でございます。なお、郡内にさらに絞って申し上げますと、館林邑楽地域におきましては、当町と同様にいずれの取組も実施されていないという状況でございます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。町内に託児施設がない状況を踏まえまして、新設の可能性や民間の委託施設利用への補助制度を検討する考えがございますでしょうか。現状板倉町でも少子化になっておりまして、子供の人数は減っております。実際、新設の可能性というのは難しいのは分かります。しかし、日曜日の働いている保護者の方たちの子供の預け先というものを考えたときに、こういった制度、対策、検討する考えがございますでしょうか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 いわゆる託児所と呼ばれる施設でございますが、制度上で申し上げますと、認可外保育施設ということになるかと思いますが、こちらの認可外保育施設というものは基本的には就学前の乳幼児が利用する施設になりまして、保護者の就労状況によりまして、市町村が保育の必要性を認め、かつ保育園や認定こども園を利用することができない場合のみ、3歳から5歳の子供であれば、月額3万7,000円まで、また3歳未満の子供であれば、住民税非課税世帯に限りませんが、月額4万2,000円までの無償で利用することができるというものが制度としてございます。

なお、民間の託児所におきましては、小学児童をお預かりしている場合もございますが、小学児童の利用料に対する国、県の補助制度等はございませんので、当町におきましても現在のところ特別の補助制度を設ける予定もございませんし、また施設を建設するとか、そういった類いの検討も一切していない状況でございます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。児童館の開館日が現在、日曜日はお休みになっております。祝日もお休みです。拡大することは現時点では難しいとは聞きます。日曜日に働く親が増えている現状を踏まえ、休日の子供の預け先もしくは休日の保育実施に向けた具体的な検討は進められないでしょうか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 「休日保育」というものでございますが、事業の性質が利用者が限定的であること、また需要が分散しているため、運営が安定しがたいという特質を持っておりまして、ニーズが高いであろう

と推察される都市部であっても、事業廃止というふうになっているケースが見受けられる状況でございます。ですので、当町におきます事業の実施につきましては、現実的には難しいであろうというふうに捉えております。

また、保育園や認定こども園、また放課後児童クラブを利用するに当たりまして、各種諸手続におきまして、町であったり、各施設実施者のほうになります。保護者の就労状況を把握しておりますが、そのいずれにつきましても、保護者双方もしくは独り親であったとはしても、保護者の方が常態的に日曜勤務になっているというケースは見受けられないことを鑑みますと、現在のところ「休日保育」もしくはそれに類するような取組につきましても、必要性は低いであろうと捉えております。しかしながら、今後保護者の就労状況も変わってきますので、それにつきましては、これまで同様、今後も引き続きそういった必要性につきましては、注視してまいりたいと考えております。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

サポート体制のほうで質問させていただきます。そうしますと、やはり町と民間と保護者と連携が必要になってくるかと思うのですけれども、ファミリーサポート制度の導入については、以前からも質問があったかと思っておりますけれども、ファミリーサポート制度導入、どのようにお考えでしょうか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 これまでもご質問いただいたこともございまして、その際にもお答えをさせていただいたところもございますが、改めましてお話をさせていただきたいと思っております。

このファミリー・サポート・センター事業というものにつきましては、子育て援助活動支援事業というのが制度上の名称でございまして、これまで子育て世帯のニーズを注視をしながら、近隣自治体におきます実施状況であったり、利用状況等々につきまして調査研究を行ってまいりました。しかしながら、この事業の実施に当たりましては、子育て援助を行う方といたしまして、いわゆる提供会員というものがございまして、この提供会員をいかにして確保するかという点が最も大きな課題であろうというふうに考えております。

その要因といたしましては、預かり中の子供の安全対策といたしまして、国が示す9つのカリキュラム、それを24時間にわたる講習、これは例として示されているものではございますが、子供の安全対策として求められるであろうというふうに考えられる講習を修了しなければ、提供会員として活動すべきではないというものがございます。これがこの提供会員の確保に対しまして最も大きな障害になるであろうというふうに見込んでいるところでございます。

また、全国的に見ますと、地域における相互援助活動という形での有償ボランティア的な取組であるにもかかわらず、本来の範疇を超えるような活動が増加傾向にあるということがうかがえます。多様化します子育て世帯のニーズというものが本来のこの活動の取組を超えて求められているという状況がある。それに対しまして、新たな担い手となる提供会員、こちらの確保も困難となってきておりまして、徐々に減少傾向にあるということで、この事業の継続性がなかなか難しい一面が見え始めているという状況がございまして。

それらを鑑みますと、この提供会員というものを一定数確保できるような状態が目処として立たない限り、このファミリー・サポート・センター事業を実施するという判断はなかなか難しいのかなというふうに捉え

ているところでございます。

一方、当町におきましては、改めて社会資源といたしまして、その福祉サービス等に目を向けますと、以前もお話ししたこともございますが、社会福祉協議会におきまして思いやり福祉サービス事業というものを実施してございます。こちらの事業は、現在は高齢者もしくは障害者の方を対象といたしまして、生活支援サポートをしている事業でございますが、その対象範囲を拡大化し、子育て世帯も含めた形で実施するということで、このファミリー・サポート・センターの先駆けとなるような取組になると見ておるところでございます。

しかしながら、本来のファミリー・サポート・センター事業につきましては、例えば活動内容、子供の塾への送迎であったり、場合によっては保護者が何かの都合で子供を見てもらえないときに子供を保育するという取組もございますが、なかなかその保育に関してはハードルが高いところもございますので、まずは子供の送迎等のサポート支援から入っていき、徐々にその活動範囲を広げていって、最終的にはファミリー・サポート・センターと同等のような形で機能するように検討してまいりたいと思っております。そして、最終的には、その利用状況等が拡大化するようであれば、ファミリー・サポート・センターにその時点で移行するというような展望を持ちながら、徐々にそちらの事業の取組の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。思いやりサービスのほう、社会福祉協議会のほうでしょうか、対応を進めていくということで、なるべく早くそういったものが制度化できるように保護者のほうも働く世帯の保護者としても、また子供を育てている保護者としても、板倉町で安心して働き、住み続けるためにも必要なものですので、なるべく早めに軌道に乗ることをよろしくお願いいたします。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

〔新井 智福祉課長登壇〕

○新井 智福祉課長 議員のご指摘、ごもっともでございまして、我々も来年度できるだけ早い段階からスタートできるような形で進めてまいりたいと思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、やはり現段階でもお助け会員、先ほどは提供会員と申し上げましたが、そういった類いの会員の方が既にいらっしゃいますが、さらに拡充しないと、子育て世帯のニーズには対応できないと思っているところですので、まずは提供会員の募集から入ってまいりたい。そして、ある程度の目処がついたら、今度は利用したい方の募集につなげていくということで考えてまいりたいと思います。また、その募集に当たりまして、町の公式LINE等のSNSも活用しながら、幅広く地道にこつこつとやってまいりたいと思いますので、議員の皆様方もお心当たりもしくはご本人でも結構ですので、ぜひそういったご協力いただければ、早期事業の拡大化につながると思いますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

1つだけちょっとよろしいですか。せっかくそのすてきな事業、そして周知ということまでプラン立てて

いるかと思うのですけれども、伝わるというところまで努力していただきたいなと思います。こういった事業を始めました。こういったLINEでお知らせしましたではなく、相手に伝わるまで取り組んでいただきたいということで、伝わればこういったサービス、皆さん望んでいますので、すぐ展開されるのかなと思っています。よろしくお願いします。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

〔新井 智福祉課長登壇〕

○新井 智福祉課長 確におっしゃるとおりです。これまでもこの思いやり福祉サービス事業につきましては、社会福祉協議会のほうでホームページであったり、社協だよりであったり、そういった形でいろいろと情報を発信していたとは知っておりますが、この件に関しまして、実は民生委員さんにこのような考えを持っているのですが、ご意見何かいただきたいということでお話ししたところ、思いやり福祉サービス自体をそもそも知らないということをご意見をいただきましたので、改めて社会福祉協議会も含めまして、我々福祉課といたしましても、考え直しをしなくては当然いけないのだろうと、これまで関係団体につきましても、直接会議の後とかの時間を使いまして、直接そういった声かけをしたいとは思っていたわけですが、なお一層さらに情報の発信と浸透、そこを意識して取り組んでまいりたいと思います。

○小林武雄議長 藪之本議員、時間が近づいておりますので、まとめてください。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。では、まとめさせていただきます。

ちょっと再質問に戻ってしまう点もあるかと思うのですけれども、町長のご意見をお伺いしたいなと思います。先ほどのラーケーション制度のほうにも戻るかもしれないのですけれども、家庭は子供が安心して成長するための最も基本的な場です。しかし、現代社会においても、親子の時間が減少していることは、子供の心の安定や自己肯定感の向上にも影響を及ぼす可能性があります。板倉町においても親子の時間を意識的に確保できる仕組みづくり、子供たちが豊かな経験を積みながら、成長できる環境を整えることが重要なのですけれども、そのための一つの方策としてラーケーション制度を提案させていただきました。町長のお考え等はどうでしょうか。

○小林武雄議長 小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 最後の最後にご質問いただきまして、ありがとうございます。

私自身の考えでいきますと、私の両親は農業をやっておりまして、ほぼほぼ休みもなく、一緒にどこかに行ったという経験も少ないものですから、「親はなくとも子は育つ」ぐらいの時代だったのかなというふうに思います。であっても、今の先ほどの教育の部分に関してなののですけれども、実際今は先生の数も増えていきます、子供の人数に対して。45人のクラスで私たちの頃は1人の教師しかおりました。今は30人未満であっても、担任と副担任とか、支援員とかいう形で、何でこんなに手厚く教育のほうも進んでいるのに、そういったいじめの問題だったり、不登校の問題というのが出てくるのかなというのが逆に不思議な部分ではあります。

親と子供のつながりが深ければいいのかという部分と、そこに愛があるかという部分なのだと思います。実際に親子べったりで、反抗期もなく成長していった子供たちが今どうなっているのか、ゆとり世代の方たちが今どうなっているのか、そういった面も含めて考えていかなければいけない問題かなというふうに

思っています。

実際、ラーケーションと聞きましたけれども、そのラーニングの部分はどういうふうに捉えるのか。ただのバケーションではないですかと、子供を連れて旅行に行きたいけれども、休み扱いにはしたくないとか、どうしてもそういうふうな形に取ってしまいがちなものですから、またその後の補習の部分での教師に対する負担増、部活動の地域移行等も、要は教師の働き方改革の部分で、ブラック企業並みの仕事量なので、減らしていきましょと、そのためのスポーツ、部活動の地域移行だったりするわけですがけれども、そのラーケーションを広めるに当たって、教師の負担が増えていくのはむしろマイナスなのかなという面も含めて、私的にはそれほど積極的に検討をするものではないのかなというふうな理解をしております。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 では、最後に、保護者や地域住民からもこういったラーケーション制度の導入を求める声も出ておりますので、これらの声をどのように受け止め、今後町の発展、町政のほうに反映できるのか、ぜひ検討していただきたいなということで、こちら今回一般質問のほうを終了させていただきます。ありがとうございます。

○小林武雄議長 以上で藪之本佳奈子議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩いたします。

13時15分から再開いたします。

休 憩 (午後 0時17分)

再 開 (午後 1時15分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

青木秀夫議員。

[11番 青木秀夫議員登壇]

○11番 青木秀夫議員 11番の青木です。よろしくお願いします。昼食の時間で多少眠気が差すかと思うのですが、睡眠に負けないように頑張ってください。

12月の議会に引き続いて、大規模指定既存集落用地の利活用に関連した質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。12月の議会で町長選挙公約の工業団地の造成と財政基盤の強化ということについて伺おうとしたのですが、工業団地の規模については、20ヘクタール程度で10年、15年後に成果を目指すという答弁いただいているのですが、その財政基盤の強化については伺わなかったので、そのことについて今日は少し詳しくお伺いしたいと思うのですが、よろしくお願いします。

この財政基盤の強化というと、非常に抽象的で、具体的にどういうことなのか分からないので、今日はその具体的にどういう部分を強化したいのか。強化する目的は何のためにするのかと、強化した、その浮かしたお金を例えば何に使う目的があるのかと、そういった点をお伺いしたいので、ざっくり、具体的にまず答

弁いただけますか。いや、大ざっぱでいいですよ、単位が何億円だとか、何十億円だとかと、そういう単位で。

○**小林武雄議長** 青木秀夫議員に申し上げますが、ただいまの財政基盤についての通告にはないのですが、通告にありませんので。

青木秀夫議員。

○**11番 青木秀夫議員** 学校の社会科の試験ではないのだから、何問目の漢字のテストで何が出ますからという私は通告していませんよ。ざっくりでいいのではないの、それ。入っているのだから、そのぐらい大人の社会ですから、学校の、教育長、1ページから50ページまで試験出ますよと言ったら、その中の漢字のテストは何と何とが出ますよと、それはやりやすいです。だけれども、そういういいテストを、結果を得るためにやっているわけではないのだから、分からなければ分からないのでいいのです。よろしくお願いします。

○**小林武雄議長** 基本的には、この質問者と回答者が意見がかみ合うように通告制度というのがありますので、ある程度やはりその通告はしてもらったほうがいいと思います。その上で、町長のほうで答えることができるのであれば、してもらいような形になると思うのですが。

○**11番 青木秀夫議員** いいですよ、答弁拒否でも。

○**小林武雄議長** いいですか。

○**11番 青木秀夫議員** ええ、結構ですよ。

はい、どうぞ。お願いします。

○**小林武雄議長** 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○**小野田富康町長** もちろん通告にない質問ということでしたので、やはりルールはルールとしてございますので、そこは一応尊重していただいて、議員活動を行っていただければありがたいなというふうには思います。

財政基盤の強化ということで、産業用地の造成とふるさと納税の強化ということで公約のほうはさせていただいてたかというふうに思っております。実際、私の手柄ではないですけども、ふるさと納税は今、1億3,000万円を超えて、大分増えてはきているところですけども、まだまだ伸ばす余地があると思っていますので、返礼品等も工夫をしながらやっていきたいというふうに思っております。

また、財政基盤を強化できるのが、前回の質問のときですと、10年、15年先になってしまいますよというところでしたけれども、財政が豊かになれば、もちろん町の取りあえずは今、老朽化した施設のほうの修繕なり、建て替えなり、またできればにぎわいの創出という部分では、大きな公園のほうを造っていききたいなというふうには思っております。

以上です。

○**小林武雄議長** 青木秀夫議員。

○**11番 青木秀夫議員** その財政基盤の強化というと、歳出面から、歳入面から、いろいろな角度で考えることはできると思うのです。例えば町長任期4年だから、4年間あるのだから、4年の間に4年計画で、いいですよ、計画だから。もうちょっと大風呂敷敷広げて、税収上は4年のうちに3億円ぐらいの増収を目指しますよとか、4年以内に財政支出のカット、歳出カットを2億円生み出しますよとかと、そういった両面

から検討していただいたほうがいいと思うのです。

ただ、問題は、あまりこの財政基盤の強化策にこだわると、やりやすいほうからいきますから、収入増というのは確かにこれを図るというのは難しいわけです。一番簡単なのは歳出カット、そっちに目が行きがちなのですよ、お金を浮かすとなると。これは、簡単だから。だけれども、あまり歳出カットにこだわると、元気のない板倉町で、消滅都市なんて言われている町が本当に消滅してしまいますから、これ急がなければならぬと思うのです。だから、できるだけ早く、いかにその財政基盤を強化するというか、お金を生み出すかということに工夫しなければいけないと思うのです。

ぜひそこで、町長のまだなっただけですから、もっと壮大な計画を本当はここで打ち出してもらいたいのです。ちみちみ、ちまちましたことではなくて、大きなことで。ですから、生み出したお金を財政基盤の強化のために、まさか財政再建のために使うのだよと、借金の返済に使うのだよと、基金の積立てに使うのだよ、そういうことは考えていないですよ。

○小林武雄議長 その回答はあれですか。

○11番 青木秀夫議員 いいよ、できなければしくていいのだよ。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 もちろん使途については、借金返すのも大事ですし、貯金するのも大事なとは思いますが、そこは使い方のバランスで、あまり借金ばかり膨らませてもしようがないので、その辺は今が適正かどうかという部分は、実際のところと言うと、基金のほうが多い段階でございますので、あまり金がない、金がないとは言いたくはないので、言わないようにしたいと思っています。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 今日何か配付してもらって、私がお願いしたその財政指標がありますよね。これを見ると、これは私の大ざっぱな感想なのですが、これ板倉町で現在でも4年間で50億円や60億円の財政支出と、これ新規支出です。町の活性化のためにできるのではないかなと私は思っております。

例えばその財源ですけれども、その財源というのは、先ほど言ったように、これは目標ですけれども、税収上で10億円とか、歳出カットで10億円とか、基金の取崩しで20億円とか、あるいは町債の発行を増やして、借金を増やして10億円とか、50億円ぐらいの金だったら簡単に捻出できるのではないかなと思うのですけれども、そういう金を使ったまちづくり構想というのは考えていないか、お伺いしたいのですけれども。できるのでしょうか、100億円だって、200億円だって。私は、控え目に50億円と言っているのですから。

○小林武雄議長 青木秀夫議員に度々申し上げますが、通告に載っていないので、その質問については……

○11番 青木秀夫議員 答弁者が答えるのだよ。

○小林武雄議長 基本的には……

○11番 青木秀夫議員 答弁者がこれ発言すればいいのですよ。余計なこと言うのではないよ。

〔「拒否」と言う人あり〕

○小林武雄議長 拒否だということですので。

○11番 青木秀夫議員 それで、ではもうちょっと具体的に教えてもらいたいことあるのだけれども、その借金と言いますけれども、板倉町のこの資料によると、令和5年度現在で38億円ぐらいの借金があるわけで

す。この中には普通債の借金と臨時財政対策債の借金と2種類あることになっていますよね。これみんな資料に載っていますけれども、その臨時財政対策債の金額はこのうちどのぐらい占めているのか。それで、その割合はどのぐらいいっているのか。企画財政課長、これは。お願いします。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、お答えしたいと思います。

令和5年度の町債の残高の今のところの借金が38億7,700万円程度ありますけれども、青木議員の説明していただいたとおり、普通の借入れの借金と臨時財政対策債の借金を合わせた額がこれになっているわけなのですけれども、その細かい臨時財政対策債が今、幾ら残っているかというのは、ちょっと今、手元に資料がございませんので、調べさせていただいて、後で報告させていただきたいと思います。

○11番 青木秀夫議員 課長、ここに載っているよ、この配ったやつに。幾らだっけな。

○小林武雄議長 大丈夫ですか。

橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 すみません。お待たせしました。

臨時財政対策債については、23億2,000万円ほどの借金が残っているというような形です。

○11番 青木秀夫議員 そういうことね。

○橋本貴弘企画財政課長 はい。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 それで、この臨時財政対策債については、私はずっと前から聞いているのですけれども、これは私は国の借金というふうに思っているのです。国の借金のために板倉町は名義を貸して借金しているのだと、実質借金の返済は国がするのだというふうに理解しているのですけれども、そうでないというのが栗原町長なんかの見解なのです。今度代わったからどうですか。橋本課長、国の借金ですか、町の借金ですか。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 お答えします。

この臨時財政対策債については、通常の交付税で渡せない分、国のほうが一応町として借金をしながらプラスアルファで歳入としてやっているということになるので、最終的にはそれはお返しはすることになるので、青木議員の言うとおり、もともと国からの借金をただ返しているみたいな感じだとは思っているのですけれども。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 今まで何度聞いても、答弁はこういう答弁なのです。国が潰れたら町が払わなくてはならないから、国の借金でもあり、町の借金でもあるだろうと。そう言えばそうだけれども、国が潰れたとき、板倉町が責任を負う必要はないのではないかなと私も思っているのですけれども、一貫してそういう見解だったのです。では、橋本課長の見解が変わったということに理解しておきます。

続いて、この普通債だ、普通債。これ10億円ぐらいありますよね、残りの臨時財政対策債。このうちのどのぐらいがこれ交付税で措置されるのですか。これ丸借金ではないでしょう、板倉町の。半分ぐらいは交付税で措置されるのではないですか。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、お答えしたいと思います。

全てのその起債によってメニューがありまして、その中で例えば借りた分に対して毎年毎年お金を返していくわけなのですが、例えば1年間に1億円返すとしたときに、その分の中の50%は普通交付税で見ますよとか、その75%見ますよとか、全く見ないよというような、いろんな種類はあるので、全てが全部該当するというわけではないのですが、多少なりともその交付税のほうには、算入のその需要額のほうには算定している部分はあります。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 いや、だからそれ今、ざっくりでいいよ、ざっくりと30%とか、50%とか。14億円のうち30%は国が負担するのですよと、残りが板倉町の借金ですよとか、ざっくりでいい。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 ざっくりで言った言葉がそのまま答弁に残ってしまうのはすごく不安な部分があるわけなのですが、大体3割とか4割ぐらいの感じが普通交付税のほうの算定基礎になるのかなというふうには思っております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 なぜ私がこんなことをお聞きするかといいますと、まだまだ板倉町には借金する余裕があるのではないかと、まだまだ。今までのこの数字から見ると。ということでお聞きしているのです。

続いて、今度資料のこの何番だったかな、載っていたの、これ。今度は基金だ、基金。基金のことについてお聞きをしますけれども、これ基金の残高が今、40億円ぐらいありますよね、これ頂いた資料によると。40億円ぐらいざっとあるわけです。このほかにプラス、これは我々の個人というか、で言えばこれ定期預金みたいなもので、このほかに普通預金で歳計現金というのがあるでしょう。歳計現金というのは、平均残高だから動くと思うので、大体どのぐらいあるのだろう。会計管理者、どっち。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 お答えします。

基金残高につきましては、5年度現在で40億9,800万円あるわけですが、当然毎日毎日お金を動かす部分がありますけれども、それについては基本的には10億円ぐらいを目安に毎回毎回動かしている状況でございます。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 歳計現金だから、日々動きますよね。だから月によってこれは変動あると思うのです。昨日、これ資料もらったよね。例月検査報告書というのを昨日頂いていますよね。これ最新だ、最新。

最新のやつだと、これみんな我々もらっていますよ。1月31日現在で一般会計の歳計現金の残高9億4,600万円と載っています。大体10億円ぐらいいは平均これはあるわけですね。ということは、さっきの基金が40億円あって、定期預金が40億円あって、普通預金がこれ10億円ぐらいいはあるわけですから、足すと50億円あるわけです。板倉町の財政収支というのはざっと60億円とすれば、月5億円ぐらいいな支出です。そうするとどのぐらいいが適正かというのは、これは個人の感覚によって違うのです。1年分の金持っていて不安だという人もいるでしょうし、3年持っていて不安だという人もいるし、いや、3か月もあればいいのではないのという人もいるだろうし、その辺の感覚はいろいろだと思うのですけれども、適正というのは非常にこれは主観が入るので難しいと思うのですけれども、どうなのでしょう、これ。橋本課長。

○**小林武雄議長** 青木秀夫議員に申し上げますが、回答者を指名するのはやめてください。あくまでも町長が指名して答えますので。

○**11番 青木秀夫議員** では、町長。

○**小林武雄議長** 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○**橋本貴弘企画財政課長** 基本的にはその10億円の中で、毎回毎回繰り返した中で、最終的にやはり年度末になるとどうしてもお金が不足する部分があると思うのです。そのときにはそういう財政調整基金のほうから繰入れをして、また回していくみたいな形でやっけていまして、今年度についてはもう既に財政調整基金のほうから2億円ほどはもう繰り入れている状況になっておるところでございます。要は基本的には10億円で毎日毎日を回しているというような内容でございます。

○**小林武雄議長** 青木秀夫議員。

○**11番 青木秀夫議員** 我々の民間の素人の考えだと、随分楽な資金繰りやっけているなと私なんかは思うのですけれども、もうちょっと厳しく運営してもいいのかなと。ということはもっと積極的にお金使ったらという要望なのですけれども、そういうことですので、通告のこの1番に大規模集落制度について伺っていきますけれども、前回の議会でも工業団地の造成による税収効果は、10年先、15年先、場合によっては20年先だという町長の答弁でしたよね。今、少子化で、先ほども今年度の生まれた子供の数が16人、そういう急激な、急速なこの人口減少が進んでいる状況ですので、本当に消滅可能都市ではない。消滅都市にこれになってしまうかと思うので、これ急がなければならぬと思う。15年だか、20年先ではなくて、町長、任期中に何とかこの解決する方法を考えてもらいたいと思うのです。

この前も聞いたのですけれども、10年後の1億円、10億円よりも、私なんかの考えだと今日、明日の10万円だと。西洋人的発想だということで伺ったのですけれども、ただ確かに宝くじも買わなければ当たらないのだよね。だから、大きな目標あるいは長期的な計画も立てるということは、これは必要だよね。ひょっとすると、そういう宝くじも当たるかもしれないから。買わなければ当たらない。だから、それは2本立てで長期的にとか、短期的に両面から検討していただくことはいいかと思うのです。

これ1か月ぐらい前かな、新聞記事に載っていたのですけれども、隣の栃木市にNTTドコモのデータセンターが進出決定と載っていましたね。見た人いると思うのです。投資額は8,000億円だって。これ宝くじを当てたような話だと思うのですけれども、ここの場所、私も前から気にしたのですけれども、栃木インターと鹿沼インターの間のゴルフ客が利用するのにいいかなと思うようなところで、あまり一般的なところで

はないところに、何でこんなところへインター造るのかなと思っていたら、やはりこういう前の話があったのでしょよ、NTTデータのそのセンター造るって。ああ、なるほどと思ったのですけれども、そこで、館林が北地区に工業団地、大島地区ですか、今、計画してやっている、進んでいるのでしょ。あそこにスマートインターも併設するとか、併せて造るとかという運動をして、何か人によってできるのだと言う人と、できないのだと言う人といろいろあるのですけれども、その辺の情報は持っていると思うのですけれども、あそこも板倉町と隣接して、どっちがどっちだか分からないような場所ですので、ぜひ館林のそのインターというか、工業団地計画にのって、板倉町も連携して、ああいうところの開発も進めていく必要はあるのかなと思うのです。

私はどっちかといえば、せっかちなのか、西洋人的なのか、何だか知らないですけれども、10年、15年、20年先というと、本当に世の中、小野田町長は若いから生きているだろうけれども、人によるともうここに人みんな目に見える、20年先いない人もいますのですけれども、そんなことでも早く何とか目先のことをやっていただければと思うのです。

よく私も聞いたことがありますよ、昔。西洋人というのはせっかちだと。あの連中とは付き合っていられないよというのを私聞いたことがありますよ、日本人にしてみれば。日本人にはまだ義理と人情だとか、武士道精神だとか、そういうのが残っているからいいけれども、西洋人にはそういうのないのだよなど。とにかくただビジネスライクに損得で動く人で、やっていられないよとかと、そういう話は聞いていましたけれども、これ日本の国内だってあるのですよ、そういう気風というのが。

小野田課長、名古屋にいたことあると言ったでしょ。どうですか、名古屋の人は。嫌な人ではないかと思わないですか。私も名古屋にいたことあるのだ。私の友達なんかは、みんな名古屋にいた人というのは、「ああ、嫌なところだね」と、関東の人みんな言うのだよ。それぐらいこんな狭い日本でも地域間格差ってあるわけですから、あまりのんびり長期的な考え方はしないで、目先のことをやっていただけないかなと思うのです。

そこで、本論に戻るわけですが、宝くじのような、この夢のような話から、この大規模集落用地の活用について伺っていますけれども、非常に地味な、小さな話で申し訳ないのだけれども、やはりこういうことを進めていくことが現実的なのかなと思うのです。この制度は、地権者をはじめ、多くのこの町民にしわ寄せはあると思うのです。この活用策というのは、非常に多面的に効果あると思うのです。地権者にとっては資産価値も上がるわけですよ、これ。

それから、利用したい人も大規模な用地ばかり求めている人ばかりはいないわけで、500坪とか、600坪程度の土地を求めている人も世の中には結構あるわけですよ。そういう人とか、そこに何でもできれば、工場でも、商業施設でもできれば町に若干の固定資産税とか、あるいはにぎわいもできるわけで、非常にこれ各方面に小さくても波及効果が出てくるのかなと思っています。ですから、この制度、関係者だけではなく、多くの人たちにできるだけ早く知らせる必要があるかと思うのですけれども、町長、いかがですか、その方法。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 周知についてお答えさせていただきます。

まず、大規模指定既存集落につきましては、市街化調整区域内にある既存集落の区域を指定し、基準を満たした方の建築を可能にした制度です。基準につきましては、群馬県が制定し、区域につきましては、板倉町が昭和62年4月に指定したものでございます。

制度の周知ということでございますが、住宅を建築する際において、一般的には測量会社や行政書士等の代理人が窓口に来庁し、建築条件や分家住宅、指定集落、その他建築要件を確認するため、専門的な知識を有する方とのやり取りとなります。一般の方にはあまりなじみがないものでございますが、窓口に備え付けてあります場所の確認や指定位置図をお渡しすることは可能となっております。また、開発許可権者であります群馬県のホームページにて周知を図っているところでございます。

さらに、これを利用される方というのは一定の条件がありますので、それを越えることができないかなと。条件としましては、板倉町内、これが板倉中学校学区内なのですが、そこに通算して10年以上住まわれている方というのが最低の条件になります。その条件を満たした方であれば、大規模集落の開発が可能と考えております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 それで、この制度、今聞くといろいろややこしくて、素人だと申請するのは難しいかもしれないけれども、これを生かすも殺すもそれを申請を受けた、例えばこれ板倉町だよ。板倉町の姿勢次第だと思うのです。これを前向きに申請を許可するのだという心構えで受け取るのと、これはなるべく不許可理由をつくって不許可にしようといったら、これ180度結果は違ってくると思うのです。許可申請が出た場合には、まず許可理由を探す。積極的に探してあげるといようなことをすると、できる限り探せば、いろんな方法が探せるわけで、結果はいい結果が出てくると思うのです。

ですから、塩田課長、具体的に伺います。例えばさっき板倉に居住期間が10年以上という期間だと、それが条件だということなのですからけれども、では例えばその申請者の居住期間が9年6か月だった場合には、これはどうですか、許可ですか、不許可ですか、どっちに話持っていきますか。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 9年6か月ですと、あとは半年残りますと。考えようによってはなのですけども、相談を受けてから、おそらく協議を進める中で、半年ぐらいたつのかなと、物によっては。そうすればすぐにでも町としては幾らでも証明書は発行すると思います。あと、在住だけでなく、在勤の方も通算10年という条件がありますので、そういう条件が使えるのであれば、何でも必要だとすれば、町とすればルールを犯すまでの相談は乗れないですけども、それに対しては何でも証明書なりは作成したりは協力するつもりではございます。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 ありがとうございます。今、課長が言うように、そういう弾力的に、しゃくし定規には「10年未満、はい、不許可」と蹴っ飛ばすのではなくて、極端に言えば、9年目の人が来たら、「あと1年待ってなよと、申請して何かやっている間に1年ぐらいたっちゃうよと、だからそのときにしてください」とかとアドバイスするぐらいな親切心、そういうのがあるといいなと思って、非常にいい答弁だと思うのです。ぜひそういう姿勢で臨んでいただければと思うのです。

では、それから続けて、ここの許可基準の8番に載っている。申請地の面積、この基準でいくと2,000平米以内と書いてあります。あとのほうにただし書はありますけれども、この限りではないとありますけれども、例えばこの2,000平米以内に2,500平米の土地に申請があったらどうされますか。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 基準を読みますと、申請地の面積は2,000平米以下であること。ただし、土地の形状等によりやむを得ない場合にはこの限りではない。ですので、正方形とか、四角形だと、明らかにこの2,000平米にしなさいとはなると思うのですけれども、形上、変形の三角のとんがり地ですとか、そういうのは含めることは可能とは考えております。

先ほどすみません。申請があった場合ということなのですけれども、すみません。説明不足で申し訳ないですけれども、申請を受理するのはあくまで県になっています。その調査の中で町で協力できるものはしたいという考えでございます。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 例えば2,000平米以内と言うけれども、1筆で今言った正方形で2,200あったら、切ってしまった残りが200平米残るなんていうと、所有者は困るよね。だから、そういう場合なんか応用を利かせて、板倉町が申請するときにちょっとアドバイスして付け加えてやれば、群馬県も許可するとかと、そういうことはあり得るかと思うのです。それは結構です。

そこで、先ほど塩田課長から聞いたけれども、この申請者ですよ、申請者。申請者が地権者であれば問題ないのですけれども、まだ売買、売る人も買う人も決まっていない。これから申請して、これが成立したら売買が成立するのだといった場合は、そういったときの申請者は誰になるのですか。まだ宙ぶらりんの状態だよね。この許可が出たら、土地の所有者が売り渡す。買うほうは買い受けることで。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 ちょっと頭に情報がないのですけれども、ほかの中でやりくりする中で、例えば売買予約の契約を結ぶですとか、そういうのを多少使ったことは過去には、大規模ではないのですけれども、違うことでうちが契約をいついつ条件がそろったらしますよとか、そういう契約もあるので、ただ申請は最終的にはチェックは県もすると思うのですけれども、整ってから、最終的には許可が出るのは。

○11番 青木秀夫議員 いや、違う。申請者だ、申請者。

○塩田修一都市建設課長 申請者も最終的には目的を達成する人が最終的にはなるのですが、その調整段階では相談事はできると思うのです、私が手に入れますということで。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

塩田課長、一旦戻ってください。

○11番 青木秀夫議員 例えば契約だから、売り主と買い主がいるわけですよ。まだ決まっていないわけだ。契約するから、おそらく停止条件付契約か何かで契約するのだと思うのです。だけれども、そのときは当事者は誰になるの、申請する場合って、売り主なの、買い主なの。それ分からないですか。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 それは開発者になると思います。事業を起こすほうだと思います。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 では、それを申請するのは、その契約条件でいけば買い主のほうが申請者になって、許可になれば、その契約は成立して、売買が成立するという、そういう手順になるのだらうね。分かりました。できるだけ、町長、小さな土地だって売ればにぎやかになるわけですから、多少は、多少と言っては悪いけれども、固定資産税だって入ってくるわけだから、ぜひこういうものを進めて、前言ったように、インターネットを見ると、明和町なんてこの大規模集落制度引くと明和町が一番出てくるのだよ、何なのだから分からないけれども。日本中1,700もある自治体で、何だか知らぬけれども、明和町が1ページのトップに出てくるのです。だから、大いに板倉町もいろんな機関を通して、こういう制度はあるのだということを広める必要があるかと思うのです。よろしくお願いします。

続いて、この東洋大との関係、関連について伺っていきたいと思うのですが、この東洋大との関係については、前は絶縁状態だと、絶交状態だと言っていたのですよね。これ議事録に載っています。ところが、これたしか2年ぐらい前かな、日がたつのは早いから3年ぐらいなるかな。伊藤課長が前に出てきて、板倉町と東洋大とは今、話合いが継続しているところだと、聞きもしないのに出てきて説明されたことがあるのですけれども、伊藤課長、記憶あるでしょう。

○伊藤良昭総務課長 いつ頃でしたか。

○11番 青木秀夫議員 そんな古くないよ。2年ぐらいですよ。

○小林武雄議長 青木秀夫議員に申し上げます。その質問の仕方はやめてください。

○11番 青木秀夫議員 では、誰に聞くの。では、そのことについて町長に聞くの。あったのですけれども、ない。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 今のお話からしますと、いつのことなのか、どういう状況なのか、ちょっと記憶には、今ちょっと蘇りません。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 そのときに突然出てきて、おそらく議事録には載っていないと思うのです。前に、終わってから出てきて説明されたのです。記憶ないですか。

では、続いて聞きますけれども、現在は東洋大との話合いとか、それは継続しておるのですか。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 東洋大についてお答えしたいと思います。

東洋大と町と県のほうでいろいろ話は、協議はしているところがございますけれども、一応令和6年の4月に取りあえず東洋大の学生たちがもう既にないような状況になっていまして、町と群馬県と東洋大で、今まではそういう理事というか、偉い方の人たちが3者で話し合っていたのですけれども、事務の担当者、我々の担当で一応風通しをよくするためにいろんな協議をしていこうということを今現在やっているところ

ろでございます。

また、小野田町長が新しくなったので、昨年の12月におきましては、一応東洋大の専務理事のほうでご挨拶に来ていただいて、現状の説明を受けているところでございますし、今年に入って町長のほうも一応板倉キャンパスの東洋大の敷地のほうも視察をしているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 そうすると今、定期的にそういう話合いをしているとか、そういうことはないのですか。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 お答えします。

定期的におきまして、今年度については、もう既に10回ほど担当者のほうといろいろ調整はしている状況でございますし、その3者協議、県、町、東洋大を含めた3者協議については、1回Web会議でやっているところでございまして、県のほうの地域創生部長も3月で退職ということなので、一応3月、今月中にもう一回やろうということで、今、事務担当のほうでは進めているところでございます。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 では、対面で県と東洋大と板倉町でどこか特定の場所で定期的に会合を開いているとか、そういうのはない。ということはもちろん会議が切ってやっているのだから、議事録とか、そういうものないよね。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 お答えします。

事務担当者については、東洋大、板倉のキャンパスに行って会ったりとか、あとは役場のほうに来ていただいて、打合せはしている状況でありまして、その会議録等については町長のほうには報告しているところでございます。よって、対面で事務担当者は会っている状況でございます。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 ここにこういう資料があるので、ちょっと伊藤課長に聞いたかったのだけれども、平成20年だよ。古いですよ。平成20年の2月6日付で、板倉町、群馬県、東洋大の3者の、その頃は国際地域学部の移転についてのときの議事録ですよ。ここに書いてあるのです。会議の場所、東洋大が白山キャンパス3号館7階会議室、出席メンバーは板倉町が針ヶ谷町長、矢口前県会議員、それから小野田課長、それから伊藤GLと書いてある。これは、グループリーダーって伊藤課長なのですね、名前もそうだし。伊藤GL、群馬県は中島課長、東洋大学側は塚本理事長、田淵、古澤、穂山の各常務理事で、そこで会議開いておるわけです。その伊藤課長が平成30年の今度は東洋大学撤退のときも結構県とその板倉町との3者の協議というか、会議の中に関わってきたと思うのです。

それで、議長が直接聞いてはいけないと言うのだけれども、そのことをちょっと長年東洋大と関わってきた関係で、東洋大の腹の中と言ってはなんだけれども、そういう東洋大のことを結構知っているのではない

かと思うので、それで伺いたいのです。関わってきたのではないかと思います。東洋大学は、今、問題はみんな関心を持った跡地利用です。跡地利用をどんな腹持っているのか、どんなことを考えているのか、その辺の伊藤課長は長年のその付き合いもあった関係で、東洋大学の真意というか、そういうの見通せるのではないかなと思うので、伺いたいのですけれども、第六感も含めてでいいですよ。第六感も含めてでいいから、東洋大何考えているのだ、あの跡地と。分かればお答えいただけますか。教えてもらえますか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 議員のお話のとおり、私も役場の職員といたしまして、東洋大学の誘致から関わってまいりました。途中、学部移転、また生命科学部が新たな設置という場面にも関わってきました。残念ながら在職中に東洋大学が撤退ということで、非常に複雑な心境、誘致された大学が目の前からいなくなると。今、跡地の利活用というところで、大学とは定期的にやりたいところですが、新たな情報が出てこないということで、現時点では不定期の打合せというふうになっているところでございます。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 今のところは見通しも暗いと、不透明だということのようですので、この東洋大学の跡地の問題、これは板倉町からいろいろ働きかけるしかないのではないのでしょうか。東洋大というのは、財務内容もこれは抜群な、会社でいけば大企業ですよ。ですから、ひょっとするとあれ塩漬け状態でほっておくということも十分考えられるわけですから、板倉のほうから働きかけて、あの未利用地の空き地のその部分を何とかしてもらうように強く働きかけると。いろんな方法あると思うのですけれども、例えばあそここの場所、東洋大、33ヘクタールで10万坪あるのです。校舎が建っている部分を除くと、どのぐらいあるのだろうね。20ヘクタールぐらい残っているのではないか。15はあるでしょうね。そうすると20ヘクタールぐらい残っているのですよ、あそこに草が生えて。だから、あれをどうするかと。

私が提案したいのは、板倉町が買ってしまったらどうですかということです、もたもたしているのだから。もちろん値段は安く買うのです。定価で買うのではないです。買うのです。それは町長の腕でしょう。交渉力で安くあれを買って、あれをすぐに工業団地にしてしまうわけです。だって、先ほど言ったように、工業団地にするには、農地を買って、造成して、いろんなことやると10年ぐらい最低かかってしまうわけ。あれはもうできているのだから、売り主は東洋大1件だから、簡単だよ、契約も。それであそこまで見れば埋立てもできて、造成できているわけだから、あとは転用だけでしょう、あれを工業用地か何かに転用する。それだけの問題ですから、そうすればすぐ売れるわけだから、ぜひそっちのほう及早道だと思うのだよ、工業団地なんか造るより。あるのだから。いかがですかね、それ。そういう方法。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、東洋大の未利用地の関係と、未利用地以外の部分についてお答えしたいと思います。

前栗原町長のほうから、その6年4月以降に我々の担当者会議でいろいろ条件を言ってこいというふうに言われまして、当然町としますと、東洋大には建物をとにかく一日も早く撤去して、更地にして返還を求めているような状況です。あとは板倉町、それと県の企業局も補助金等々いろいろ出している部分があります

ので、その返還も併せて早くお願いしますというようなことは常々伝えているところでございます。ただ、もともとやはり東洋大の土地ですので、なかなか強く言ったとしても、最終的に地権者が東洋大が要はのんびりしていれば、そのままずっとのんびりしていってしまう可能性もあることは十分承知しておるところでございます。

先ほども青木議員言ったように、当然その工業団地を造ったほうがやはり手っ取り早いというのは、前町長もそういうふうに言っていたので、そういった話はしているのですけれども、とにかくその東洋大のほうから一日も早い提案をしてくださいというようなお願いしていますし、東洋大は今のところちょっと検討しているというようなほうまでは一応町のほうには来ている状況でございます。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 だから、それを強く早く進めてみてください、町長も替わったのだから。そうしないですぐ5年、10年たってしまいますよ。橋本課長、定年になってしまうよ、早くやらないと。だから、ぜひ早く進めていただければと思うのです。

東洋大学、インターネットに載っていますよ。財務内容抜群な、金がざぶざぶ余って、500億円も遊んでいる金持っているのだから、どうしようもない。だから、あそこの土地の僅かなものなんか何でもないのでよ、東洋大にしてみれば。だから、ひょっとすると塩漬け状態でほっておかれるということも十分考えられるから、こちらから働きかけて、迷惑なのは板倉町なのだから、だからぜひ早く、強く進めていただければと思うのです。

続いて、これまた議長に言われるけれども、通告していないのだけれども、資源化センターの跡地のことをちょっと軽くお聞きしますけれども、この資源化センターの跡地というのは、これも長年懸案でいろいろやってきたのだけれども、今、宙ぶらりん状態で進むも退くもなく、ただ中途半端になっていると。あそこを利用するには、あの施設の解体に3億円、4億円の解体費はかかるのでしょうかけれども、それ先にやらないと、先に進まないと思うのです。だから、早くあそこを解体して、更地にして、あれ板倉町の土地なのだから、あれどこかに工業団地にでもして売り飛ばす。売り飛ばすという言葉は悪いけれども、売ること、売却することですよ。そうすればお金入ってくるわけだ。あれは買わなくていいわけだから、解体費かかるけれども、ぜひそんなものを。

ところで、資源化センターの土地というのは何平米とか、何坪ぐらいあるのでしょうか、あれ。2万坪ぐらいあるのではないですか、あれ。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、面積ということですので、資源化センターの関係につきましては、たしか2ヘクタールまではいかなかったと思うのです。2ヘクタールまではいかなかったと思うので、1.8くらいなのかなというふうに思います。これ坪に直しますと、5,400坪ぐらいかなというふうに思います。そのような形です。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 そんな少ないの。私の目測だと10ヘクタールぐらい、3万坪ぐらいあるのかなと思ったけれども、そんな……

「ない、ない、ない」と言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 そんな狭い。そうか。小学校の敷地ぐらいしかないね。そうか。では、私の目が狂っているのだ。その隣に今、土の山、泥を積んだ空き地があるね、消防署の向かい側。あそこはどのぐらいあるのだ、参考までに。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 資源化センターが先ほど1.8ヘクタールで、そのおおよそ倍だとして、3.6ヘクタール、坪に直しますと1万800坪、3.333なので、1万800坪になると思います。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 広そうだけれども、そんなに少なかったのだ。

それで、前にも1度、小野田町長知らなかったかもしれないけれども、あそこ売れたなんて話があったのだよね、1回。売却できたという。あそこのリサイクルセンターができる前だよ、あの一角が。何かどこかの餅屋だとか、餅作るとか、煎餅作るとかという、そういう会社を買ったとか、買うとかと決まったけれども、御破算になってしまったのだという報告はあったのですけれども、ですからああいう土地だって売れるわけですから、できたら遊休土地を利用して、お金にして、前向きに金をつぎ込んで、新しくまちづくりしていただければと思うのです。よろしくお願いします。

続いて、下水道のことに関連して伺いたいのですけれども、この公共下水道、建設にこれ約100億円かかっているのだよね、佐山課長。97億円ぐらいかかっているのです。それで、開業以来、今は二十五、六年、30年近くなのだけれども、毎年赤字を垂れ流して、今、ここの庁舎の2個分に相当するぐらいな赤字がもう既に出ているわけです。これからもこれひよっとすると30年、50年ずっと赤字がこれ垂れ流しで出てくるわけです。なかなか解決これはできないと思うのです。小野田町長が幾ら逆立ちしたってこれはできないと思うのです。だから、これどうしたらいいと言ったって、これはよく言われていますよ。公共下水は町を潰すと、食い潰すということわざがあるぐらいで、まさにそのとおりだと思うのです。

それで、こんなのも今載っているの、知っていますか。知っているよね、みんな。インターネットなんか。駅だけ立派で、ゴーストタウンのような奇妙なニュータウンなんて言って。インターネットに載って、見て知っているでしょう、みんな。誰が出すのだから知らないけれども、ゴーストタウンのようなニュータウンなのだ。駅だけ立派で、東洋大学とか全部写っているのは何でしょう、この寂れた町はなんて言って載っているのですけれども、それは事実だと思うのです。30年前、現状のこの板倉ニュータウンを想像できた人は、伊藤課長も知っていなかったでしょう。もっと3万人の町になるのだと、夢のように思っていたと思うのですよ、誰でもが。だけれども、現実はそのということで、その一番の犯人と言っては悪いけれども、一番悪いのは群馬県の企業局ですよね。その100分の1ぐらい板倉も責任があるのではないの。99%は群馬県の企業局かもしれないけれども、1%ぐらい板倉にも責任があると。ですから、これ何とか早く企業局を動かしてやらないと、どうにもならないです。まだあそこニュータウンには住宅用の販売価格で約500ぐらいの近くの区画が残っているのですよね、販売用の区画が。あれを何とか売ると言うけれども、でもずっと同じこと言って、全然前へ進んでいないわけだ。1歩前進3歩後退ぐらいではないかな、今。2歩でない、5歩後退ぐらいか、1歩前進5歩後退ぐらいな状況で、年々このゴーストタウン化に進んでいるような感じ

がするのです。板倉町としては、人口増とか、税収増とか、今言った下水道の料金を増やすためにも、何とかこれは売ってもらわなければいけない。だけれども、肝腎要の地主の県の企業局が動かない。であれば、30年動かないのだから、もう諦めて、何だって世の中はそうでしょう。何年も待っていて、そのうち、そのうちと待っていたって前へは進まないよ。大学受験の浪人だって、3年もすれば、4年目と言ったら、いいかげんやめろと言われるでしょう。限度は3年ぐらいだろうと。だから、それと同じように、もう30年もたったのだから、群馬県の企業局にもいいかげん考えはやめて、板倉町がやるよと、その代わりとか。肩代わりして。それぐらいの交渉したらどうなのですか。

ただ、買わなくてはならないのだ。ああいうまだ簿価で30億円か40億円くらい残っているのだよね。今、30億円か40億円ですよ、たった。県にしてみれば大したことないです。それを板倉町が買い取るのです。買い取るといったって、安くです。限りなく無償に近い価格で買い取るのですよ、限りなく。1円と言わないけれども、30億円のやつを1億円で買うとか。買って、それをどうするかです。先ほど青木議員が説明したように、境町、あれなんかの例ではないけれども、あそこはまた抜群のふるさと納税か何かで収入があって、話題の町ですから、なかなかあれ真似しろと言ったって、すぐできないと思うけれども、あれの爪のあかぐらい煎じて飲んで真似するということも必要なのかなと思うのです。あそこ、先ほど青木議員も言ったように、載っているよ、インターネットで。25年間住むと土地、建物を提供するのだと。でも、3回ぐらいやって、75軒ぐらい造っているな、あれ75戸、あれで。だから、あそこの土地は言ってみれば地形的には板倉みたいに似て、平地で、低地で水害のおそれのようなところなのではないかなと思うのです。陸の孤島みたいな、変なところだよ、あそこ。交通機関もないし、古河が最寄駅なんて言ったって、30分ぐらいかかるのではないの。

それはそれなのだ。そういうことやっているのだから、提案したいのは、県の企業局のそのうち一生懸命売りますよ、やっているのですよと、あれはもう諦めて、「何十年も同じこと繰り返すんじゃないよ」と言っていて、小さな板倉町が買ってやるよと、それぐらいなことをやってみるのはいかがかなと思って、板倉町は買うのですよ、あれ。板倉町は原価タダだから、無償に近く買うのだから、それはだからこれからの交渉次第です。あれほっておくと、もうインターネットの変なゴーストタウンなんていう悪いニュースが出ていますけれども、確かに駅前があれ30年もあのままだから、一步も進んでいないのだよ。ですから、もういいかげん諦めなさいと、群馬県の企業局は能力ないのだからと、板倉町が肩代わりしてやるよと、そのぐらいなことを言ったっていいのかなと思うけれども、県には駄目、言えないですか、そういうこと。町長。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 言うぐらいは言えます。

○小林武雄議長 青木議員に申し上げます。時間が近づいておりますので、まとめてください。

○11番 青木秀夫議員 まさか山本知事、引っ込んでいろと、俺がやるとかと、それぐらいのことも言えないと思うけれども、そのぐらいな勢いというか、姿勢で臨まないと、あれ進まないと思うよ。本当そのうち、そのうちなんて言っていると、町長もそんな長く考えないで、任期中にやるぐらいな気持ちで、迫力で進めてくださいよ。そんな15年なんて話ししないで、最悪でも2期だのと、8年で辞めるよとかと、その間にやることやると、そういう公約ぐらいして、そういう姿勢でぜひ、消滅可能性都市で、本当に消滅可能都市に

なってしまう。だから、ぜひそんな悠長なこと言わないで、早めに問題解決に、板倉が動くのですよ、小さな板倉町が。お金はあるよ、これ。50億円や60億円はいつだって捻出できる。100億円ぐらい大丈夫だ。そういうこともできると思うので、ぜひ早めに、沈没しそうな船なのだから、早く穴を塞いで、何とか目的に着けるように頑張ってください。お願いします。

何か意見があったら。

○**小林武雄議長** 質問時間が終わっておりますので、これにて終わりにしたいと思います、よろしいですか。

以上で青木秀夫議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

14時30分から再開いたします。

休 憩 (午後 2時16分)

再 開 (午後 2時30分)

○**小林武雄議長** 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、尾澤将樹議員。

なお、質問の時間は45分です。

[4番 尾澤将樹議員登壇]

○**4番 尾澤将樹議員** 皆さん、こんにちは。4番、尾澤将樹でございます。通告書に従って質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

私からは、障害者のこと全般について伺いたいと思います。私自身も身体障害者でありますので、私自身、内部障害を持っておりますので、一番重い1級を持っている身であります。内部障害というのは、心臓や腎臓、呼吸器など身体の内部の臓器に障害がある状態をいいます。外から見ても、とても分かりにくい障害です。私の場合、腎臓を子供の頃悪くして、32歳の若さで透析治療をしております。透析は週に3回で、1日置きに1回4時間以上時間をかけて血液を洗う治療を行っております。透析治療には盆休みも正月休みも祝日もありません。大変ですが、生きるためには透析治療を一生続けるしかありません。

では、質問に移りたいと思います。まず、1つ目の質問です。板倉町に何人の障害者1級、2級の方が住んでいるのですか。知的障害、身体的障害など、答えられる範囲でお願いしたいと思います。

○**小林武雄議長** 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○**新井 智福祉課長** お答えいたします。

令和7年1月末現在におけます障害者手帳をお持ちの方の人数について、それぞれお答えをさせていただきます。

初めに、身体障害者手帳1級をお持ちの方につきましては、158名でございまして、うち障害児が2名となっております。その主な障害の内容といたしましては、心臓機能障害や腎臓機能障害等が挙げられます。

また、身体障害者手帳2級をお持ちの方につきましては、62名でございまして、こちらにつきましては、

障害児はおりません。主な障害の内容といたしましては、聴覚障害や体幹機能障害等が挙げられます。

次に、知的機能に障害のある方に交付される療育手帳でございますが、こちらにつきましては、基準値を100、平均値を90から109とする知能指数が75以下と測定された方が対象となるものでございまして、その知能指数に基づきまして、身体障害者手帳の等級とは異なり、最重度、重度、中度、軽度といった4段階に等級が分類されているものでございます。知能指数がおおむね20以下であり、かつ日常生活において常時介護を必要とする場合には最重度という区分に当たります。また、知能指数がおおむね21から35である場合、もしくは知能指数がおおむね36から50であっても身体の障害等級が1から3級に該当する重複障害がある方につきましては、常時介護を必要とする場合に限りませんが、重度に当たるというものでございます。こちらが身体障害者の方の1・2級に相当するものということで申し上げますと、最重度、重度の方を合わせまして31名おりまして、うち障害児は8名という状況でございます。

以上です。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 このような小さな町にも重たい障害を持った方々が住んでおられます。人数的に結構多いと思われませんか、少ないと思われませんか、あなたの取り方次第だと思います。

次の質問に移りたいと思います。障害を持ったお子さんたちは、小学校、中学校はどちらへ通学しているのですか。障害の状態によっていろいろと変わるとは思いますが、答えられる範囲でお願いいたします。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 小中学生のうち、身体障害者手帳もしくは療育手帳をお持ちの児童につきましては、10名の方がおられます。そのうち、最重度や中度の療育手帳をお持ちの児童につきましては、群馬県立館林特別支援学校に通学しております。しかしながら、身体障害者手帳や軽度の療育手帳をお持ちの方につきましては、町立小中学校、いずれかに通学されておりまして、特別支援学級に在籍しているという状況でございます。

○小林武雄議長 尾澤議員に申し上げます。挙手してください。

尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 障害者のお子さんを持つ親たちは、子供が自宅にいと大変な状態になることが多いので、昼も夜もない状態となる場合が多いです。少しでも預かっていただけるのは大変ありがたいと思われれます。それもできれば、普通の小中学校に通わせたいという親たちが少なからずいると思われれます。それが親心であります。

次の質問に移ります。3番です。障害者の方たち及び親御さんが困ったときの相談場所はこの板倉町にあるのですか、教えてください。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 障害のある方もしくはそのご家族が障害者支援に関する様々なサービスをはじめとする各種相談をする際には、私ども福祉課のほうで総合的にお受けをさせていただいているところでございます。

相談内容を詳しく伺わせていただいた上で、適切な庁内関係部署であったり、またその他関係機関などに対しまして、必要に応じて適切なサービスにつながるよう機関同士で連携を図っているところでございます。

なお、福祉サービス利用や権利擁護に関する援助などにつきましては、より専門的な相談支援が必要とされる場合がございますので、そのような場合には、板倉町としては館林市内にあります事業所として「相談支援センターほっと」というところがございますが、そちらと業務委託契約を結んでおりますので、場合によっては、そちらのほうをご案内させていただきまして、常駐しております社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者により専門的な相談対応ができるような体制を整えている状況でございます。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 障害を持つと、いろいろなことに心配を持ったり、不安な気持ちになることが多くなりがちになります。普通の一般の方もそういう不安な気持ちになることもあることでしょう。そういう方々が気軽に相談できる場所や社会福祉士とか、ソーシャルワーカーとか、どちらでもよろしいのですけれども、できれば町に相談員を置いてもらえれば、板倉町は障害者に優しい町ですねということになると思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。館林市にあります県立館林特別支援学校があります。送迎は決まった場所までしかできないのでしょうか、それとも自宅前までサービス拡充ということで送迎してもらえるのか、教えていただけますか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 県立館林特別支援学校における送迎支援といたしましては、現在スクールバスが運行されておりますが、学校開設当初は、残念ながら板倉町までは到達しておらず、あくまで館林市内に限っての運行となっていた経緯がございます。しかしながら、それから大分年数が経過しておりますが、もう長い期間たっておりますが、現在では館林市、邑楽郡を回る3コースで運行されているという状況でございます。板倉町におきましては、館林市、板倉町、明和町というコースを通りながらスクールバスが運行されているという状況でございます。ですので、板倉町から通われているお子さんにつきましても、そちらを使われているという状況でございます。

町内におきましては、その発着場所ということで中央公民館の場所を利用して送迎をしているようでございますので、残念ながら自宅までの送迎対応という形にまでは至っておりませんが、児童生徒とご家族の負担軽減ということで、つながるサービスの拡大は図られているというふうに解釈しているところでございます。

なお、こちらのスクールバスの実際の利用状況、直近の状況でお伺いしたところ、やはり皆さんが使われているわけではなく、実際使われている方につきましては、半数程度ということも聞いていますし、また帰りにつきましては、学校が終わった後にも違う障害福祉サービスを使っているということで、具体的に言いますと、放課後デイサービスといったサービスを使われている方は、このスクールバスで帰ってこない。そういったサービスを使っていない方はスクールバスで帰ってきたりする。あとはそれ以外に家庭の事情か、何かしらは理由は様々かと思いますが、行きも帰りも使っていないという方もいらっしゃるという状況でございます。ですので、そのときそのときの児童や家庭の都合によっては、この辺の利用状況も変わってきま

すので、なかなか自宅まで送迎できれば理想かとは思いますが、運行上やむを得ないものなのかなということ町としても捉えているところでございます。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 どの親たちも自宅前まで送迎してもらえばいいと思うことは分かっておりますが、この送迎に関してですが、今現在出生数の減少により、板倉町の6年度の出生数も2月末で16名ということなので、障害を持つお子さんの数も少なくなってきました。そのような送迎もそうですが、支援学校を縮小するようなこと、県立ですからないとは思いますが、ないようにお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。障害者雇用法、法定雇用率、障害者を何人使うかということなのですが、会社の就業人数の数、障害者を雇用することですが、2024年度は民間の会社には2.5%になりました。要するに全従業員のうちの2.5%は障害者を使ってくださいということになります。要するにこの板倉町には成人になった障害者が働ける場所があるのか、ないのか。町では把握していませんか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 お答えいたします。

把握しているか、していないかという問いに対しての答えといたしましては、結論から言えば把握できていないという状況でございますが、この障害者雇用法につきまして若干触れさせていただきたいと思いますが、民間企業に対する障害者雇用の法定雇用率というものにつきましては、現在従業員数が40人以上の規模であって、そういった事業者に対しまして適用されているものでございまして、令和8年7月にはさらに引き上げられまして、先ほど議員さんからおっしゃられた2.5%から2.7%に引き上げられる、また先ほど申し上げました40人以上規模から37.5人以上規模ということで、さらに対象となる企業が拡大化されるというものでございます。

町内におきましては、法定雇用率が適用される民間の企業さんにつきましては、それなりの数が当然いらっしゃるとは存じておりますが、障害のある方が働ける場はあるものとして推察しているところではございますが、所管庁であります労働基準監督署からの情報は公表されているものがございませんので、実際の雇用状況は把握できない状況にあるということでございます。今回、改めまして我々もハローワークに問合せをしてみたところ、やはりそこら辺の開示はいただけなかったということでございますので、ご理解いただければと思います。

また、一方、民間企業での労働の場以外のものとなりますが、生産活動センターというものがございまして、そちらは社会福祉協議会のほうで運営をしていただいているところではございますけれども、生産活動の機会の場の提供ということで、日常回復訓練であったり、機能回復訓練というものを行っていただいております。実際にそちらに通っていただきまして、毎日15人程度の方が生産活動に取り組んでいただいているというところもございますので、町の障害福祉施策といたしましても、そういった障害の重い、軽いによりましては、その働き方とか、就労状況も変わってくると思いますが、その就労支援という観点も含めまして、こういった意識啓発等も図りつつ、生産活動の活発化につながるようにつなげていきたいと思っています。

以上です。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 民間の会社は、雇用率が2.5%、来年度ですか、からは2.7%に引き上げられるということなのですが、これが国や自治体の障害者の法定雇用率は、民間より高い2.8となっております。板倉町はもちろん達成していますよね。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 町の状況をご説明させていただきますと、今年度、今時点におきましては、法定雇用率を達成しているという状況でございますので、ご承知おきください。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 ちなみに何人採用しているのか、お答えできるのならお願いいたします。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 お答えいたします。

正職員、会計年度職員、合計で3名の雇用をしてございます。こちらは、令和4年度、令和5年度、令和6年度、いずれも達成という状況でございます。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 この障害者法定雇用率に関して、ただ一つ腑に落ちないのが、民間企業だけには達成しない場合、障害者雇用納付金というのを納めなければならないことになっております。要するに罰則があるわけなのです。でも、そこまでやっても障害者を雇用する会社はなかなか増えてきません。要は罰則ですか、この雇用納付金というのを払っても構わないという会社が結構多いということなのです。最終的にはその社名公表となるのですけれども、障害者を使っていないという場合には、でも、社名を公表されても、要するに1人の障害者を雇うより、雇用納付金を払ったほうが金額的に安いと思う会社があるようなので、そういうのが少しでもなくなることを期待したいと思っています。

次の質問に移ります。障害者の病気、病名によっては、要するに慢性特定疾病などの専門の医療が、医師、医療というか、医者が近くにいない、遠くは関西や九州まで通院を余儀なくされる方もいるかと思われます。そういう方に町では通院補助金とかは、町単独で出してもらえないのでしょうか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 障害者の方に対します通院交通費といたしましては、現在の制度といたしましては、近隣自治体と同様に、腎臓または小腸に機能障害のある方が、その治療のための人工透析療法等による治療を受ける場合に補助金といいますか、交通費に対しての支援する経済的な措置はございます。しかしながら、残念ながら、その特殊な治療を受けるために、やむを得ず遠隔地の医療機関において専門医の治療を受ける場合のものというものにつきましては、設けていない状況でございます。

しかしながら、そういった場合におきましても、主治医の指示等により、もしくは専門医が遠隔地にしかない、そういった状況の場合におきましては、相当な理由があると認められた場合に限り、そのための通院交通費が医療費控除の対象となるという場合がございます。ですので、現在のところの経済的な措置ということでは、そのような形での支援しかできていないというのが現状でございます。

他自治体におきましては、本当にまれな状況ではございますけれども、一部の難病患者等に対します通院交通費に対しまして、それを自治体独自の補助制度を設けている例もございます。県内におきましては、前橋市、高崎市に限ってのことかと思われませんが、なおかつ難病のうち、小児慢性特定疾病に限ってということで、交通費につきましては、独自の補助制度を設けているところがございます。

ですので、当町におきましては、現時点におきましては、まだ検討段階には入っていないわけではございますが、そういった先行する自治体の例等も研究して今後まいりたいと考えております。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 たしかそのとおり、高崎市とか前橋市は小児慢性の家族には通院補助金を出しております。交通機関を使った場合でも、自家用車で通院の場合でも、まして障害を持ったお子さんを連れていかななくてはならない場合などは、公共の乗り物などを使う場合には、大変迷惑をかける場合がありますので、自家用車のみが頼りとなります。その通院交通費も莫大な出費となります。町に関して何でも補助金が欲しいと言いますが、その補助金があっても、生活が厳しい障害者の方がたくさんおります。どうかひとつよろしく願いたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。障害者の子供を持つ親たちは、同じ病気を持っている方同士での話、共有とかがあると大変心の支えになります。板倉町では、子供の人数も少ないので、そういう方が同じ病名だという方がいるとは思われませんが、そういう方々のお子さんたちを持った親御さんたちは、そういう人たちと一緒に話せる場所とかがあると非常に安心したりします。要するに子育て支援センターとか、室内で遊べる公園とかですが、そういうのを板倉町でも設けることはできないでしょうか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 障害者の子供の親の方々が交流する機会の場合ということになりますが、町内におきましては、「板倉町心身障がい児者療育父母の会」という団体がございまして、町内在住で心身障害のある方と、そのご家族、またその活動の趣旨に賛同される協力者をもって組織されている団体がございます。その団体の活動の中で、いろいろな交流の機会であったり、親睦を図れるような行事等を行っていただいているということで、同じような悩みを抱える方同士のお互いの助け合いであったり、相談であったり、そういった活動をメインとする団体が存在しております。

こちらの「父母の会」につきましては、板倉町社会福祉協議会が事務局として運営面をサポートしております。先ほども申し上げましたいろいろな活動の中で、生活や職業面での相談対応であったり、その集いにつながるような保護者、また障害を持った方の憩いの場となるような活動をできるよう事務局としてもサポートしているということでございます。

また、一方、障害の有無にかかわらず、子育て世帯の保護者の交流の場といたしましては、地域子育て支援センターという形で位置づけをさせております板倉町児童館がございます。とりわけ、毎月開催しております「子育て講習会」というものがございますが、こちらでは参加者同士がいろいろと会話を弾ませながら、楽しくその各月ごとの講習を受けていただいているという形を取っています。ただ、講習といいましても、あまり固くするものではございませんで、小さいお子さんも入っていますので、できるだけ楽しく触れ合う機会を設けられるような形でのイベント内容といいますか、講習内容を計画しながら取り組んでいるもので

ございます。

また、様子を伺っていますと、その講習会が終わった後も、気が合った保護者さん同士は、ちょっと残って児童館でお話をしながら交流を図っていたりとか、また引き続き1回で終わらず、何回も参加していただけるような形ということで使っていただいているという交流の場もございます。

ですので、我々といしましては、そういった交流の機会は用意はさせていただいているのですが、少しでも多くの方にご利用いただいて、もしくはそういった場があるのだよということを知っていただくことを念頭に置きまして、情報の発信であったり、情報の浸透もしくは行きたいと思えるようなイベント企画、そういったものに創意工夫をしていきたいと思います。また、その中におきましても、児童館に配置された職員につきましては、児童厚生員という形で、ある特定の講習を受けていただいている職員を配置しておりますので、子育て親子が子育てに関しての悩みにつきましても、専門性を持ったような形で対応できるという体制も取っております。

そういったことも含めまして、児童厚生員である児童館の職員につきましては、少しでも子育て親子が来やすいように、また話しかけやすいように、相談しやすいようにというような雰囲気づくり、ここに重点を置きまして、日頃の業務に当たっているという状況でございます。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 今、課長さんが言ったように、障害児を持つ親御さんというのは、親も子もそうなのですけども、一人で悩みを抱えてしまう人が結構多いので、そういうところがあるということを町が大々的にというのではないですけども、宣伝できるようにしてもらって、そういうところに一度でいいから顔を出してくれと言ってもらえること、それでその場所へ出てもらえば、「うん、ここがいい場所だ」ということが分かってもらえると思うので、そういうのを一つでも多く宣伝してもらいたいようにお願いいたします。

次の質問に参ります。群馬県には、群馬県難病連絡協議会という組織がございます。どのような病気を持った団体が加盟していて、加入するにはどうしたらよいのか、分かる範囲で教えていただけませんか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 ご質問にありました群馬県難病団体連絡協議会につきましては、主に同じ難病を抱えている患者とご家族で構成される団体の連合組織という形で設置されているものでございます。

加盟団体といたしましては、群馬県腎臓病患者連絡協議会、日本リウマチ友の会群馬支部、ベーチェット病友の会群馬県支部、全国膠原病友の会群馬県支部、全国筋無力症友の会群馬県支部、群馬肝臓友の会、また個人参加難病患者の会といたしまして、つくしの会、全国パーキンソン病友の会群馬県支部、そして群馬県脊柱靱帯骨化症友の会、最後に日本ALS協会群馬県支部という10の団体がその構成となっております。それぞれの団体への入会方法につきましては、それぞれの団体の代表者であったり、事務局へ直接申込みを行う場合もあれば、特定の病院等を通じてお申込みをする場合もございます。詳しい情報につきましては、ご説明はちょっと省略させていただきますが、群馬県難病団体連絡協議会のホームページにてご確認できるというものでございます。

町内におきましても、難病を抱えている方につきましては、多くの方がおられますので、同じ病気を抱えている方同士の交流を通じてお互いに支え合っているように、関係者への情報発信につきましては努めて

まいりたいと考えております。ですので、ご案内といたしましては、ホームページに載っていると言うよりは、さらに直接的にそういった資料をお出しできるように今後努めてまいりたいと考えております。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 ありがとうございます。この群馬県難病団体連絡協議会ですか、その会長さんですか、板倉町にもこの人が見えたということを聞きましたが、いつお見えになって、何をしに来たのか、教えてもらえますか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

〔新井 智福祉課長登壇〕

○新井 智福祉課長 この難病団体連絡協議会の代表の方がお見えになったということで、時期的なものにつきましては、すみません。正確な時期はちょっと記憶にないので、お答えできないのですが、お見えになった内容につきましての趣旨は、板倉町も当然そうなのですが、難病を抱えられている方につきましては、毎年見舞金という形で、それほど大きな額ではございませんが、ある一定の見舞金をお支払いさせていただいているところでございます。

しかしながら、やはり大きい市部につきましては、その金額、見舞金につきましてはばらつきがございまして、一生涯に1回しかお出ししなかったり、もしくは町村部よりも低額であったりという動きがございまして。しかしながら、板倉町は群馬県内を見渡しまして、最も高い金額設定で見舞金を出しているということで、難病に悩まれている方に対しましてのでき得る限りの配慮はさせていただいているという状況でございます。

しかしながら、その難病団体連絡協議会といたしましては、それを維持していただきたいということで、直接町長にお話をさせていただきたいということで、前町長の頃にお見えになっていただきまして、私も一緒にお話をさせていただき、またこの見舞金につきましては、持続させていくつもりですということでお話しさせていただいたところでございます。しかしながら、先ほども申し上げました市部なんかにつきましては、ほかの町村部等に合わせるように、できる限り一生涯に1回ではなく、できれば毎年とか、金額を上げていただきたいとか、そういった要望の意図もあつたようにはお見受けしましたが、板倉町につきましては、現状を維持してもらいたいという趣旨でございました。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 この群馬県難病団体連絡協議会ですか、これがあるのはたしか前橋市の新前橋駅前の群馬県心身障害者福祉センター、そこに入っていると思うのですが、実は私もこの身体障害者福祉センターですか、には何回も行っております。要するに私が腎臓が悪いということで、群馬県腎臓病患者連絡協議会の私も会員の一人でございます。それで、福祉センターには何回もお話に行ったり、この腎臓病連絡協議会がありますので、お話に行ったり、相談しに行ったりしています。同じ透析患者さんがお相手してくださいますので、同じ病気の方とお話をするだけでも、気分が楽になり、いろいろなことを教えていただけます。とてもよい施設だと思います。

板倉町からではとても遠いので、前橋まで皆さん行ったことあると思いますけれども、下の道使えば約2時間弱かかります。高速使っても、1時間はかかりますので、なかなか板倉町から前橋まで行くというのは大変なのですけれども、この中で障害者のお子さんを持つ親御さん、また障害者本人の方はとても不安な気

持ちをいつでも抱えております。難病連絡協議会では、「難病よろず電話相談室」とかというのをやっていると聞きました。そういうのがあるということを宣伝したり、板倉町に住んでいる障害者の方たちにもこういうがあるので、気さくに電話をかけて、いろんな悩みを相談してくださいと教えてもらえたらありがたいなと思います。要するに一人で抱えてしまう障害者の方が多いものですから、腎臓病の方もそうなのですけれども、透析をやっていると、結構糖尿病なんかがあって透析をする人が今は8割、9割になってきております。

なので、私なんかみたいに、もう生まれつき腎臓悪くて透析をやっているという人は本当に数が少なくなってきております。皆糖尿病がもとで透析になる方が非常に増えてきております。今、透析の患者数というのは全国で約33万人おります。8人に1人が透析患者となることになるのですか、そのくらい透析患者というのは増えてきています。でも、ここの館林市、邑楽郡地区には透析をできる病院というのが邑楽郡には1か所、館林に2か所、計3か所しかありませんので、非常に要するに透析をやれる場所というのが限られてしまいます。私の場合は要するに館林の病院で透析をしておりましたが、先生がいないのですね、腎臓を診れる担当の先生が。ということなので、今は私は栃木県のほうまで透析をしに行っております。野木町なのですけれども、その病院を選んだのは、透析専門医がいるから、そこを選びました。要するに先生がいるといないとでは、治療の仕方も全然変わりますので、私はそこを選んで行っております。ですから、透析患者というわけではないのですけれども、障害を持っている患者さん全ての方に言えるのですけれども、みんな悩みを抱えております。普通の方も抱えていると思いますけれども、その病気が治らない限り、その病気で亡くなってしまう人が多いからなのです。皆さんもそういう病気にかからないように気をつけて、健康診断はちゃんと受けていただいて、糖尿病というのが一番怖いのですから、何の病気にでもなってしまいますので、心臓でも、腎臓でも、脳の疾患でも、何でも糖尿病が大本になりますので、気をつけていただきたいと思います。

まだ時間残っていますけれども、これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○小林武雄議長 以上で尾澤将樹議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

15時20分より再開したいと思います。

休 憩 (午後 3時10分)

再 開 (午後 3時20分)

○小林武雄議長 再開いたします。

○議案第15号 令和6年度板倉町一般会計補正予算(第8号)について

○議案第16号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第4号)について

○議案第17号 令和6年度板倉町下水道事業会計補正予算(第1号)について

○小林武雄議長 日程第2、議案第15号 令和6年度板倉町一般会計補正予算(第8号)についてから日程第4、議案第17号 令和6年度板倉町下水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの3議案を一括議題といたします。

この３議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

〔森田義昭予算決算常任委員長登壇〕

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました令和６年度補正予算関係３議案につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました補正予算関係３議案については、昨日の本会議終了後に審査を行いました。

審査の経過について申し上げます。各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

続いて、審査結果について申し上げます。初めに、議案第15号 令和６年度板倉町一般会計補正予算（第８号）については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和６年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第４号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和６年度板倉町下水道事業会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○小林武雄議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長からの報告のあった議案第15号から議案第17号の３議案につきましては、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第17号までの３議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することに決定いたしました。

これより議案第15号から議案第17号の３議案につきましては、一括で採決いたします。

本３議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第15号から議案第17号の３議案は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○小林武雄議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、３月10日の午前９時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 （午後 3時24分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 5 日)

令和7年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年3月10日（月）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	永 田 亮	議員	2 番	須 藤 稔	議員
3 番	藪 之 本 佳 奈 子	議員	4 番	尾 澤 将 樹	議員
5 番	青 木 文 雄	議員	6 番	森 田 義 昭	議員
7 番	亀 井 伝 吉	議員	8 番	荒 井 英 世	議員
9 番	延 山 宗 一	議員	10 番	市 川 初 江	議員
11 番	青 木 秀 夫	議員	12 番	小 林 武 雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小 野 田 富 康	町 長
赤 坂 文 弘	教 育 長
伊 藤 良 昭	総 務 課 長
橋 本 貴 弘	企画財政課長
栗 原 正 明	税 務 課 長
佐 山 秀 喜	住民環境課長
新 井 智	福 祉 課 長
玉 水 美 由 紀	健康介護課長
福 知 光 徳	産業振興課長
塩 田 修 一	都市建設課長
石 川 由 利 子	会 計 管 理 者
小 野 寺 雅 明	教 育 委 員 会 長 教 務 局 長
福 知 光 徳	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事 務 局 長
小	野	田	裕 之	庶務議事係長
本	田	明	子	行政庶務係長兼 議会事務局書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○小林武雄議長 おはようございます。

本日は定例会の5日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○一般質問

○小林武雄議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告6番、須藤稔議員。

なお、質問の時間は45分です。

須藤議員。

[2番 須藤 稔議員登壇]

○2番 須藤 稔議員 議席番号2番、須藤です。皆さん、おはようございます。私も毎回このようにやっています。本当にこのようになると、ちょっとやはり緊張しています。そんな形でよろしく願いをいたします。

板倉町の観光ボランティアガイドの方が、歴史資料館のトイレの改修の予算がもう計上されたということをやっと話したら、大変喜んで、そしてその案内に励みが出るということを私は聞きました。そのような形で、本当に関係者の方、ぜひともそれができるようにということでありましたので、よろしく願いをいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。行政区編成は、平成28年4月から10年目を迎えようとしております。各行政区の役員選任の件で、今年は行政区三役の改選はありませんが、行政区内で各役員の選任について速やかに選任ができている地域、また選任に苦勞しているような地域の情報が伝わっているのでしょうか。どうでしょうか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 お答えいたします。

行政区長会議、毎月開催をしているところですが、区長さんのほうからそのようなお声伺ってございます。認識してございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 ありがとうございます。行政区三役の人選は、編成前と現在では各行政区とも速やかに決まっているところもあるということです。

しかし、消防団5年、青少年育成指導員3年、子ども会育成会1年、スポーツ担当2年、女性防火クラブ2年、民生委員3年、交通指導員、地域によっては任期の期間が違いますが、これらの交代の人選を今年は苦心して何とか見つかったということもあります。今後の年齢の推移を見ると、二、三年後には適任者が見つからないという行政区もできているということを危惧されております。これらのことを想定して、行政も何らかの方向性を考えているのかお聞きをいたします。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 議員ご指摘のとおり、現状の行政区につきましては平成28年4月に再編をいたしております、10年経過というところでございます。まず、行政区ですけれども、町と住民を結んでいただきまして、地域づくりの柱として大変重要な組織であるというような認識をしてございます。少子高齢化、また価値観の多様化等によりまして、地域ごとに抱えている状況が全国的にも広がっているというようなこと、それを背景に28年4月に再編をいたしたところですが、現在、その状況はさらに顕著になっているのではないかなというふうにも考えております。

行政区の再編によりまして、行政区三役、いわゆる再編で行政区域が大きくなったというところで、広い区域からの役員さんの選出ということにはなりましたけれども、行政区事業の実施、また各種会議の出席、その他地域の相談役として行政区と町を結ぶパイプ役として様々な活動をしていただいております。その担当する区域が広がったということで、その分負担も大きくなったということについても認識をしている状況でございます。

そのほかのいわゆる各種団体の役員さんの選出におきましても、本当に少子高齢化、また区民の皆さんの価値観ですとかライフスタイルの多様化等、近年では定年延長等によりまして働き方に変化が出てきているのではないかなと、そのような背景で、行政区にそもそも加入してくれる世帯が減少傾向にあるということも認識をしております。町のほうから各種団体の役員さんの選任ということで区長さんのほうに依頼をしておりますけれども、何回か声をかけても、なかなか引き受けてもらえないのだというような、いわゆる役員の成り手不足の声が区長さんから上がっていることは事実でございます。

また、毎年、町のほうから区長さんに各種団体の役員さん、こういう役員さんを選出してくださいというお願いを大体11月頃に行いまして、その時期に行わないと、大体12月から1月にかけて行政区内でも行政区の役員さんの選出というのも出てくるというようなことで、大体11月頃にはお願いをしているところなのですけれども、早く見つけないかというか、役員さん同士で引継ぎといいますか、次の役員さんを探すということがなかなか困難になってきている状況の中、どうしても見つけてもらえないでしょうかというふうに区長さんのほうに依頼が行っているというところで、議員ご指摘のとおり、まだ何とか役員の選出ができている行政区、またもう既に本当に見つからないのだというような行政区ができていうことで、各種団体の実際その事業計画、本当に必要な役員数はどのぐらいなのだというところを現状を認識して、見直しを検討する時期に来ているのではないかなというふうには考えてございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 ありがとうございます。私もいろいろと聞いてみると、本当に大変だと、もう区長にはなりたくないなんていう話が出てきております。

そのような形でやっておりますけれども、交通安全協会海老瀬支部が、今年度までは男性の部、女性の部、双方とも役員の名簿に記載はされていましたが、何でか次年度、7年度より海老瀬支部は解散となったという話を、昨日、自分も総会に出て、もう東地区は解散になったという話を聞いて、えっというふうに思ったのです。

私も勉強不足なので、交通安全指導員というそのものが、指導員というかな、それは分かるのですけれど

も、安全協会というものを支部でどんな活動をしていたのか、私もちょっと勉強不足で分からないのですけれども、その辺が分かるでしょうか、もう解散という形で決まったというから。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 町のほうでも東地区におきまして、交通安全協会の支部というのがどうしても役員が見つからないということで、こちら町のほうから行政区のほうに役員選出の依頼をしている団体ではございません。館林市の交通安全協会、こちらのほうから板倉の各支部に支部長さんがいらっしゃいますけれども、支部長さん宛てに次の役員さんの選出ということで、役員さんが抜けると、その補充を各支部で行っていたという情報は来てございますが、町のほうで直接お願いをしているという団体ではございません。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 分かりました。これいつも地域の名簿に載ってくるので、これは町でも依頼しているのかなというふうにちょっと私も勘違いしましたが、これでそうしますと、西だとかなんかというのは、まだ安全協会というそのものは続いているのですか。分かるでしょうか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 町、役場総務課のほうに話をいただいているのは海老瀬だけで、ほかのところの情報についてはまだ聞いてございません。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 分かりました。いろんな形で行政が携わっていないということになると、いろいろとまた今後とも皆さんが考えると思います。

女性防火クラブの人員は、行政区で再編前と再編後で数はどのくらいでしょうか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 女性防火クラブにつきましては、従来109名の役員さんの選出をお願いをいたしてございました。こちら女性防火クラブについては、現在の区長さんの前の区長さんの時代から、どうしても引き受けていただける人が少ないということで、見直し、改善の要望が来てございました。これは板倉町だけではないのですけれども、板倉町ではいち早く女性防火クラブの会員、また行政区、それと消防署、それと消防組合と相談の上、役員数を半減いたしました。こちら任期は2年、ないし行政区によって1年ということなのですけれども、今年選任をいただいたのが109名から45名、行政区各3名の選出ということで半減をさせていただいた経緯がございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 確かに削減されたというふうなお話を私も聞いておりますが、これでも次のときには、女性の要するに婚姻している人がもういないと、もうデータを見るとそういう形で分かったと、そういう行政区もあるのですけれども、そのようなときに、今度2年だからお願いしますと言って頼んだと。次は、今度、行政区の区長がもう完全に交代するとなつて、その区長さんが、今度はそれを見つけるということは、もうほとんど至難ではないかと、そういう形も見受けていて、だからこういう改選そのものがもう少し早く

行われれば、今度人数が3人、3人とやったのが、それが109人いたわけですから、もう少し早く絞っておけばもう少し長く選べたのではないかという形が、行政区のほうでも、うちのほうでそういう話がちょっと出たので、もうここまで来てしまったので、このようなまた再度、結局、この状態がもう必ずもう2年か3年後には出てくるという形が出ています。そのような形は、もしこういう場合が出てきた場合、行政とするとどんな考えがありますか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

〔伊藤良昭総務課長登壇〕

○伊藤良昭総務課長 議員ご指摘のとおり、現在の各種団体におきましても、今後の人口減少などを見据えまして、忙しい日常生活の中で行政区や各種団体の活動に参加することが継続して可能となるように、今後、団体の在り方、また実施している内容の見直し、それに併せまして役員数の見直しを行う時期にもう既に入っているという認識をしてございまして、こちらについては先ほど区長会を毎月開催しているということを申し上げましたけれども、2月に開催をいたしました区長会議におきましても、その認識を共有確認をしたところでございます。

現在におきまして、団体によっては再編後の15の行政区、その行政区単位で選出をお願いをしているところではございますけれども、まだまだ旧行政区からということで選出されている例もございます。区長会長さんに言わせますと、いつまで旧行政区、旧行政区と言っているのだと、もう10年もたっているのだからというお話もご指摘もいただいたこともございます。

行政区また各種団体の役員活動を通しまして、地域住民同士の助け合い、これがスムーズになるということが暮らしの安全安心にもつながるのではないかなというふうに考えてございます。現状でもう既に、先ほど女性防火クラブの見直しの例も紹介させていただきましたが、保健推進員さん、こちら32名から24名に見直しを行ってございます。こちら現役の委員さんの意見等も踏まえまして、24という役員数に見直しをさせていただきました。

そのほか統計調査員さん、こちら協力員さんを選出いただいていたところなのですが、これも1人の委員さんの管轄エリアを見直しをすることで、人数の削減をしているところでございます。いろいろ話をしましたけれども、臨機応変に、そのとき、そのときの状況に応じてやはり見直しをしていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

先ほども申し上げましたけれども、まだうまくいっている行政区もあるけれども、もう回らなくなってしまった行政区もある。特に子供の数がもう少なくなっていますので、育成会ですとかというのは、これまでの活動自体がちょっと難しいのではないかなと。もう少しやっぱり広くして、役員さんを選出というのは考えていかなければならないのではないかなというふうには考えてございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 いろいろとご説明で、本当に行政のほうも大変だと。要するに育成会、これの存続自体がどうしようかという形を地域で考え、ではどうしたらいいだろうということはなかなか、これやはり大きい皆さんでいろいろ知恵を出し合ってやっていってもらいたいと思います。

これだけ子供が少なくなった。先日の資料を見ますと、平成25年の出生率が86人、5年後の平成30年には55人、令和6年は16人という出生数。そうしますと、これからこれだけ子供が少なくなっている現状から、

本当に小中学校の在り方が検討しているのか、まだ検討が早いのか、その辺のところはどうでしょうか。ちょっと質問とはずれますけれども、小中学校の、要するにこれだけ人数が少なくなっている。では、小中学校の、また小学校のそういう編成の統合というのはもう考えているのか、まだ考えるのは早いのか、そこら辺をちょっとお伺いしたい。どうでしょうか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えしたいと思います。

これ以上の再編ということは具体的には考えていないのですが、近い将来は必要になるだろうということで、少しずつ勉強はしていきたいというふうなスタンスで、まだ具体的にはなっていません。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 近いうちというのは考えていないと。将来的にはこれから考えていかななくてはならないということですね。ありがとうございます。なるべくこれを早めにいろいろと検討しないと、もう早急に、あと、今の生まれた子供が5年、6年たつと小学校へ上がっていくわけですから、そのときに板倉町で16人、20人しかいなくなってくるという形もあります。ほかから転入があればもっと増えてきますけれども、本当に1学年作るのが精いっぱいという形にはなってくると、そのような形でぜひともそのような検討をお願いいたします。

先ほども民生委員ですか、この方がやはりいろいろと動いているけれども、負担がかなり重くなってきたと。いろんな形で高齢者や独り暮らしが多くなったので、だからここら辺のところを多少行政のほうもそういう何かを考えていただければということをちょっと私も耳にしたので、確かに前のことよりも、今、独り暮らし、高齢者世帯二人暮らし、それが多くなってきたので、そういうことを伺ってちょっと聞いたりなんかするが、数が増えてきたということを言っております。そのような形で危惧されておりますので、その人たちをまたよろしく願いいたします。

時間も過ぎてしまうので、次の課題に入らせていただきます。ごみの減量化と資源ごみについて、またペットボトルについてお伺いをいたします。広報紙では、毎月ごみの取扱いや資源ごみが記載されておりますが、コロナが5年5月に5類に変わってから、ごみの出前講座はどのような場所で、何回ぐらい行われていたのか分かるでしょうか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、お答えを申し上げます。

啓発活動推進状況ということで、出前講座の関係につきましてはちょっと今資料がこちらにございませんので、お答えはしかねるところがありますけれども、毎年、企業訪問による説明会を開催しておりまして、イトアンド、富士食品等々、特にこのところ外国人の転入等も増えてまいりましたので、そういうところで転入を機会に捉えてとか、そういうようなことでごみカレンダーの作成等に取り組んでいるというようなところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 企業に行っているいろいろとお話をしているという形もありますが、この地域でもやはりこういう形で出前講座か何かを、もう何らかの形で集まるときにやっていただけると、いろいろと意識が高まると思うのですけれども、行政のほうも集めるのも大変だけれども、こっちから出ていくのも大変。でも、やはりやるということをやれば、何らかの形で行政のほうも協力して人数を集めてやるということになると思います。そのような形でお願いをできればということで、今後ともお願いをいたします。

資源ごみの集団回収の推進も行っておりますが、集団回収の団体の数は今どのくらいあるでしょうか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、資源ごみの集団回収の関係になりますけれども、こちらにつきましては、まず町内の営利を目的としない社会教育関係団体、それと社会福祉団体などを対象としておりまして、現在、行政区でありますとか、子ども会、育成会、それと老人会、町内のスポーツ団体等に制度を活用していただいているところです。

令和5年度の実績でまいりますと、延べ39団体、実質的には何回か使っている団体もおりますので、実質21団体、助成金額につきましては39万1,400円となっておりまして、今年度最新の数字でまいりますと、令和6年度、今日現在になりますけれども、延べ36団体、こちらも重複がありますので、実質17団体、助成金額につきましては25万4,700円となっております。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 資源ごみの回収率というのですか、ある程度上がってきているのか、また下がってきているのか、横ばいになっているのか、この辺のところは分かるでしょうか、回収率。この金額でいくと大体おおよそ分かってくるのでしょうか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、お答え申し上げます。

資源物の売上げみたいな部分とか、売上げイコール量ということになってまいりますけれども、やはりその辺は総じて増えているというようなことになってまいります。少し実績に触れさせていただければというようなことだと思いますけれども、こちらも令和5年度実績が分かりますので、ちょっとそちらのほうに触れさせていただきまして、まず古紙の関係、こちらが量でいきますとトン数で201.5トンになります。金額でいうと60万5,506円と、60万円ちょっとというような状況です。

続いて、ペットボトルのほうがございます、これはどうしても軽いのでという部分ではありますが、量でいきますと39.8トン、金額にしますと78万7,600円。

それと缶類がありまして、アルミとスチール缶ありますけれども、大分アルミのほうに移行はしておりますけれども、これがアルミのほうは18トン、スチール缶でいきますと17.1トンというようなところで、こちら合計になってしまうのですけれども、167万8,949円というようなことになっております。

また、廃食用油ですけれども、こちらも数はそんなに多くないのですけれども、トータルしますと2トンほどございまして2万2,440円ということで、トータルをしますとこれが300万円ちょっと超えまして、309万4,495円というような実績で毎年ちょっとずつ増えているというような状況でございます。

以上です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 毎年増えているということは、この資源ごみを皆さんが集めて持っていくという形になっておるわけでございます。集団回収をいたしますと、助成金が出ている。キロ当たり古紙が20円、そしてアルミ缶が20円、瓶類が5円となっておりますが、これは今言った金額の中には含まれているのですか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、資源ごみの集団回収の関係になりますけれども、まず古紙類はキロ当たり5円ということになっていまして、今議員さんがおっしゃるようにアルミのほうはキロ20円、瓶類が5円というようなことでやらせていただきまして、先ほど助成金額ということで申し上げました。そちらの中でまさに計算された金額がこの中に含まれているというか、それが計算の基礎というふうになっているというところでございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 含まれているということで、私もこれどういう計算をしているのかなと思ってちょっと分からなかったものですから、お聞きいたしました。

集団回収の数が増えれば、焼却が少なくなり、二酸化炭素の排出量も少なくなるし、環境によくなるわけであります。そのような形で、こういう世の中のためになっているという形であります。

資源ごみの予算で必ずしも、ちょっと見ましたら、予算で4年度、5年度、6年度、7年度を見ますとちょっと少なくなってきたのですけれども、予算的に7年度は、これはどうして少なくなってきたのか、これは予算審査のときがいいでしょうか、どうでしょうか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 詳細につきましては、また予算決算常任委員会ということもあるのですけれども、今、資源ごみってなかなか難しいところがありまして、要は有価物というか、売却するというか、引き取っていただくという中で、いろんな意識の高まりというのが一つございます。

例えばペットボトルを例に挙げますと、これやっぱりプラスチック問題が今世界中で起きているというような状況がありまして、例えばそれが、海洋汚染でありますとか、資源の枯渇でありますとか、今よく言われているのが温室効果ガスの多く発生するというようなものがプラスチックの問題ということであるのですけれども、また特にここ最近、環境意識、それとりサイクルの高まりというところから、一般的なスーパーとか小売店というのですか、とりせんでありますとか、ベルクでありますとか、ヨークベニマルだとか、特にペットボトルの店頭回収を行ったりとか、皆さんも目にすることがあるかもしれませんが、セブンイレブンにおきましても入り口のところにnanacoのポイントとなるような機械が置いてあるというようなところもありまして、全部が全部町で回収できるというのなかなかちょっと難しいというのではないのですけれども、いろんなところで、いろんな方々が、そういうような環境意識を高めて取組を行っているというようにところもあるので、そういうところが数字として反映されているというように状況でございます。

以上です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 いろんな形でペットボトルの回収場所が増えているということは、確かにいいことであります。

要するにペットボトルは、私もちょっと聞きますと、4トンのパッカー車で毎週水曜日集めて歩くのに目いっぱい詰め込んでも800キロしか詰め込めないという形を業者から聞きました。その800キロが、キロ当たり町からどのくらいの金額で引き取っているのかという形、私ちょっと18円という価格をお聞きしたのですが、どんなふうでしょうか、この金額は。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、お答えを申し上げたいと思います。

これもちょっと5年度の実績になりますけれども、ペットボトルでいきますと、実は半年ごとに見積合わせというのをさせていただいておりまして、5年度の4月から9月の金額でいきますとキロ当たり20円、それと10月から3月までが、これがキロ15円というようなことで買取りをお願いしているということになるのですが、ちょっとここで触れさせていただきたい内容という部分が実はありまして、町でいろいろ委託をお願いをしている業務の中でいきますと、実は町は現在、再生資源業者と直接契約をしているというわけではないというのが一つポイントになります。

資源ごみを収集運搬をしまして、処理業務を行うものということで契約をしているというか、業務をお願いしているという状況です。また、古紙は古紙類で処理業務委託ということであれなのですが、つまり再生資源業者へ売却価格から選別作業や保管における経費を差し引いた額が、町のほうでお願いをしている買取り単価ということになってくるので、そのため市場価格が下がりまして、例えば経費がかかるというようなことになると、場合によると買取りではなく、逆に有償での処理という場合もあるというようなことで、特に選別作業、保管というところまでお願いをしているというのが実情でございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 なかなかごみ問題をお金に換えるということも、やはり相場もあるしいろいろと変わってくると思います。そのような形でペットボトルがもっと燃えるごみの中に結構入っているということなので、それをもう少し分別すればごみの減量化になるという形で、そして町の収益も少しは上がるという形、今、分別している、またそういう形で還元もされるということ、そのような形を、これやっぱこういう金額を町民の方が出したものがどのくらいになっているのだろうかということを私もちょっと聞くと、そんなことは知らない。ただ出しているだけ、そう言われたから出している。やはりこういうものを数字として、町民がこうして資源物で表していると、こういう形で返ってくるのですということ、あれだけ毎月広報にごみの問題を流しているのだから、できればそういう形は、こうして皆さんに還元したら、こういう形で役に立っているのだということをもっとPRすれば、もっと意識が高まるのではないかと思います。そのような形で、よろしく願いをいたします。

そして、環境委員というのですか、各地区でおりますが、ごみ置場の環境を守っていただいておりますが、清掃に当たり環境委員の方に多分手袋などを配布していると思います。それはどのような手袋を配布しているのでしょうか。多分町から入っているという。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 町から配布しているものというのは、軍手とかそういうものというよりは、ビニール状のものであったり、必要に応じて軍手もそうですけれども、そういったものということで、特に特殊なものではなく一般的な、そういうようなものということで対応してございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 私もちっと聞いたところ、本当に薄いゴム手なので、これ破れるおそれもあると。そして、できればせめて水にぬれても、危険物を触っても、要するに手にけがをしないような手袋は配布できないのだろうかという形を聞いておりますけれども、そのような形の配布というのはどうでしょう。どのくらいの人数がいるのか分からないですけれども、私も。各行政区で、うちのほうですと3名、何か代表者にだけ1つ配られるという話を聞いておりますが、せめて配るのでしたら、手に危険を及ぼさない、水にぬれても大丈夫、臭いなんかもあるので、その辺の形の配布はどんなふうでしょうか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 お答え申し上げます。

そのようなニーズに応じた形で、やはり危険物を取り扱うとか、水にぬれたものを取り扱うというようなご意見も今お伺いしましたので、できるだけそういったものに対応できるようなものを用意をさせていただくということで取組を進めさせていただきたいと思います。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 ありがとうございます。どうやらこれで、何とかここでせめて手袋ぐらいはという形が地元で言っていたので、ありがとうございます。

それでは、次に入らせていただきます。主要幹線道路の新設整備についてということですが、何年も前から予算の計上がありながら使われていなかった主要道路延伸調査資料作成委託料がありましたが、当時はどこの道路を延伸調査作成を考えていたのか、まずその1点だけをお伺いをしたいと思います。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 お答えさせていただきます。

今まで上がっていたものにつきましては、ここの庁舎の東手にあります1―12号線の幹線道路を、今、館林粕谷の県道までつながっているのですが、それより北に延伸させるという考えの下、一応そういう予算は計上しておりました。その路線につきましては、ルートの想定ですとかを検討した資料がございます。

以上です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 検討したということは、その先に何があるのか、またそれが目的がないとなかなか新しい道路というのは、これは結びつかないと思うのです。そのような形で当時は検討した。その先に工場団地を造るとか、いろんなことを考えていただいていたのではないかなと思います。

主要道路の延伸、そして幹線道路の拡張だとか整備、これは国の補助金がなければほとんど全くできない

のが現状であるというふうに聞いておりますが、国の補助金に該当するのには、そういう幹線道路を造るのにどんなことがあれば、この補助金の申請だとか、道路の拡張だとか、新しい道路ができるかというのが、大ざっぱでもいいですが、この先に何があったらということはどうでしょうか。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 国庫金等の問いにおきましては、今現在、群馬県で行っているものに、群馬県の計画にのっとって板倉町は、その計画に参画させていただいて、国庫補助につながるルートをつくるという考えているのですが、今まで主流だったものが、物流関係の交通に関するアクセス道路というのが今まで過去に5年、10年間はメインで群馬県はやっていたと思います。板倉町の中で、そのような施設に結ぶような理由がつけられる道路が今までなかったものですから、そういった道の開発というのは、今、板倉町で手を挙げておりません。

今後は、あと最近、群馬県が言い出したものが、災害レジデンスナンバーワンの県を目指しましょうということなので、そちらの災害関係のほうのルートも挙がってはきて、挙げられると思うのですが、多少話した中では本当に、ただ板倉町が、この道がよくなれば災害に役立つ道ですよと言ったとしても、なかなか認可が下りないような状況にはなっております。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 分かりました。ありがとうございます。

館林で大島地区ですか、今度50ヘクタールの工業団地を前に私も聞いたのですが、これだけを申請したら、全く県からの許可が出なかったと。では、どうしたらいいかといったら、農地の圃場を組み合わせれば、もうそういう工業団地もできるという話を聞いて、今現在もある程度もう進んで決まったという話を聞いておりますが、地元の人にちょっと聞きましたら、やはり何というのでしょうか、許可が出た経緯などを地元の人などもなかなか分からないと。板倉町でも大島地区の50ヘクタール、そしてまた農地の整備50ヘクタール、合わせたら出たという形なのですが、そのような情報というのは何か聞いておりますか。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

○塩田修一都市建設課長 都市計画部会というのが館林圏内、館林市と邑楽管内で適宜会議とか開催しているのですが、工業団地につきましては需要の逼迫とかあれば都市計画のほうで必要ですよという絡みで、工業用地とかの造成はするような状況でございます。農地関係につきましては、基本的に大島もそうなのですが、農地を潰して工業化の団地化にするということで、今問題になるのが、これは農政のほうの判断になるのですが、優良農地の減にすることはなかなか許されないという状況があると聞いています。優良農地の青地、一般的に青地、白地と分かれるのですが、白地だったものを青地の優良農地で固定してくださいとか、そういうような条件もつけられるような状況が最近は見られるというような情報は聞いております。

○小林武雄議長 須藤議員に申し上げます。時間が近づいておりますので、ぼちぼちまとめてください。

○2番 須藤 稔議員 いろんな形で大変だと思いますが、お願いをいたします。

先代が築いてきた板倉町、今度70周年記念事業の期間中に、特別事業のシティプロモーションコンテンツ制作委託料もありますが、これを活用して、県の補助金も絡んでいて難しいかもしれませんが、板倉町の立地のよさ、インターに近い町と都市の交通の便利のよさを町民と知恵を出し合い、そして効果のあるPRを

行い、板倉町の知名度を上げていければ工場誘致にもつながり、新しい道路の整備にも先が見えてくるのではないかなと思います。

このような形で、時間ももうないですが、シティプロモーションの予算で板倉町のPRを立地のよさ、高速か何か、それを全面的にやっぱり押し出さないと、板倉町自体がよく見えないと、そういう企業なり目が向かないと思います。そのような形で、予算にも県が入っているのですどのように、無理なのかもしれませんが、そういう形でもできるのでしょうか、どうでしょうか。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 シティプロモーションの関係については、うちのほうが管轄していますのでお答えしたいと思います。

7年度の予算ということで、いろいろ70周年記念事業ということで2,500万円ほどの予算をかけてやるわけなのですが、その中で一応考えているものについては、移住定住の関係とか、あとふるさと納税の関係とか、板倉はちょっと観光が少ない部分はあると思うのですが、そういった観光面の3本立てぐらいで、取りあえずイメージとしては構成をしているところでございます。もちろんお願いしている業者がありますので、これから議員さんに一応了解をもらって、7年度の予算が通った時には業者との契約をし、業者といろいろ調整をしながらやっていきたいと思っておるところでございます。

○2番 須藤 稔議員 分かりました。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。先ほどの質問の回答があるらしいので。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 すみません。大変お待たせしてしまって、すみませんでした。

出前講座の関係ですが、特に町民に対します出前講座の実績の関係なのですが、私が住民環境課に参ってからがほぼコロナ禍以降ということになるのですが、令和5年7月に第15行政区のほうのボランティア団体でありますふれあいの会から要請のほう受けまして、実施をいたしております。なかなかそれ以降は、それ以前は出前講座、行政区のほうでいろいろ行っていたというものがあるのですが、コロナ禍以降は、それ以降はなかなかちょっとないというような状況もありまして、令和5年、6年とも、特にそれ以外は行政区等から出前講座の依頼はなしということであります。

あとは、町民というか、学校関係でそれぞれ令和5年度、6年度、東小、西小学校で板倉リサイクルセンターの見学、視察ということもありますので、そちらのほうにうちの職員が出向きまして、ごみの啓発をほんの僅かな時間ですけれども、講義をさせていただいているという状況です。

以上でございます。

○小林武雄議長 以上で須藤稔議員の一般質問を終了したいと思います。

○2番 須藤 稔議員 ありがとうございます。

○小林武雄議長 ここで休憩いたします。

10時より再開いたします。

休 憩 (午前 9時47分)

再 開 (午前10時00分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告7番、荒井英世議員。

なお、質問時間は60分です。

荒井議員。

[8番 荒井英世議員登壇]

○8番 荒井英世議員 8番、荒井です。よろしくお願いします。時間の関係もありますので、早速質問に入りたいと思います。

まず、地域社会と学校の連携についてですけれども、最初にコミュニティ・スクール、学校運営協議会の導入についてちょっとお聞きいたします。この件につきましては、令和5年3月の議会の一般質問におきまして取り上げております。その際に、教育長から答弁をいただいたのですが、その答弁の内容としまして、コミュニティ・スクールを早急に導入することは考えていない。群馬県では今のところ少ないけれども、今後広がっていく可能性があるので、メリット、デメリットを考えて慎重に検討していきたい、そんなふうに答弁されています。

ポイントはですけれども、群馬県で今のところ少ないという部分と、それから今後広がっていく可能性があるので慎重に検討していきたいという答弁なのですけれども、あれから2年近く経過したわけです。後ほど設置状況について質問しますが、私の調べた段階では、群馬県内でも導入する学校が増えています。その導入についてどうお考えになっているのか。これからのコミュニティ・スクールと、それから現在実施しています学校評議員制度、それとの違いなど幾つか質問いたしますけれども、全てそういった質問が終わった後、教育長の見解をお聞きしたいと思いますので、後ほどお願いします。

まず、私がコミュニティ・スクール、それになぜこだわるかという部分ですけれども、コミュニティ・スクールの導入を一言で言いますと、地域とつながる学校づくりをより推進できるものと思っています。開かれた学校づくりを展開する上で、適切な選択肢だと思っています。私たちは地域の中で生活しています。家庭も学校も地域の中にあります。それぞれに子供たちの育ちと学びを支える環境や人間的なつながり、また豊かな経験が用意されることが必要だと思っています。

その中で子供たちは人間関係を結んで、課題を解決していく力を身につけるとは思いますけれども、地域社会の一員として参画し、地域を支える人材へと成長することが望まれていると思います。これは別の視点から見ますと、地域に愛着を持つ人材の育成、それから地域の連帯感、そういった醸成にもつながるものと思っています。

よくまちづくりは人づくりと言いますが、人づくりと学校づくり、それから地域づくり、それは一体のものだと思っています。学校は人のつながりの拠点となることができていると思っています。現在の学校を取り巻く状況ですけれども、少子化、それから地域社会とのつながりの希薄化、森田議員が一般質問でやっていたけれども、いじめの問題、それから教職員の勤務負担、そういった複雑化、多様化していると思います。学校に対する保護者、地域の理解の深まり、つまり学校と家庭と地域が連携しまして協働するための仕組み、そういった意味でコミュニティ・スクールの導入が必要ではないかと思っています。

前置きがちょっと長くなりましたけれども、まず最初の質問に入ります。私を通して町民の方に、コミュニティ・スクールとはどういったものかということを認識していただくという意味で、現在の学校評議員制度と、それからコミュニティ・スクール、そういった違い、異なる点、まずそれをお願いします。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お世話になります。それでは、お答えをしたいと思います。少し長くなってしまうかもしれませんが、お答えをしたいと思います。

まず、コミュニティ・スクールと学校評議員制度、いずれもこちら地域社会と学校が連携しまして、教育の質を向上させることを目的とした制度でございますが、それぞれ法的な位置づけや権限、役割に違いがございます。

まず、コミュニティ・スクールでございますが、法的根拠としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならないというふうにされておりまして、設置の努力義務がございます。

次に、目的としましては、保護者や地域の方々が一定の権限を持って学校運営に参画することにより、目標やビジョンを共有しまして、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことというふうにされています。位置づけとしましては、法律に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って学校運営と、そのために必要な支援について協議する合議体の機関というふうにされています。

委員の任命については、教育委員会が任命しまして、非常勤の特別職の地方公務員となります。主な権限としましては、学校の運営に関する基本的な方針について承認すること、学校の運営に関して、教育委員会、または校長に対して、教育委員会規則に定められた範囲において意見を述べるができること、そして教育委員の任用に関して、教育委員会規則に定められた範囲ではございますが、意見を述べるができるというふうにされております。

これに対しまして学校評議員制度についてでございますが、法的根拠は学校教育法の施行規則第49条にございます各学校等は、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができるとされておりまして、設置については任意でございます。

目的は、校長が必要に応じて学校運営に関して保護者や地域の方々の意見を聞くとされています。位置づけとしましては、校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度で、合議体ではございません。委員の任命については校長が推薦しまして、設置者が委嘱をします。主な権限については、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べる。評議員に意見を求める事項は、校長が判断します。これをまとめますと、コミュニティ・スクールは地域住民や保護者が学校運営に積極的に関与する仕組みを持ち、学校運営の重要な事項に対する権限を持つ制度でございます。

一方、学校評議員制度、こちらは校長の求めに応じて意見を述べる助言機関としての役割を果たすものであり、学校運営の意思決定には関与しません。これらの制度は、学校と地域の連携を深める点では共通していますが、関与の度合いや権限の有無が大きく異なります。今後も地域と学校が協働し、子供たちのよりよ

い教育環境を整えるために、制度の適切な運用を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 分かりました。基本的に学校評議員制度ですけれども、校長の求めに応じて学校運営に関して意見述べるということで、学校運営に関して何らかの拘束力とか、そういった制約する、ないということですね。

一番大きな違いは、コミュニティ・スクールについては、あくまでその合議制、これが一番でかいと思うのです。委員の要するに一定の権限が与えられていますから、それなりの責任も生じるということです。

一応違いについては分かりましたけれども、では次の質問入ります。群馬県内の設置状況、それから特に周辺市町村、その設置状況について把握している段階でお願いします。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 それでは、お答えをします。

県内のコミュニティ・スクールの設置状況でございますが、令和6年5月1日時点の導入リストとなりますが、全国平均で65.3%、群馬県が67.2%となっております。県内35市町村で導入率100%の自治体が9市7町8村の24自治体という状況でございます。また、周辺市町の導入率としましては、東部教育事務所管内の自治体で申し上げますと、桐生市が3.8%、太田市がゼロ%、館林市につきましては100%、みどり市が100%、そして邑楽郡内の5町につきましては、いずれもゼロ%といった状況でございます。

以上です。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 冒頭、私が令和5年に質問した中で、教育長の答弁の中で群馬県には少ないという形がありましたけれども、今後、広がっていく可能性があるので慎重に検討するとありましたけれども、そういった考えると、設置状況については確かに増えていると思います。私が調べたものによりますと、文科省の平成6年度のコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査とあるのですが、その中で令和5年度と令和6年度と比較を見ますと、県内の導入率が令和5年度が平均35.4%、令和6年度が平均で55.1%となっています。6年度については、これ県内ですけれども、全体ですけれども、富岡市とか中之条町、そういった5市町村が新たに導入しています。6年度は、かなり意外と設置数が増えています。

周辺自治体では、館林市は既に導入していますし、ただ邑楽郡はまだどこも導入していませんけれども、そういった意味で年度ごとに設置状況が、設置状況というか、設置数が増えていると分かります。

次に入ります。3点目の質問ですけれども、コミュニティ・スクールを導入した場合のメリット、メリットがあるから導入するのでしょうかけれども、また、もし課題となるデメリット、そういったものもあるとすれば、ちょっとその辺をお願いします。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 また少し長くなってしましますが、導入に関するメリット、そしてその課題についてちょっと回答したいと思います。

まず、導入のメリットといたしましては、まず地域と学校が連携を強化することにより、協力しながら教育環境を充実させることができます。例えば学校運営協議会を通じまして、地域住民や保護者が学校方針の決定に関与し、地域に適した特色ある学校づくりを推進することができます。また、地域学校協働活動を活用しまして、地域住民が特別授業の講師や学習サポートとして関わることで、実践的な学びの機会を増やすことが可能です。

次に、地域の専門知識や経験を生かした教育活動が展開できます。例えば退職した教員や地域の職人、企業関係者などが学校運営に関与しまして、キャリア教育や実習型の学習の充実が期待されています。さらに、登下校の見守りや、地域の清掃活動など地域住民との協力を通じて、安全で快適な学習環境を整えることもできます。

次に、地域と連携した学習活動を通じて、児童生徒の学びが深まります。例えば地域の伝統芸能を授業に取り入れることで郷土愛が醸成されたり、地域の防災訓練に児童が参加することで防災意識の向上につながります。加えまして、学校外の大人と接する機会が増えることで、多様な価値観を学び、コミュニケーション能力が向上する効果も期待されます。このように学校と地域の連携を強化することで地域のつながりが深まり、地域全体の活性化につながるというふうに考えます。

一方で、導入に際しては、次のような課題が想定されます。地域住民の負担が偏らないように、役割分担を明確にする必要があります。加えて、学校の教育方針と地域の要望のすり合わせを行う場の設置が重要というふうに考えております。これらの課題に対しまして、地域コーディネーターの配置や、段階的な導入計画を策定することで、スムーズな運営が可能となるというふうには考えております。

メリット非常に多いのですが、そのメリットを生かすためには、今申し上げたような課題、こちら課題、少ないようには思えるのですが、この課題を克服することが大変重要であって、また難しい面も多いのかなというふうには考えております。

以上です。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 メリットいろいろ挙げていただきました。導入して、どのような成果が上がっているかという部分ですけれども、これも文科省の調査の中で、先ほどのコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査、それを見ますと、成果の実感としまして、特に上がっているもの、学校と保護者や地域住民等の相互理解、それから魅力、特色ある学校づくりという形で、これが90%以上の教育委員会が、そういった部分で成果が上がっていると言っています。

ほかに学校を核とした地域コミュニティづくり、そういったものにも83%の教育委員会が、成果が実感できるという形で一応出ているのですが、確かにいろんな今後進める中で課題もあると思います。問題は、学校と地域との連携といいますかシステムの構築が重要だと思うのです。先ほど出ました地域コーディネーターの部分とか、例えば学校で学校運営協議会をつくりますよね。あとは地域で、できれば学校運営協議会と地域における地域学校協働本部ってありますよね。協働推進員、そういったものもできれば一緒にシステム化して、本当は同時にやっていくのが一番いいのかもしれませんが、ひとまず地域学校協働本部については、なかなか難しい部分もあるでしょうし、推進委員の委嘱にしても、それなりの充て職ではなくて、ある程度専門性が問われるわけですから、そういった部分も勘案していくとかなり難しいと思うのですが、なる

べくその辺のシステムを構築しながら、今後、やっていくことが必要かなと思っています。まず、その辺どうですか、今の部分。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 確かにCSというかコミュニティ・スクールに関しましては、うまく運営できれば本当にメリットが大きなものなのですが、それをやはり地域の方で、協議体とかに参加してくれる方も偏りがちになりますので、そういった方に負担がかからないように皆さんに参加してもらいながら、学校を運営していく。地域の実施したいことと学校の実施したいことを結びつけるコーディネーターの役割が、先ほど荒井議員さんからもありましたとおり重要になりますので、その辺の人選も含めまして、今後、検討して、本当にうまくいっているところは非常にいいのですが、本当に形だけつくっても、それほど意味がないのかなというふうに考えていますので、そこら辺の研究を進めていきたいというふうに考えております。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 その辺はいろんな設置自治体の先進事例、そういったものをいろいろ参考に進めていただけたらと思います。

最後に、先ほど教育長さんに答弁をお願いしますと言いましたけれども、今までの群馬県内の設置状況、あるいは導入した成果、メリット、そういった部分を全て踏まえた上で、今後、導入についてどういったお考えを持っておられるのか、ご見解をお願いします。

○小林武雄議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、コミュニティ・スクール導入に向けての考えということなので、お答えしたいと思います。

今もありましたように、コミュニティ・スクールについてはメリット、デメリットということがあると思います。これは前回の質問のときにもお答えしたと思うのですが、メリットとしては地域の教育力を生かして、子供の学びを深めるということ。それから、デメリットとしては、学校運営方針と、そしてそこに地域の方々が入るわけですから、学校の方針に対する要望のすり合わせ、どれだけ地域の方の要望を学校運営の中に生かせるのかということ、そういうところはしっかり共通理解する、あるいは把握しておく必要があるかなというふうに考えています。

前回、令和5年度に質問いただいたということなのですが、5年度ですから2年たったということなのですが、私としては基本的に考え方は大きな違いはありません。板倉町では、これまでコミュニティ・スクールに関連するような制度として学校評議員制度、これを長らく導入して、学校支援センターということを中心にして、地域の方々にいろんなボランティア活動をお願いしながら、事業のほうを充実してきたという経緯がございます。

今現在、その学校評議員制度とか学校支援センターを中心としたボランティア活動が行き詰まっているのかということについては、私は現状ではそんなことはなくて、以前と同じようにいろんな方々が学校に入って、支援をいただいているということで、うまくいっているのかなというふうに思います。習字のボランテ

ィア、家庭科のボランティア等、いろんな形で、あるいは中学校のほうではレシピを考えてなんていうことで新聞にも載りましたけれども、そんなことで地域の方々の教育力を生かして、現在でも学校教育の中に入れております。

ただ、先ほど議員が申し上げましたように、全国の導入状況、それから県内の導入状況を見ますと、ここ2年くらいですか、ここで急に導入が進んできているというのは私も承知しております。県内でも同様です。館林が100%、先ほど申し上げたようにみどり市も100%ということで、県内でも随分導入が進んできて、6割以上ですか。ただ、東部管内でいきますと、太田市、桐生市、そしてこの邑楽郡ということは、まだまだ導入は進んでいないということなのですから、今後、全国でも導入が進んでいるということで、メリットが非常にクローズアップされてきているのかなというふうに思いますので、そういう情報を得ながら、いずれにしても学校と地域がウィン・ウィンの関係になるということが一番大事だと思いますので、そういう関係にするためには、どんなふうなことを考えていけばいいのか、どんなことを配慮していけばいいのか、そういうことを検討しながら、導入に向かって考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 今後、各自治体の推移を見つめながら、その辺を慎重に検討していったほしいと思います。少なくとも学校評議員制度、当然今、機能していますけれども、さらにそれを一歩超えたものだと思いますので、その辺はまたよろしくお願いします。

次の質問に入ります。学校部活動の地域移行について質問いたします。これにつきましては、私も関心あったのですが、令和5年9月議会で、町長が議員時代に質問した内容なのですが、そのときに質問内容が、部活動の地域移行について令和7年度をめどに地域移行していくと思うが、どうなっているのかという質問でした。

それに対しまして教育委員会の答弁としまして、議会終了後、小中校長、中学校の部活の体育主任等が集まって、今後の在り方について、会議を開きたいというものでした。町長、覚えていますか。そこでちょっとお聞きしたいのですが、地域移行の関係ですが、地域社会と学校の連携の中では大きな位置を示していると思います。現在、地域移行の関係、こういった形で進められているのか、ちょっとお聞きいたします。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

部活動の地域移行についてでございますが、学校部活動の改革について、令和4年に、まずスポーツ庁及び文化庁から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン、それは学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてが示されました。群馬県でも令和5年7月に、学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた推進計画が示されております。推進計画の目的としましては、生徒がスポーツ・文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保をするとともに、多世代交流によって地域のコミュニティの充実を図る。また、学校の働き方改革を推進しまして、学校教育の質の向上をさせることを掲げております。

進め方としましては、令和５年度から令和７年度までを改革推進期間、令和８年度から令和13年度までの６年間を改革実行期間として取り組んでおります。県内では、前橋市、吉岡町、玉村町等がモデル事業として取り組んでいるところがございますが、その他の自治体ではなかなか導入が進まないというのが現状でございます。板倉町教育委員会としまして、これまで先進校視察や導入に向けて板倉中学校との検討協議を行ってまいりました。

しかし、受入れ団体の確保、指導者の確保、運営方法、中体連との接続、平日と休日の部活動の関連等が課題となっており、具体的な導入にまでは至っておりません。この問題は板倉町だけでの対応では困難なことが予想されますので、自治体の枠を超えた広域での連携を進めて、共同的な解決を図っていく必要があるというふうに考えております。今後も近隣自治体の対応状況に注視しながら、適切な対応に努めていきたいというふうに町では考えております。

以上です。

○小林武雄議長 荒井議員。

○８番 荒井英世議員 確かに難しい部分はあるのですけれども、令和５年９月１日に板倉町学校部活動の運営に関する方針というのが出されています。それ見ますと、学校部活動は生徒の多様な学びの場として大きな意義を持つ活動であるということで、ただ部活動の時間が増大することで、生徒や部活動顧問の心身の負担が大きくなる課題もある。少子化が進展する中、従前と同様の運営体制では維持できない現状がある。こうした現状を受けて、部活動の在り方を見直す必要があるとあるのです。

その中で、適正な数の部の設置とか部活動指導員制度、あるいは外部指導者の活用、部活動検討委員会の設置、それから部活動の地域連携、さっき言った広域連携の関係でしようけれども、そういった部分を今後の展開として挙げているのですけれども、そうしますと今の説明の中でいきますと、部活動指導員制度、これは県の制度ですか。いずれにしても外部指導者の活用の部分とか、何かその辺すごく難しいというあれでしたけれども、部活動検討委員会の設置というのもあるのですけれども、こういった部分についてはまだ手をつけていないということですか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 そちらについては、まだ立ち上がっておりませんので、来年度にはやっていきたいというふうには考えております。

○小林武雄議長 荒井議員。

○８番 荒井英世議員 確かに指導者を見つけることは大変だと思うのですけれども、できるだけ関係機関、例えば地域のスポーツ団体等ありますよね。そういった部分と細かに連携を取りながら、できるだけその辺の指導者をいろいろ見つけていただきたいと思っているのですけれども。

ちょっと関連してお聞きしますけれども、今年の３月６日の上毛新聞見たと思うのですけれども、部活の地域移行について記事が掲載されていました。県内の公立中学校など、153校の部活動をめぐりまして、指導をスポーツクラブなどの外部団体に委ねる地域移行を実施している学校ですけれども、15市町村の59校、39%ということで掲載されていました。板倉はこの中には入っていないですね。

それで、群馬県には部活動指導員制度があるのですけれども、令和６年度に始めた指導者の人材登録に

118人の登録があったそうです。その登録者なのですけれども、希望する市町村、一応募ったらしいのですけれども、長野原と片品、板倉も入るのですけれども、その3町村に希望がなかったということなのですから、ちょっと理由は分かりませんが、今後の取組についてちょっとお聞きしますけれども、先ほどの方針の中にあったように、どうでしょう、もう少しいろんな意味で、学校、関係機関とか団体の協議会の設置とか、あるいは学校保護者に向けた情報発信、そういった部分をもうちょっといろんな意味で細かにやる必要があるのかなと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか、今後の取組全般の中で。

○小林武雄議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、地域部活動の移行ということについて、今後の取組ということでご質問がありました。私も地域部活動については大変難しい問題であるし、課題が大きいなというふうに思っております。

先ほど議員が、上毛新聞の中で群馬県内の実施率の話がありましたけれども、39%ということで、ただ39%といっても、39%の学校が完全に地域移行したのかというと、多分そうではないのではないかなと。一部地域移行したとかということで、できるスポーツクラブにやって、地域移行できていない部活ももちろんその中には含まれているのかなというふうに思っています。

この問題で、やはり一番課題になるのは、先ほども話題に上がっております地域指導者の確保ということだと思います。単純に考えても土日に中学生を指導できる、そういう一般の人が板倉町にどれだけいるのかという。中学生ですから、難しいですね。中学生の指導というのは、なかなか小学生とはまた違った難しさがあるということ。生徒指導の問題とか、そういう問題も出てきますし、また部活動を見となると、子供だけではなくて、保護者の指導もできなければならないという問題もあるのではないかなと思うのです。

県内でも先進的に取り組んだ学校のお話を聞きますと、取り組んだのはいいのだけれども、子供たちや保護者の要望と、それから指導者の要望のずれ、やりたい部活動のずれ、指導者はこうやりたいけれども、保護者や子供たちはそうではなくて、こういうふうにしてほしいと。学校はこういうふうに使っていると、今までという、そのずれですか。そのずれが、どうしても埋まらなくて、なかなか前に進まないというような事例もあるようです。

確かにそういうことを考えてみると、いろんな課題というのは出てくるのだろうなというふうに思います。板倉町も地域部活動の導入について始まったときに、先進が吉岡町と玉村町が群馬県ではもう先進的にやっているということで、教育委員会としても実際に足を運んで、どんなふうに使っているのかという組織から、やり方からということで、担当者を交えていろんな話を聞いたのですけれども、とても板倉町ではそれを導入するのは無理だなというのが戻ってきてからの考え方です。

というのは、吉岡町とか玉村町は、もうもともと町でそういう地域スポーツが盛んで、すぐ受け入れられる団体があると、中学生を受け入れられるというようなことがあって、組織がもうできているので、すんなりいくのですけれども、だからといってほかのところが同じようにできるかというのは、なかなか難しい問題があると。板倉町だけではなくて、邑楽郡の学校等は、全部そういうところと言えるのではないかなというふうに思います。

当面する課題が違うというところと言えるのではないかなというふうに思います。文科省では、地域部活

動の問題を令和5年度から7年度まで、来年度までの3年間で達成するようというふうに、最初、令和4年度のときに通達があったわけなのですけれども、これ私、いろんな会議に、群馬県の会議ですとか、全国の会議にも出て、いろんな他県の教育長さんの話も聞いたのですけれども、とても3年間の中で文科省が言っているような地域移行なんてできないという意見が非常に多かったです。難しいということで、さらに令和8年度から13年度までの6年間を改革推進期ということで、なかなか来年度、7年度という来年度ですから難しいので、もう少し時間をかけてやってくださいというような通達もありました。

町としては、令和13年度ということで、まだ少し時間ありますので、文科省、県の方針を精査したり、あるいは、近隣の取組状況などを見ながら協議しながら、地域の方々の意見を交えながら協議して、板倉町の子供たちがすんなり地域の部活動が、やりたい部活動に入れるような、そういう体制が構築できればいいかなというふうに考えております。

以上です。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 分かりました。よろしくお願いします。

次に、観光事業の広域化について質問いたします。まず、観光事業を点から面に推進するために、周辺市町と連携を強化することが必要だと思っているのですけれども、まず1点目ですけれども、現在取り組んでいる広域的な観光事業、そういったもの何があるか、ちょっと幾つかお願いします。

○小林武雄議長 福知産業振興課長。

[福知光徳産業振興課長登壇]

○福知光徳産業振興課長 お答えさせていただきます。

広域的観光事業につきましては、複数の地域にまたがる観光事業を指すものでございます。交通インフラの整備やSNSの普及などによりまして、観光客が行政区域等の枠を超えまして、より多くの観光地を周遊するなど観光の楽しみ方が広域化や多様化したことにより、必要性が高まっている状況であることと思っております。

目的はいずれにしても、町外から集客を図ることが必要となりますので、隣接します自治体が開催しますイベント等に積極的に参加してございまして、町のPR活動を行っているような状況でございます。今後も県内外のイベント等に積極的に参加しながら、広域的に町のPRを継続していくことによりまして知名度を上げていくとともに、近隣自治体との相乗効果による集客につなげていきたいということでございます。

先ほどのようなということがございましたので、幾つか例を挙げさせていただきますと、令和6年度の近隣自治体のイベントに参加したということの実績でございますが、6年7月に野木町で開催されましたひまわりフェスティバル、10月に加須市が主催します渡良瀬遊水地まつり i n K A Z O、こちらも10月でございますが、群馬フェアということでイオンモール太田の中で開催された県が開催しますイベントのほうにも参加いたしました。

また、こちらも10月でございますが、こちらは東京のほうの丸の内のほうで開催されました特別区全国連携プロジェクト魅力発信イベントというものにも参加させていただきました。そのほか11月に世界キャラクターさみっと i n 羽生、これはイオンモール羽生のほうで開催されたものでございます。年が明けまして7年3月、先週でございますが、三県境フェアということで、こちら道の駅加須わたらせで開催されたこちら

は、栃木市、加須市、板倉町で共催しているものでございます。また、今週、四県境エリアの観光フェア、こちら群馬県等の県のほうで主催しているものでございますが、佐野のアウトレットのほうで開催したものに参加させていただいているような状況でございます。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 ありがとうございます。

2点目ですけれども、各市町と共通している観光テーマ、そういったものを調整しまして、共通した観光テーマを基にコース等を設定しまして、圏域全体の観光を強化する必要があると思うのですけれども、地域の魅力ある観光資源を広域的にネットワークするということですよ。例えば館林市は日本遺産「里沼」ということでアピールしています。あくまでこれ沼辺文化ということですよ。板倉町はどうかといいますと、重要文化的景観に指定されているように水辺文化、水の文化、そういったものが歴史文化があります。それは正直言って館林市の里沼に劣らない地域資源だと私は思っております。

したがって、そうした館林市の沼辺文化と板倉町の水辺文化、そういったものをうまく合わせて、広域的な観光ルートをつくってもいいのではないかなという感じがします。それには館林市と調整があると思いますけれども、交流人口の拡大という意味でも、なるべく板倉の水辺文化を前面に押し出しながらやっていくということも今後必要かなと思っておりますけれども、その辺の見解はどうでしょうか。

○小林武雄議長 福知産業振興課長。

[福知光徳産業振興課長登壇]

○福知光徳産業振興課長 観光をテーマとしたコース設定とか、圏域全体の観光を強化することはということでお答えさせていただきます。

議員が申しあげました館林市、隣もでございますが、県内で代表的な観光の周遊コースですか、そういうものを挙げますと、観光地でございます草津温泉を中心とした温泉周遊コース、また沼田市、川場村、片品近辺を中心とした自然散策コースですとか、富岡製糸場を基軸とした歴史を学ぶ周遊コース等があるようでございます。

当町におきましては、サイクリングコースとしましてレンタサイクルセンターを起点といたします町内約28キロを巡るコースがございまして、そちらのコースマップを板倉めぐりのマップとして観光パンフレットの最終ページに掲載しているというような状況でございます。また、水辺空間ということでございますので、みずばボタリングマップですとか、景観ウォーキングマップなども作成して、これ町内に限定されますが、そういうものを散策できるコースなども、こちら歩いていけるコースということで設定をしております。

当町につきましては、群馬県の最東端に位置しているという事情がございます。その特性を生かしまして三県境ですとか、渡良瀬遊水地のような県外にまたがる観光資源を周遊するという強みもございますので、そういうものを生かしていければというふうに考えております。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 通告書でいきますと、次は観光協会の関係が出てくるのですが、一応それを飛ばしまして、ちょっと一番聞きたかったことなのですが、観光事業の広域化に関連するものとして、事前に担当課に質問渡してありますけれども、その中から質問します。

まず、1つ目ですけれども、板倉町には来町した場合の憩える拠点、場所、それが無いと感じております。

にぎわいのある場所ということですから、これ先週、青木文雄議員の一般質問の中でも、にぎわいのある拠点の創設ということで質問がありました。

そこで提案なのですから、官民連携を前提に、谷田川周辺に川の駅、道の駅と同じようなものですが、そういったものをつくる考えはないかということです。板倉って川を有する地域文化で、その中で町と一体となったソフト政策、あるいはハード政策、そういったものを実施することで、防災教育とか観光情報、それから水と人との触れ合いの場、それから情報発信基地、そういった機能を持つ総合施設として位置づけて、当然その中で板倉の特産物、そういったものもあると思いますけれども、そういったものを設置することで、交流人口の拡大とにぎわいですか、そういった創設につながるものと思っております。

そういった川の駅の設置について、つくる、つくらないというより、事前の段階でいろんな先進事例を調査研究しながら、今後、検討というか、調査研究、まず前の段階を、そういったところやっていくお考えはないかお聞きします。

○小林武雄議長 福知産業振興課長。

[福知光徳産業振興課長登壇]

○福知光徳産業振興課長 お答えさせていただきます。

川の駅ということでございますが、川の駅の設置を検討するということは、今のところしてございません。お話がありました水郷周辺ということでございますが、一般的にあそこ谷田川という形になりますので1級河川ということでございまして、仮に設置場所を群馬の水郷といたしました場合、谷田川を含む群馬の水郷につきまして1級河川内であるため、基本的には移動できない休憩所や水洗トイレなどを基本的に造ることができないということが占用の条件という形になってございますが、今後、群馬の水郷の活用方法なども含めまして、関係者等で協議していきたいことと併せまして、先進自治体や国の制度などもあるようでございますので、その辺の調査研究を行いまして、必要等につきましても検討していきたいというふうに考えております。

また、議員もご存じのことと思いますけれども、当町では、以前、農産物直売所、健康の郷季楽里という直売所、情報発信基地でもございました。こちらを運営してございましたが、終盤に集客が図れずにやむを得ず閉店するという事となってしまいました。集客施設の運営管理の難しさがあるというふうに考えてもおりますので、慎重に判断してまいりたいというふうに考えてございます。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 設置場所ですけれども、例えば群馬の水郷の中というのではなくて、例えばあくまで谷田川周辺ということで、今のいずれ354の4車線化が出てきます。それとうまく合わせて、例えばその道路沿いに土地は当然町で買わなくてはいけないでしょうけれども、基本的に官民連携というのを前提に、私はPFIがいいと思うのですけれども、民間の資金とかノウハウ、そういった部分を取り入れて、どこまでできるかまず研究することが必要だと思うのです。

ひとまず、例えばそういった部分で、こういった形で可能かどうかという部分を県のほうに、県土整備部かな、そういったところにいろいろ相談してもいいのではないかなと思うのです。できる、できないは別にして、まず可能性がどの辺にあるか、それを探ってみるのが当面は必要かなと思っているのですけれども、どうでしょうか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 荒井議員からは、よく川の駅の話もお聞きしてはありましたけれども、実際、水郷公園の中というのはもちろん不可能なので、私はちょっと354沿い、谷田川のセブンイレブンの向かい辺りとか、場所的にはあの辺だったら道の駅と同じような形にはなりますけれども、可能なのかなというような話は一応担当とはしてきております。

ただ、実際に具体的にどこまでやるかという部分については、今後、検討を本当にしていきたいというふうに思っております。354の4車線化に向けても、あそこの交通量が少ない分には県もなかなかうんとは言ってくれない部分もございますので、交流人口の増加も含めて、今後、354沿いで検討はできればいいのかなというふうに考えております。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 その辺はよく調査研究、お願いします。

時間の関係でちょっと飛ばします。歴史・文化遺産を活用した地域ブランドの形成ということなのですが、歴史とか文化遺産、そういったものにはいろんな価値があります。経済効果をいろいろ考えると、生む可能性があります。そういった部分を外部の有識者を含めてプロジェクトチーム、そういった部分をつくって検討する考えはないかということなのですが、例えば板倉沼の関係ですけれども、万葉集の中で上毛野の伊奈良の沼の大藺草とありますよね。よそに見しよは今こそ勝れという歌がありますよね。オオイグサをネットで調べると、必ずこの歌が出てくるのです。つまりオオイグサ、即伊奈良沼、板倉沼ですけれども、かつてあった。そういった意味でオオイグサですけれども、古代においてはむしろを作ったそうなのです。当時のじゅうたんです。

そういった意味で、例えば現在は観賞用か生け花、そういった部分で活用されているのですけれども、そういったオオイグサについても、うまくすれば板倉の特産物、敷物かな、そういった部分で利用できるのではないかと考えています。その辺を歴史遺産というか文化遺産には、そういう経済効果を生むヒントがありますので、そういった部分を今後どういった形で考えていくかという部分があるのですけれども、例えば役場内にプロジェクトチームをつくったり、あるいは有識者入れて検討会議つくったり、そういった部分で特産物のどういったものができるかという部分を考えていく必要があるかなと考えているのですけれども、そういった部分についてはどうでしょうか。

○小林武雄議長 福知産業振興課長。

[福知光徳産業振興課長登壇]

○福知光徳産業振興課長 現在のところ、外部有識者を含めましたプロジェクトチームを発足させるという予定はございませんが、関係部署や団体等と意見交換をしながら、歴史や文化遺産を観光面で活用できるかなど慎重に検討していきたいというふうに考えております。また、観光資源の発掘などをコンサルタントに委託するというのも一つの方法と考えております。

なお、先ほど何回かお話出てきましたが、当町の70周年記念事業の一つに板倉町の魅力を広く発信するためのシティプロモーション事業が計画されてございます。この事業を進める中で、文化財等を含めました新たな魅力につきまして検討していくことができるのではないかと考えております。当事業の実施

によりまして、幅広く多くの方々に、今まで届かなかった情報を発信していくことができるのではないかと
いうふうに考えております。まずは、板倉町を知っていただくということが重要になりますので、今後も一
層の情報発信に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 補足で、特に荒井議員は文化協会長でもございますので、ぜひそういった町の特産品な
り、町の歴史、文化を発信していくに当たっては、ぜひご協力をいただきたいというふうに考えております。
もちろんオオイグサというと、先ほどの万葉集の話もございましたけれども、私が小学生のとき、ちょうど
西小学校にちっちゃな池があったのですけれども、そこにオオイグサ、たしか天然記念物か何かということ
で、校長先生が植えてくれたのかなと思っているのですけれども、そういったことも含めて、あと中学校の
文集がたしかオオイグサという名前だったりもしますので、なかなか私らの頃は、オオイグサというとか
すごくメジャーな親しみのあるものだったのですけれども、今の子供たちがどういうふうに思っているのか、
また外から来られた町の方がどう思っているのか、そういった面も含めて誇れる町の文化だと思っ
ておりますので、含めて発信のほうを力を入れていきたいというふうに思っております。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 その辺はやっていきたいと思えますけれども、オオイグサ、万葉集です。かつて万
葉の里ではないのですけれども、そういった部分で地域ブランドの形成ということでやったことあるのかな。
そういった部分で、今後、地域ブランドの形成ということでいろいろ進めていったらいいのではないかと
思っています。

時間がちょっとかなり迫っていますので、観光の広域連携の中で1つ、例えばこれ町長の公約の中にもあ
るのですが、遊水地を活用した連携事業、各関係する市町、そういった部分を今後も公約の中で研究してい
くというのがありましたけれども、そういった部分は例えば今の段階でどういった形を想定しているのか、
ちょっとお聞きします。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 現在、具体的に他の市町との会議、もしくは検討というのはできてはいない状況ではご
ざいますけれども、せっかくの遊水地ですので、板倉町が絡めるところ絡んでいきたいと。ただ、面積的な
部分で、板倉町に何が持ってこれるか、コウノトリの巣の塔、あれも一時は話もあったのですけれども、そ
ういった形で町が関われる部分は関わっていき、また広域で周遊できるような形のプロジェクトが打てれば
いいのかなというふうには考えております。

○小林武雄議長 荒井議員に申し上げます。時間が近づいています。よろしくお願いします。

○8番 荒井英世議員 もう一回です。

最後の令和7年度の一般会計当初予算編成について、これにつきましては今回ちょっと省きまして、予算
委員会でまたこの部分について質問したいと思えますけれども、ここで北小、南小の利活用の研究とありま
すけれども、これについても予算委員会のほうでいろいろやりたいと思えます。執行部の皆さんには、私の
質問項目に対していろいろ答弁をお考えになったと思うのですけれども、ちょっと時間の関係でいろいろは

しよりまして申し訳ありませんでした。

以上で終わります。ありがとうございました。

○**小林武雄議長** 以上で荒井英世議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩いたします。

11時15分から再開いたします。

休 憩 (午前10時59分)

再 開 (午前11時15分)

○**小林武雄議長** 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告8番、亀井伝吉議員。

なお、質問の時間は45分です。

亀井議員。

[7番 亀井伝吉議員登壇]

○**7番 亀井伝吉議員** 7番、亀井です。最後の質問者になりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、これ事務事業評価でやるべきかなと思ったのですけれども、ちょっと考えがありまして質問させていただきます。婚活応援事業とカップリングデザイナー事業なのですけれども、この事業を一つにまとめてみてはどうかと思ひまして質問させていただきます。どうでしょうか。

○**小林武雄議長** 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○**橋本貴弘企画財政課長** それでは、お答えしたいと思います。

まず、婚活応援事業とカップリングデザイナー事業というのが別々にあるわけなのですけれども、初めに婚活応援事業につきましては、総務課の行政庶務係のほうが一応所管をしているところでございます。いっとき各メディア等でも影響ありましたまちコンとか、お見合い大作戦とか、そういった称する多人数による出会いのイベントがいっときはやっていました。

その頃、同じようなときを経て、板倉町におきましても板倉町の商工会青年部とか農協の青年部、それとボランティアの方たちと連携をして、婚活応援事業実行委員会を立ち上げまして、婚活イベントのほうは実施して事業を展開してまいったところでございます。実績といたしますと、平成21年度から22回ほど開催してまして、成婚まで至ったカップルについては6組あったそうでございます。

しかしながら、令和2年からコロナの影響によりまして、この婚活イベントは現状開催していない状況でございますし、参加者のほうもだんだん、だんだん減少傾向になっていっているというような内容でございます。

一方で、カップリングデザイナー事業なのですけれども、それはうちのほうの企画財政課のほうが管轄しているところでございますけれども、これは平成27年度から始まった事業でございます。当初カップリングデザイナーの方は18名ほどおったわけなのですけれども、現在半分の9名となっておるところでございます。一応市川議員さんにもなっているという状況でございます。

これについては、お見合い希望者登録者数について、現在、男性の方が21名、それと女性の方が9名、合計で30名の方が登録されております。令和元年度からの実績を見ますと、2組の方が一応カップルになっておるのですけれども、結婚まではされたという情報は入っておりません。直近では、令和5年度、昨年度に1組のお見合いを実施したというようなことをカップリングデザイナーさんのほうから聞いたのですけれども、お見合いではないのですけれども、会わせてただけで、その後、お付き合いまでは発展しなかったというような内容でございます。

今、説明したように、婚活応援事業とカップリングデザイナーは、若干趣旨が異なっておるところでございます。婚活イベントについては、若い人たちが積極的に行くイベント、カップリングデザイナーは若干おとなしめの人たちが、昔でいうおせっかいおばさんではないのですけれども、そういった方が世話をしてやっていってもらうというような状況の事業というようになっているところでございます。

最終的には、亀井議員さんが言うように一括にできないかということなのですけれども、似ている部分はあるのですけれども、やはり両方とも婚活として男性と女性の出会いの場というのは一致している部分はあると思うのですけれども、それを簡単に一つにまとめるのではなくて、今ある2つの事業を細かい部分を見ながら連携していけばいいなというふうにならないうところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 同じような趣旨なので、連携というか、課をまたいでではなくて、一つの課でまとめてしまったほうがいいかなと思ったのですけれども、その辺どうでしょう。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 答えたいと思います。

最終的には検討していかなくてはならない部分かなというふうには思っております。やはり2つにいろんな課、係があると、そっちだよ、あっちだよとかというようなやり取りがどうしても出てしまう部分があるのですけれども、総合的に考えて検討していければなというふうには思っております。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 結婚を意識する、またそういうふうには結婚してもいいかなと、婚活されている方もまだ結婚を考えていない方も、いろいろとカップリングデザイナーの方にも頑張ってもらえば、そういう方向に向かえるかと思しますので、その辺は検討願いたいと思います。

若い人たちの出会いの場というのがなかなか見えていないのだと思うのですけれども、私たちも50年前ぐらいなのでも、青年団という、そういう活動で出会いとかがあったわけなのでも、そういうようにして自治体として出会いの場というのを設けられないかなと思うのですけれども、去年、千代田町でイベントをやったと思うのですけれども、その辺のお考え、また千代田町のイベントの結果といいますか、その辺をもし把握していましたらお願いしたいと思います。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、千代田町で開催したイベントの関係でございますけれども、千代田町

につきましては令和4年度から婚活イベントとしてまちコンというのを開催しておるところでございます。今年度、令和6年度についても9月に4、5、6ということで3回目ということで、まちコン3（邑楽館林婚活パーティー）として、大泉町のヴィラ・デ・マリアージュ太田のほうを会場に開催されました。

定員については、一応男性、女性を50名ほど申込みをさせていただいて、その参加条件としますと25歳から45歳までの間の方が対象ですよというような内容でございます。この本イベントにつきましては、基本的に千代田町が主催でやっていただいているわけなのですが、板倉も含め、そのほか明和、大泉、邑楽、館林、あと農協の青年部等が共催となって、イベント会場に行ってお手伝いをしているところでございます。

この参加者募集に際しても、町の広報紙、それとホームページ、それとカップリングデザイナーを通じて先ほど言った30名の方にも、こういったまちコンがありますよというチラシは配らせていただきました。そんな中から、板倉町から参加した方については、男性が3人、それと女性が2人の参加があったそうでございます。ただ、50名、50名の申込みの中で、最終的に当選されたメンバーなのですが、男性が50人に対して、女性は35人しか当選がなかったということでございます。逆に言えば女性の応募が少なかったというような内容でございます。

この婚活イベントの問題の一つとすると、やはりそういった50、50がそろって一緒にやればいいのですが、だんだん、だんだん参加者も少なくなっているような状況がありますので、千代田が毎年3年間やっていただいているわけですが、今後、また広域化でいろいろ考えていくべきなのか、そういった検討も必要かなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 千代田町さんが主体らしいですが、協賛でもいいのですけれども、やはり協賛という考えではなくて、お互いに主体的な取組というのですか、その辺も重きを置くが大変大事かと思えますので、協賛という形だと何となく乗っているような感じを受けますので、主体的にという、もしあれでしたら板倉町が主体でできるような考えがありましたら、どうでしょうか。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

〔橋本貴弘企画財政課長登壇〕

○橋本貴弘企画財政課長 お答えしたいと思います。

基本的に町単独でやるというのは、過去にもやっていて、だんだん、だんだん人数が少なくなってって、縮小傾向になっている部分がありますので、これをまた新たに単独でやるというのはすごく難しい部分があります。よって、広域化というか、そういった連携をしながら、そういった婚活イベントをやるという方向が一番ベストかなというふうには思っております。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 そういう広域でやったほうが、集まる方も、また町だけですと集まる方も限られてしまいますので、これからも毎年のようにやっていただければと思います。人数がちょっと集まってこれる方が少ない等もありますので、年2回は難しいかと思えますけれども、これからもよろしく願いいたします。ありがとうございます。

次に、避難所の空調設備についてなのですが、東小と西小の体育館にはエアコンの設置が決まりました。旧北小学校の体育館には、避難所になっているのですが、エアコンの設置の声がありません。これ何とか設置していただけないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 お答えいたします。

旧の北小学校の体育館、こちらは非常時、特に水害のとき、水害時におきます重要な避難所の一つでございまして、避難所の環境改善という点におきましては、空調設備の設置、必要性は十分に認識をしているところではございます。

しかしながら、旧北小学校の体育館の平常時につきましては、一部のスポーツ少年団によりまして週に1日程度、かつ短時間の利用ということが現状でございまして、日常的にも利用されている状況ではございません。つきましては、現段階におきましては空調設備の設置の検討には至っていないということでございます。

一方、議員おっしゃるとおり、同じ避難所として位置づけをされております東小学校、また西小学校の体育館、こちらは当然平常時における教育環境、また非常時における避難環境の向上というその目的が存分に図れるということから、現在、空調設備、これはガスヒートポンプ方式の空調設備の設置を進めている状況でございます。

この空調設備の設置につきましては、多額の費用がかかると。また、設置後の維持管理の経費も発生するというでございまして、平常時、また非常時におきます利活用の有無、また必要性、それとやはり財政的な面を総合的に考慮いたしますと、旧北小学校の体育館にガスヒートポンプ方式によりまして空調設備、これを常時固定という形で設置することは、現状難しいのではないかなというふうには考えてございます。

しかしながらではございますけれども、東小学校、また西小学校の体育館へ空調設備の設置が完了いたしますと、これ夏までには設置したいということで進めておりますが、両校の体育館に現在配置をしております移動式の、これ冷風機、またジェットヒーター等がございまして、それが不用になることも想定されます。これらを利用いたしまして、平常時においては日常的な利用があります海洋センター、こちらへの配置をしつつ、非常時については北小の体育館等の避難時における空調設備として活用が考えられます。課題となっておりますのが、停電時は使用できないのではないかなという課題もございますので、非常用電源の確保と併せまして検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 ヒートポンプのエアコンも何か全国的にエアコン設置が決まりましたので、事業者が逼迫するおそれがあります。地元では夏に入るだろうといっても、いつ入るか分からない、そんな現状だと思うのです。そういう面もありますけれども、あと国の補助金とか利用できれば使っていただきたいのですけれども、そういう防災減災の国土強靱化の補助金が使えないのでしょうか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 災害時の避難場所ということで設置をする場合においては、あらゆる補助金等について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 いつ板倉町は水害なんか分かりませんが、その辺は検討していただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。庁舎窓口に行きまして、先日なのですけれども、職員から説明を受けたのですが、パーティション、それとマスクをつけていたためにちょっと聞こえづらいときがありました。そういうことで、また小声で聞き間違い、また個人情報とか、また相談内容がほかの方に漏れてしまう場合があると思います。漏れないように軟骨伝導イヤホン、耳の穴にイヤホンを入れなくて、軟骨、耳のすぐそばでかけておいて声が聞こえると、こういうイヤホンなのですけれども、この導入についてお伺いしたいのですけれども、どうでしょうか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、お答え申し上げます。

軟骨伝導イヤホンでございますけれども、こちらは今、議員のほうからありましたとおり、耳の入り口付近にあります軟骨を振動させて音を伝えるものというようなことで、集音機とセットで使用するため、小さな声もしっかりと聞き取りができるというものになっております。

窓口対応におきましては、どなたにも分かりやすい対応を心がけておりまして、耳の聞こえづらい方や高齢の方への対応につきましては、ゆっくりと、かつ分かりやすく話すなど、相手に合わせた対応を取るよう努めております。

しかしながら、ただいまご指摘のありましたとおり、コロナ禍以降、庁舎内でのアクリル板設置等によりまして、やはり会話が聞き取りづらい状況もありまして、相手に聞こえるように職員が大きな声で話さざるを得ないという場面も見受けられるというような状況になっています。このようなとき、軟骨伝導イヤホンを使用することで大きな声で話すことが不要になるというようなこともありまして、窓口においては個人情報を周囲に聞かれるリスクも軽減されるということが大に見込まれるというようなことになります。

また、通常のイヤホンと違いまして、先ほどお話もありましたけれども、外耳道内に挿入せずに使用するというようなものになっていますので、衛生的に使用できるというメリットもあるというように伺っております。これらのことを鑑み、年度内には、その軟骨伝導イヤホン一式が届くよう業者のほうへ既に発注も済ませておりますので、届き次第、亀井議員には、このようなものが届きましたよということでご報告申し上げたいと考えております。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 大変ありがとうございます。やはりお年寄り、また耳の不自由な方も結構いるかと思うので、この点、軟骨伝導イヤホンはかなり威力は発揮するかと思います。早速導入していただけるということで、大変ありがとうございます。またよろしく願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。70周年の記念事業についてなのですけれども、スポGOMI大会というのがあるのですけれども、スポーツ的にごみを拾う。そのごみを拾った品物、また重さによって点数をつける、こういう大会ですか。人数は3人から4人のグループ、または家族で町道のごみを拾う、こういう趣旨でやっていただきたいと思います。制限時間は1時間ぐらいで、公民館とかに一度集合していただ

いて、1時間でごみを拾っていただきまして、また公民館に戻ってもらって採点すると、こういうイベントをやっていただけたらと思って提案しました。いかがでしょうか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、スポGOMIの関係になりますけれども、地域の清掃活動、いわゆるごみ拾いの関係につきましては、なかなか自ら率先をして楽しく行うという方はやはり比較的少ないのかなというふうに感じております。ごみ問題を学びながら、楽しく、しかもスポーツとして競技化をしましたスポGOMIというものと、慣例でありますごみ拾いを融合して開催するという着想は一挙両得とも考えておりましたけれども、大会としまして開催をするには、やはり参加者の安全を確保するという責任が町にも生じているというようなところで考えております。

お子さんからお年寄りまでが参加できる安全な場所がなかなかちょっと地理的に提供できないことでありますとか、投棄されるごみ自体が安全な場所には少ないというようなところで問題があるのかなというふうに感じています。具体的には、どちらかといえばごみが落ちているのは交通量の多い県道や、傾斜のきつい土手などというようなところで感じています。我々といたしましては、一過性のイベントに終わることなく、町民がごみ問題に対しまして、やはり意識やモチベーションをいかに持続していけるかというようなところで慎重に検討する必要があるのかなというふうに考えています。まずは研究をさせていただきまして、引き続き町のごみ問題について、誰もが関心を持ち、認識を持っていいただけるようなきっかけづくりを考えつつ、前向きに取り組んでいきたいというように思います。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 安全面を考えてということで、ちょっと大変な部分があるのかという答弁でしたけれども、谷田川の愛護団体でごみ拾いやるのですけれども、もう10年前は冷蔵庫、洗濯機、すごいのが落ちていました。最近では、毎年2回やっているのです。7月頃と2月頃やるのですけれども、毎年のようにそうやってごみ拾いやっていきますので、ごみの種類も、あと量もかなり減ってきています。そのごみが、地域の方が捨てたごみかと思うと違うのです。大体通りがかりの方が捨てていくと。やはりそういう啓発といえますか、どこかでごみを捨てては駄目なのだというのをやっていかないと、いつになってもごみを捨てる人、ごみを拾う人と、そういうのが出てきますので、小さいときからごみ捨ては駄目なのだというのを何とか啓発できればと思ひまして提案させていただきます。前向きに検討をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

最後に質問させていただきます。地域再生計画の中に学生支援の位置づけということでお伺いしたいのですが、去年、橋本課長にはパンフレットをお持ちしたのですが、学生が都内から群馬県内の就職先に面接とかいろいろなことで来るときに、交通費とかかなりかかる。また、宿泊しなければならないような状況もあるということで、その学生への支援を何とかしたいということで国のほうで支援が決まりましたけれども、それは自治体が受け入れるように計画を県に提出しなければなりませんので、その辺の見解をお願いいたします。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、お答えしたいと思います。

まず初めに、地域再生計画についてなのですが、これについては地方公共団体が行います自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化や雇用機会の創出など、地域の活力の再生を総合的に推進するために地方再生法に基づいて内閣総理大臣が認定する計画でございます。地方公共団体、板倉町としますと、地域再生計画は作成しておるわけなのですが、その計画を提出して内閣総理大臣の認定を受けることによりまして、地域再生計画に記載した事業の実施に当たり、財政金融等の支援措置を活用することができるものとなっております。

本町におきましては、地域再生計画というのが総合戦略と同じイコールで国のほうに提出しているわけなのですが、その総合戦略の中に入っているのが一応企業版のふるさと納税を支援措置として今のところ活用しておるところでございます。

先ほど亀井議員さんが言われたように、学生支援の関係で交通費の関係でというお話はさせていただいたのですが、私のほうの事務局のほうに提案させていただいて、私のほうから亀井議員さんのほうに、やはり補助金の金額が安い割には手間がかかるし、あとは、うちのほうのそういう担当の人たちも、結局、国の補助をもらおうと計画書を上げて、交付申請書を上げて、実績計画書をやってというような3本柱みたいな流れがあるわけなのですが、そういった難しさがあるからちょっと難しいですかねという話はさせてもらった経緯はあると思うのですが、結果、地方就職学生支援事業というものが令和6年10月から国が設計して開始されたわけなのですが、町とすればそれについては一応事業化しておらないというような状況でございます。

この制度の内容なのですが、東京圏にいる大学生がUターンとかそういった就職を促すために、群馬県内の企業に就職活動にかかった交通費を補助する制度でございます。これについては令和6年10月から開始しておるわけなのですが、新聞にも載っていますけれども、12月現在で群馬県内で全く来ていないというような状況でございます。では、誰もいないのはなぜかといいますと、やはり周知不足みたいな形が指摘されておるわけなのですが、自治体として学生本人にやはり周知するのがなかなか難しい部分があります、もちろん東京のほうに行っているわけですから。それと、申請書類をそろえる大変さも意外と大変なのだけれども、その分補助金が少ないですよというような内容です。

この補助額の金額なのですが、群馬県内に面接に行って内定をもらった場合に、マックス6,000円が出ますというような補助です。その交通費分が6,000円、マックス6,000円です。だから例えば群馬県内2社に行った場合は1万2,000円とか、そういった部分になると思うのですが、やはり学生たちが6,000円もらうために、いろんなそういう書類を集めたりとか、実績報告を作ったりとかしないのではないのかなというので、前回はお断りさせていただいた部分があるわけなのです。そういった内容もやはり考慮して、うちのほうとしても検討はなかなか難しいかなというふうには思っているところでございます

結論とすると、やはり学生支援の案件を入れてもらいたいということなのですが、特に位置づけてはいないと。ただ、町単独で奨学金とかをやっている方については、5年間マックス15万円で返還している部分もありますので、そういったものを逆に活用していただいたほうがいいのかというふうに思っております。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 考え方はいいかと思っただけですけども、何か補助の金額も小さいし、いろいろと手続が大変ということで、何かいただいた方がいないというような状況らしいのですけれども、こういういろんな取組をやって、移住なり、またUターンしてきて定住していただけると、こういういろんな取組をやっていくところに効果が出ればいいかと思しますので、もうちょっと補助額が上がるとか、または手続をもっと簡素化するとか、その辺は国のほうに訴えなくてはならないかと思うのですけれども、その辺はこれからいろいろと職員の方も考えていただいて、いろんな案を出していただきたいと思います。私たちもいろいろと案を出していきたいと思しますので、これからも懲りずをお願いしたいと思います。

時間早いですけれども、以上で質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○小林武雄議長 以上で亀井伝吉議員の一般質問が終了しました。

○散会の宣告

○小林武雄議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月19日の午前9時から行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 （午前11時48分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 4 日)

令和7年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第4号）

令和7年3月19日（水）午前9時開議

- 日程第 1 議案第18号 令和7年度板倉町一般会計予算について
日程第 2 議案第19号 令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 3 議案第20号 令和7年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
日程第 4 議案第21号 令和7年度板倉町介護保険特別会計予算について
日程第 5 議案第22号 令和7年度板倉町下水道事業会計予算について
日程第 6 陳情第 1号 町道3231号線の拡幅整備について
日程第 7 閉会中の継続調査、審査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	永田 亮	議員	2番	須藤 稔	議員
3番	藪之本 佳奈子	議員	4番	尾澤 将樹	議員
5番	青木 文雄	議員	6番	森田 義昭	議員
7番	亀井 伝吉	議員	8番	荒井 英世	議員
9番	延山 宗一	議員	10番	市川 初江	議員
11番	青木 秀夫	議員	12番	小林 武雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小野田 富康	町 長
赤坂 文弘	教 育 長
伊藤 良昭	総 務 課 長
橋本 貴弘	企画財政課長
栗原 正明	税 務 課 長
佐山 秀喜	住民環境課長
新井 智	福 祉 課 長
玉水 美由紀	健康介護課長
福知 光徳	産業振興課長

塩田修一	都市建設課長
石川由利子	会計管理者
小野寺雅明	教育委員会 教務局長
福知光徳	農業委員会 農事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

荻野剛史	事務局 長
小野田裕之	庶務議事係 長
本田明子	行政庶務係 長兼 議会事務局 書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○小林武雄議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○小林武雄議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長及び産業建設生活常任委員長から委員会付託案件の審査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○議案第18号 令和7年度板倉町一般会計予算について

○議案第19号 令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

○議案第20号 令和7年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

○議案第21号 令和7年度板倉町介護保険特別会計予算について

○議案第22号 令和7年度板倉町下水道事業会計予算について

○小林武雄議長 日程第1、議案第18号 令和7年度板倉町一般会計予算についてから日程第5、議案第22号 令和7年度板倉町下水道事業会計予算についてまでの5議案を一括議題といたします。

この5議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 おはようございます。それでは、予算決算常任委員会に付託されました、令和7年度各会計の当初予算関係5議案につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

初めに、審査の期日につきましては、3月11日、12日、14日、17日の4日間で実施いたしました。

次に、審査の経過について申し上げます。審査の冒頭に、予算の概要及び主要重点事業に係る予算審査を割り当て、その後、各課局ごとに課局長及び係長から、予算書により各事業の説明を受け、質疑応答を重ねました。また、審査最終日には予算案全般にわたる総括質疑を行い、慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第18号 令和7年度板倉町一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 令和7年度板倉町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 令和7年度板倉町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 令和7年度板倉町下水道事業会計予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○小林武雄議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第18号から議案第22号までの5議案につきましては、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第22号までの5議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第18号から議案第22号までの5議案につきまして、一括で採決いたします。

本5議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第18号から議案第22号までの5議案は、委員長報告のとおり可決されました。

○陳情第1号 町道3231号線の拡幅整備について

○小林武雄議長 日程第6、陳情第1号 町道3231号線の拡幅整備についてを議題といたします。

本陳情については、産業建設生活常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

亀井産業建設生活常任委員長。

〔亀井伝吉産業建設生活常任委員長登壇〕

○亀井伝吉産業建設生活常任委員長 おはようございます。それでは、報告いたします。

産業建設生活常任委員会に付託されました案件につきまして、3月10日に審査を行いましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、陳情第1号 町道3231号線の拡幅整備についてであります。

初めに、審査の経過について申し上げます。審査に当たりましては、陳情の趣旨及び内容を確認の上、委員全員で現地調査を行い、道路の現状や利用状況などの説明を受け、慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。陳情のあった町道3231号線は、現況幅員が非常に狭く、自動車や農耕車両等の通行に支障を来しており、緊急車両の進入や消防活動が困難な状況であります。このような現状を総合的に勘案して審議した結果、本路線の拡幅整備を行うことで、住民等の利便性の向上、安全安心感の向上が見込まれること、また隣接地権者の同意もあることから願意を妥当と認め、採択するものと決しました。

以上でございます。

○小林武雄議長 委員長による報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより陳情第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択となりました。

○閉会中の継続調査、審査について

○小林武雄議長 日程第7、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

○町長挨拶

○小林武雄議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 改めまして、皆さんおはようございます。

今定例会3月6日より14日間という長期の日程で、皆さんには予算及び様々な審査をしていただいたわけですが、今回来年度、7年度になりますけれども、一般会計及び特別会計各議案のほうを可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

おかげさまで来年度しっかりと審議していただいた予算をしっかりと執行していき、町民の皆様の負託に応えられるように頑張りたいというふうに思っております。

今回3月の定例会ということで、予算の審査ということで皆さん方には慎重審議をいただきまして、様々な意見も頂戴をいたしました。また、一般質問には、私も議員になってこの議会に参加をし始めてから6年

ほどたちますけれども、初めて8名の方の一般質問をいただきまして、大変活発な議論が展開されたものというふうに感じております。

やはり皆様議員お一方お一方の考えていること、また町に対して求めていること、いろいろ皆さんのほうからご指摘、またご意見をいただくことによって、町の執行部のほうといたしましても、それをどこまで酌み取って執行していけるかというところが大事なところかというふうに思っております。当然執行部が考える町のためという部分と皆様方、もちろん町民を代表されて選ばれてこられている皆様方からの意見というのももちろん大事な部分でございます。そのせめぎ合いといいますか、できるところはもちろん酌み取ってやっていく。ただ、できない部分、予算の部分がもちろん大きく昨用してくるところなのですけれども、そこを何とかしていく部分、これはさすがにいい意見だな、やらなければいけないなという部分については、もちろん補正を組んででもやっていかなければいけないというふうにも考えておるところでございます。

ちょうど今年度、来年度ですね、今年の2月1日から来年の1月31日までということで町制施行70周年ということで、板倉町を挙げてお祝いをしていきたいというふうに思っている中で、少々無理をしている部分もございますけれども、予算も取りつつ盛り上げていこうということで予算計上している部分もございますので、皆さんからの意見を取り入れながら様々な施策について、また今までやっている事業についての冠事業ということで町制施行70周年と銘打って、いろいろこれから盛り上げていこうと思っておりますので、これから次、全員協議会等でも取り上げていくところもございますけれども、皆様からの意見をいろいろいただきながらやっていきたいというふうに考えているところでもございます。

ちょうど今3月、お彼岸に入りまして、暑さ寒さも彼岸までというところではありますけれども、今日は大変肌寒い一日ではございますけれども、日も延びて大分暖かい日も増えてきております。ちょうど定例議会をやりながらという中で、ちょうど来年度に向けての人事のほうも今動いており、もうすぐ内示といいますか、ほぼほぼ内容が固まってはきているところなのですけれども、来年度に向けて予算も通していただきましたので、新執行部の体制も取りながら、来年度に向けてしっかり頑張っていきたいというふうに思っているところであります。

皆様におかれましても、これから議会が終わってから各団体等の切り替わりの時期ということで、いろんな会合、また年度が替われば新年会であるとか、歓送迎会ということでいろいろお出になる機会もあらうかと思っておりますけれども、私も含めてになりますけれども、体にはくれぐれも注意をしていただいて、議員活動、またそれぞれの活動につきまして頑張っていっていただければというふうに思います。

今回は予算を通していただいたということでお礼を込めまして、簡単ですけれども、ご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○閉会の宣告

○小林武雄議長 以上をもちまして令和7年第1回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午前 9時15分）

上記会議の顚末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和7年5月14日

板倉町議会議長 小 林 武 雄

①署名議員 青 木 秀 夫

②署名議員 永 田 亮